



第2次

うるま市総合計画

後期基本計画

2022
|
2026

愛してます
住みよいまち

うるま



沖縄県うるま市

愛しています
住みよいまち
うるま



ごあいさつ

平成29年に策定された「第2次うるま市総合計画・前期基本計画」は、令和3年度をもって、5年間の計画期間が終了することから、令和4年度からの5年間の計画期間とする「第2次うるま市総合計画・後期基本計画」をこのたび策定いたしました。

近年、私たちを取り巻く社会は、感染症の流行や地球規模の気候変動、頻発する自然災害、急速に進行する少子高齢化や人口減少、公共施設や社会インフラの老朽化などの課題に直面しています。

後期基本計画の初年度となる令和4年度は、沖縄県が本土復帰を果たしてから50年を迎える記念すべき年でもあり、新たな沖縄振興計画もスタートいたします。

沖縄県は大きな転換期を迎えており、本市においても、市民や地域のニーズを的確に捉え、市政運営に反映する政策立案力と実行力が一層重要になってまいります。

これらを踏まえ本計画期間においては、本市の厳しい行財政状況を勘案し、限りある行政資源（予算、職員・組織、公共資産等）を有効に活用し市政運営の効率性と透明性を高めるとともに、多様化・高度化する市民ニーズに対応していくため、自治会や地域活動団体及び民間事業者の皆様と行政が一体となった「市民協働のまちづくり」を進めてまいります。

豊かな自然や多くの先人によって培われてきた歴史・文化など、貴重な地域の資源を生かしながら、人と人のつながりを大切にし、子どもからお年寄りまですべての人が地域への愛着と誇りを持ち、笑顔で安心していきいきと暮らせる魅力あるまち「愛しています 住みよいまち うるま」の実現に向け、市民の皆様と連携し取り組んでまいりますので、市政運営に対するなお一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定に際し、「うるま市総合計画策定評価委員会」の委員の皆様をはじめ、市民アンケート等を通して、貴重なご意見・ご提言をお寄せいただきました皆様に対し、心からお礼申し上げます。

令和4年3月

うるま市長 

第2次
うるま市総合計画
後期基本計画 2022-2026

第1編 第2次うるま市総合計画の基本構想 p5

計画の背景と意義	p6
第1章 まちづくりの基本理念と将来像	p8
第2章 まちづくりの基本目標	p10
第3章 うるま市の概要	p12
第4章 うるま市の概況	p15
第5章 主要指標の見通し	p18
第6章 将来土地利用の方針	p20

第2編 うるま市を取り巻く環境 p25

第1章 時代の潮流とうるま市の課題	p26
第2章 SDGsについて	p33
第3章 市民の声	p38

第3編 後期基本計画 p39

第1章 後期基本計画の施策体系について	p40
第2章 基本目標別施策	p42

基本目標 1 みんなで支えあう健やかなまちづくり p45

1-1 地域福祉の充実	p46-48
1-2 生活困窮者への支援	p49-51
1-3 障がい者福祉の推進	p52-54
1-4 高齢者福祉・介護保険事業の推進	p55-58
1-5 健康づくりの推進	p59-62

基本目標 2 子どもがいきいきと育つまちづくり p63

2-1 母子保健の充実	p64-66
2-2 子育て支援・少子化対策の充実	p67-69
2-3 幼児教育・保育の充実	p70-72
2-4 子どもの貧困対策の推進	p73-75
2-5 配慮を要する子どもへの支援の充実	p76-78

基本目標 3 まちの活力を生み出す産業づくり p79

3-1 農水産業の振興	p80-83
3-2 商工業の振興	p84-86
3-3 観光の振興	p87-90
3-4 雇用促進・就業支援の充実	p91-93
3-5 企業誘致の推進	p94-96

基本目標 4 自然と調和した快適で暮らしやすいまちづくり p97

4-1 計画的な土地利用の推進と住環境の充実	p98-101
4-2 公共交通の充実	p102-104
4-3 道路・排水路の保全と整備	p105-107
4-4 公園・緑地の整備と潤いのある景観づくり	p108-111
4-5 循環型社会の形成と環境保全	p112-116
4-6 上水道の整備	p117-119
4-7 下水道・生活排水処理施設の整備	p120-122

基本目標 5 郷土に誇りをもち未来を拓く人づくり p123

5-1 生きる力を育む学校教育の充実	p124-129
5-2 学校教育施設の充実	p130-132
5-3 青少年健全育成の推進	p133-135
5-4 生涯学習の充実	p136-138
5-5 スポーツ・ライフの推進	p139-142
5-6 文化・芸術の振興	p143-145
5-7 文化財の保存・活用の推進	p146-148

基本目標 6 市民と行政が一体となった協働によるまちづくり p149

6-1 防犯対策・交通安全の推進	p150-152
6-2 防災・減災・防疫対策の推進	p153-157
6-3 消防・救急体制の充実	p158-161
6-4 コミュニティの充実と市民協働のまちづくり	p162-166
6-5 人権の尊重と男女共同参画の推進	p167-171
6-6 持続可能な財政運営の推進	p172-175
6-7 持続可能な行政運営の推進	p176-178
6-8 行政のデジタル化の推進	p179-181
6-9 公共資産マネジメントの推進	p182-184

第3章 分野横断施策 p185

横断施策：島しょ地域の振興 p186-190

資料編 参考資料 p191

第1編

第2次うるま市総合計画の 基本構想

- 第1章 まちづくりの基本理念と将来像
- 第2章 まちづくりの基本目標
- 第3章 うるま市の概要
- 第4章 うるま市の概況
- 第5章 主要指標の見通し
- 第6章 将来土地利用の方針

計画の背景と意義

地域主権改革の流れを受け、2011(平成23)年8月、「地方自治法の一部を改正する法律(平成23年法律第35号)」が施行され、総合計画における基本構想の法的策定義務がなくなりました。

計画の策定及び議会の議決を経るかどうかは、各市町村の判断に委ねられることになりましたが、総合計画は、市の総合的かつ計画的な行政運営の指針を示すものであり、まちづくりの長期的な展望を市民と共有するために必要な計画であることから、うるま市においては、これまで同様、法的策定義務の有無にかかわらず策定することとしました。

本市は、4市町合併からこれまで沖縄県の中部圏域をリードするまちとして発展を続けてきました。2017(平成29)年には「第2次うるま市総合計画」を策定し、本市の限りある資源、人材、公共施設等の効果的な活用を進め、若い世代からお年寄り、そして将来を担う子どもたちが、本市で安心して仕事をしながら生活できる未来に向けて、全力でまちづくりを進めているところです。

「第2次うるま市総合計画・前期基本計画」が2021(令和3)年度までを計画期間とすることから、2022(令和4)年度からは、2026(令和8)年度までの5年間を計画期間とする「第2次うるま市総合計画・後期基本計画」に基づき、市政を運営していきます。

また、市民とともに作る総合計画とするため、行政としての説明責任を果たし、透明性の向上を図ることはますます重要になってきています。同時に、多様化する市民ニーズに柔軟に対応できるよう、行政資源を最大限効果的かつ効率的に活用する行政運営も求められています。

そこで本市では、「行政が何をどれだけ行うか」ではなく、「計画に掲げるまちの姿にどのくらい近づいたのか」、「それぞれの事業がどのように貢献したのか」などを評価し、その結果を次の事業の企画や実施等に反映していく仕組みである『行政評価』によって、引き続き総合計画の進行管理を行っていきます。

総合計画の計画期間について

基本構想

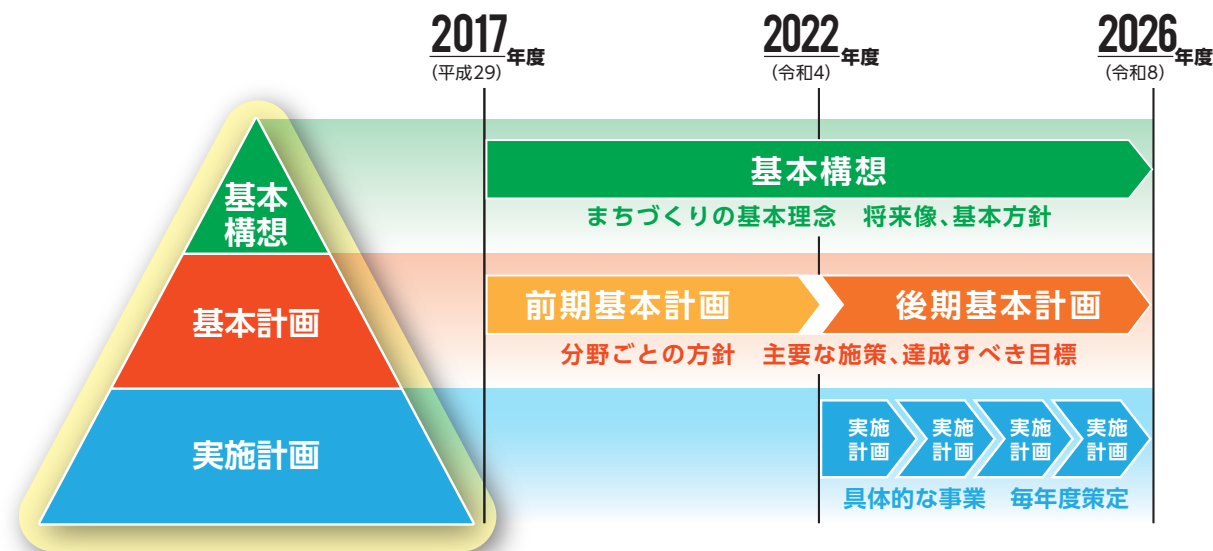
基本構想は、本市のまちづくりの基本理念・将来像・基本方針を定めた10年間の指針です。
【計画期間】 2017(平成29)～2026(令和8)年度

基本計画

基本計画は、基本構想を実現するための分野ごとの方針や主要な施策、達成すべき目標を定めた計画です。
【計画期間】 前期:2017(平成29)～2021(令和3)年度
後期:2022(令和4)～2026(令和8)年度

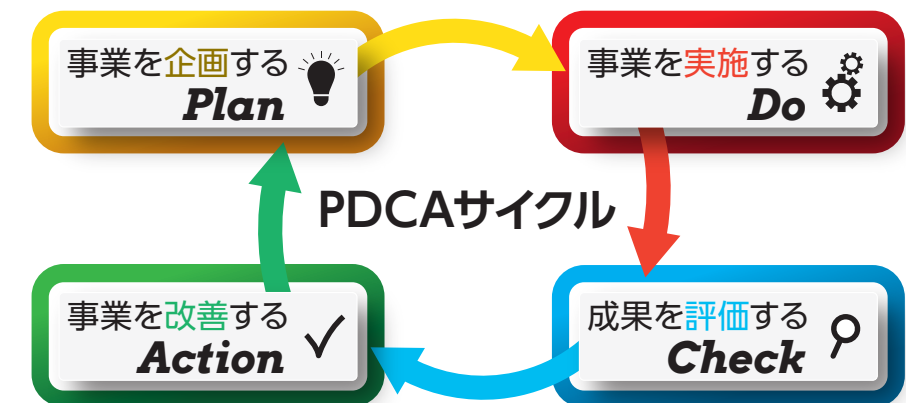
実施計画

実施計画は、基本計画で定めた施策について、行財政などに配慮しつつ具体的な事業を示した計画です。計画期間は3年間ですが、毎年度事業の評価等を行い、見直しを行います。



行政評価の4つの観点について

- ① **成果重視の行政経営** まちの将来像の実現に向けて、施策・事務事業の達成度や妥当性を測ることにより、成果重視の最適な事業の推進を行います。
- ② **情報公開(説明責任)** 評価結果はホームページを通じて毎年公表することで、事業の透明化を図るとともに説明責任を果たします。
- ③ **健全な財政運営** 評価結果を基に、事業の収支改善や新規事業立案に際してのビルド&スクラップを行うことにより、財政収支の改善を行い、持続可能な行政経営を行います。
- ④ **職員の意識改革** 評価を通じ、目的・成果・コスト意識を持つことにより、行政資源を効率的・効果的に活用する意識の徹底を図ります。多くの職員の主体的な関わりを通じて、職員の行政経営に対するモチベーションを上げていきます。



(1)まちづくりの基本理念

うるま市は、まちづくりの普遍的な方針として、市民憲章を定めています。

【市民憲章】

- すこやかで、心のかよう家庭と、思いやりのあるまちをつくります。
- 自然を生かし、花とみどりに包まれた、きれいなまちをつくります。
- きまりを守り、ものを大切にする、住みよいまちをつくります。
- 働くよるこびと、若い力の育つ、元気なまちをつくります。
- 教養を高め、文化のかおり高い、魅力あるまちをつくります。

本市のまちづくりの基本理念は、市民憲章を踏まえ、

【まちづくりの基本理念】

- 『家庭や地域が絆で結ばれた心豊かなまち』
- 『自然を生かした美しいまち』
- 『人や自然にやさしい住みよいまち』
- 『教養を高め歴史・文化を生かした魅力あるまち』
- 『働く人々と産業に活気がある元気なまち』

とします。



まちづくりの基本理念

(2)うるま市の将来像

まちづくりの基本理念を踏まえ、その方向性や将来の市の姿を簡明・効果的に表現したものとして市の将来像を設定しています。



愛しています

市民一人ひとりが地域に対して「愛する」気持ちを持つことが、その地域の魅力を高め、豊かにしていきます。また、基本理念（「心豊かなまち」、「美しいまち」、「住みよいまち」、「魅力あるまち」、「元気なまち」）を実現させるためには、家族を愛し、人を愛し、地域を愛し、自然を愛し、歴史・文化を愛することが大切です。

本市に携わるすべての人がうるま市を「愛しています」といえるようなまちづくりを目指していこうという思いが込められています。

住みよいまち

人と人との温かいつながりのもと、人と自然、そして歴史が共生し、活力に満ちた地域社会を実現することで、だれもが「住みたい・住み続けたい・住んで良かった」と思えるまちづくりを目指していこうという思いが込められています。

うるま市の将来像

まちづくりの基本理念及び将来像を実現するために、次の6つのまちづくりの基本目標を設定します。

基本目標 1

みんなで支えあう 健やかな まちづくり

(保健・医療・福祉分野)

目指す姿

すべての市民が生涯にわたって健康に恵まれ、明るく生き生きとした生活を送ることができるまちを目指します。

また、保健・医療・福祉サービスと地域の支えあいにより、病気や障がい、要介護状態など支援が必要になっても安心して暮らせるまちを目指します。



目指す姿を実現するために

- 市民一人ひとりが健康で、住み慣れた地域で自立して、豊かな生活を送ることができる環境づくりを推進します。
- みんなで困っている人を助け合い、自立を支援する環境づくりを推進します。
- 市民の誰もが安心して暮らしていけるセーフティーネットの充実を図り、誰にでもやさしいまちづくりを推進します。



基本目標 2

子どもが いきいきと育つ まちづくり

(子ども・子育て分野)

目指す姿

充実した子育て環境の中で、未来を担う子ども一人ひとりが個性や創造力を伸ばし、社会の一員として自立していけるまちを目指します。

また、夢と希望をもって子どもを産み育てることができ、すべての子どもたちが健やかに育つことを社会全体で応援するまちを目指します。



目指す姿を実現するために

- 待機児童の解消や子育て世帯の相談支援など、安心して子どもを産み育てることができるまちづくりを推進します。
- 子どもと子育て世帯のための健康・保健の充実や子どもの居場所づくりなど、子どもの育ちを見守る環境づくりを推進します。



基本目標 3

まちの活力を 生み出す 産業づくり

(経済分野)

目指す姿

本市の誇る農水産物、歴史・文化、自然環境などの地域資源や地理的特性などを生かし、活力に満ちた経済活動(農水産業、観光、商業、工業など)が展開され、多様な雇用の機会をつくりだすまちを目指します。



目指す姿を実現するために

- 豊かな自然環境や農業基盤を生かした農水産業の振興に向けた取組みを推進します。
- 魅力ある自然環境やエイサー・闘牛・獅子舞等の伝統文化を活用した観光振興を推進します。
- 地域活性化を図るため、企業誘致の推進や地場産業の育成に向けた取組みを推進します。
- 中小企業の振興を図るため、中小企業と行政が連携し、経営の安定・向上に向けた取組みを推進します。



基本目標 4

自然と調和した 快適で暮らしやすい まちづくり

(都市基盤・環境分野)

目指す姿

自然と調和した住環境の整備や計画的な土地利用を推進するとともに、美しい景観と環境に配慮した都市空間の形成を目指します。

併せて、道路や公園、公共交通、上下水道など質の高い都市基盤の整備を進め、安全で快適な暮らしやすいまちを目指します。



目指す姿を実現するために

- 都市基盤の計画的な整備を進めるとともに、効率的・効果的で持続可能なまちづくりを推進します。
- 自然や歴史・文化を生かし、地域住民が主体となった景観づくりを推進します。
- 地球環境に負荷の少ない循環型社会の構築や、海や河川等の水質保全など自然環境の保全を図り、自然環境にやさしいまちづくりを推進します。



基本目標 5

郷土に誇りをもち 未来を拓く 人づくり

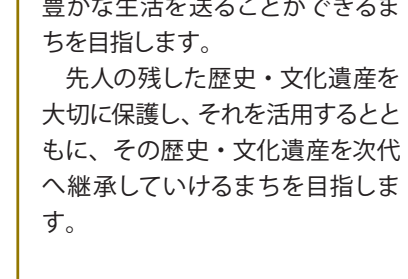
(教育・文化分野)

目指す姿

未来を拓く人材を育成するため、「学校の力」「家庭の力」「地域の力」を発揮し、未来を担う子どもたちが「生きる力」を身に付け、高い志を持つ人づくりを目指します。

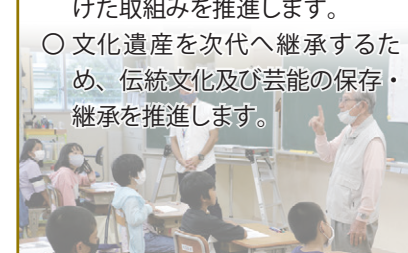
また、すべての市民が生涯学習やスポーツを通じ、生きがいのある心豊かな生活を送ることができるまちを目指します。

先人の残した歴史・文化遺産を大切に保護し、それを活用するとともに、その歴史・文化遺産を次代へ継承していけるまちを目指します。



目指す姿を実現するために

- 子どもたちの生きる力の基盤として、「確かな学力」の向上や豊かな心・健やかな体を育み、意欲を育てる教育の充実に向けた取組みを推進します。
- 教育施設・設備などの教育環境整備を推進します。
- 市民のスポーツに対する関心を高め、その普及・振興のため、スポーツ環境の整備を図るとともに、スポーツ団体等の育成に向けた取組みを推進します。
- 文化遺産を次代へ継承するため、伝統文化及び芸能の保存・継承を推進します。



基本目標 6

市民と行政が 一体となった協働による まちづくり

(行財政・コミュニティ分野)

目指す姿

市民の創意と意欲をまちづくりに最大限に生かすため、市民と行政がパートナーとしての役割と責任を果たしながら、個人・地域・行政がお互いを補完し合う、共に築き上げるまちを目指します。



目指す姿を実現するために

- 火災や事故、大規模災害等に対する備えと対策を進め、市民の命を大切にする災害に強いまちづくりを推進します。
- 効率的・効果的な行政サービスの提供を図るため、行政経営マネジメントを推進します。
- 市政情報の積極的な発信と共有を図り、市民の市政への関心を高めるとともに、市民や地域コミュニティと協働によるまちづくりを推進します。



第3章 うるま市の概要

①位置・地勢

うるま市は、総面積が87.02km²(国土地理院2016(平成28)年)で、沖縄本島中部の東海岸に位置し、県都那覇市から約25kmの距離にあります。東に金武湾、南に中城湾の両湾に面しています。

丘陵地の広がる石川地域と金武湾及び中城湾の両湾に接する具志川地域・勝連半島の地勢に加え、東方海上には有人・無人の10の島々があり、伊計島・宮城島・平安座島・浜比嘉島・藪地島の5島は海中道路や架橋によって結ばれています。

また、沖縄本島中部で唯一の有人離島である津堅島があります。



②沿革

貝塚時代から琉球王国時代、明治の琉球処分、太平洋戦争後のアメリカ統治時代、そして本土復帰を果たし沖縄県へと、時代の潮流によって激動の歴史を刻み、平成の市町村大合併によりうるま市が誕生するまでを以下に示します。

琉球史	具志川	石川	勝連	与那城
貝塚時代	貝塚時代のアクセサリーが豊富な「地荒原貝塚」 九州の弥生人との交流が活発であった「宇堅貝塚」	約3,500年前の貝塚が発見された「伊波貝塚」	約3,500年前の土器の文様を彫り込んだ線刻石板が見つかった「平敷屋トウバリ遺跡」	9,000年以上前の土器や骨、貝殻が見つかった「藪地洞穴遺跡」 貝塚時代の人々が暮らす集落であった「仲原遺跡」 「シヌグ堂遺跡」
グスク時代	外側と内側に二重の石垣を持つ輪郭式の「安慶名グスク」が築かれる 具志川間切	「伊波グスク」が築城され、按司は安慶名グスクや勝連グスクに一族を送り、一大勢力となる 越来間切(現沖縄市)に含まれる	12~13世紀頃に「勝連グスク」が築城される活発な海外との交易により発展し、その繁栄は日本の京都や鎌倉に例えられる。 勝連間切	勝連間切に含まれる
第一尚氏王統	1429年 統一国家「琉球王国」の成立			
第二尚氏王統	前期		1458年 護佐丸・阿麻和利の乱で王府に攻められ勝連グスクを落城	
	後期	琉球最古の歌謡集「おもろさうし」(1626年)に「くしかわ」と記載	1666年 越来間切から分割・独立した美里間切に含まれる	1609年 喜安日記に初めて「勝連」の二字が記載 1676年 西原間切として勝連間切から分離・独立、同年平田間切と改称 1687年 平田間切、与那城間切と改称
琉球藩	1872年 明治政府、尚泰を「藩王」、王国を「琉球藩」と設置 1879年 琉球処分			
沖縄県	1908年 沖縄県及び島嶼町村制施行により、具志川間切から具志川村となる	1908年 美里間切から美里村となった一地域に含まれる	1908年 勝連間切から勝連村となる	1908年 与那城間切から与那城村となる
琉球政府	1945年 高江洲市、のち前原市 1946年 具志川村 琉球大学の前身である沖縄文教学校、沖縄外国語学校や農業学校などが続々創設され、沖縄の文教の中心地として発展 1968年 具志川市に昇格	1945年 美里村から分離し石川市誕生 米軍により設置された難民収容所や琉球政府の前身である沖縄諮問委員会や民政府が設置され、沖縄の政治・経済・教育文化の中心地として発展	1945年 高江洲市、のち前原市 1946年 勝連村	1945年 平安座市 1946年 与那城村
沖縄県	1971年 沖縄返還協定調印			
			1980年 勝連町に昇格 1997年 浜比嘉大橋完成 2000年 勝連城跡が「琉球王国のグスク及び関連遺跡群」の一つとして、世界文化遺産に登録	1972年 海中道路完成 1974年 平安座、宮城島間公有水面埋立工事完了 1982年 伊計大橋完成 島々の交通の便が飛躍的に向上 1994年 与那城町に昇格
2005年「うるま市」誕生				

③米軍施設・区域等の概況

県内の33箇所ある米軍施設のうち、7箇所がうるま市に所在し、米軍専用施設・区域及び自衛隊基地は、市面積の約7.7%を占めています。



基地の位置と面積

区分	施設・区域名	字名	面積(千㎡)
米軍専用施設・区域	キャンプ・コートニー	昆布、天願、宇堅	1,339
	陸軍貯油施設	栄野比、昆布、天願、川崎	720
	キャンプ・マクトリアス	川崎、西原	379
	嘉手納弾薬庫地区	栄野比、石川山城、石川楚南	1,877
	天願棧橋	昆布	31
	ホワイト・ビーチ地区	勝連平敷屋、勝連内間	1,568
	津堅島訓練場	勝連津堅	16
	計		5,930
自衛隊基地	陸上自衛隊浮原島訓練場	勝連比嘉	254
	海上自衛隊沖縄基地隊	勝連平敷屋	87
	海上自衛隊沖縄基地隊具志川送信所	天願、昆布	169
	陸上自衛隊勝連高射教育訓練場	勝連平敷屋、勝連内間、勝連平安名	192
	計		702
	合計		6,632

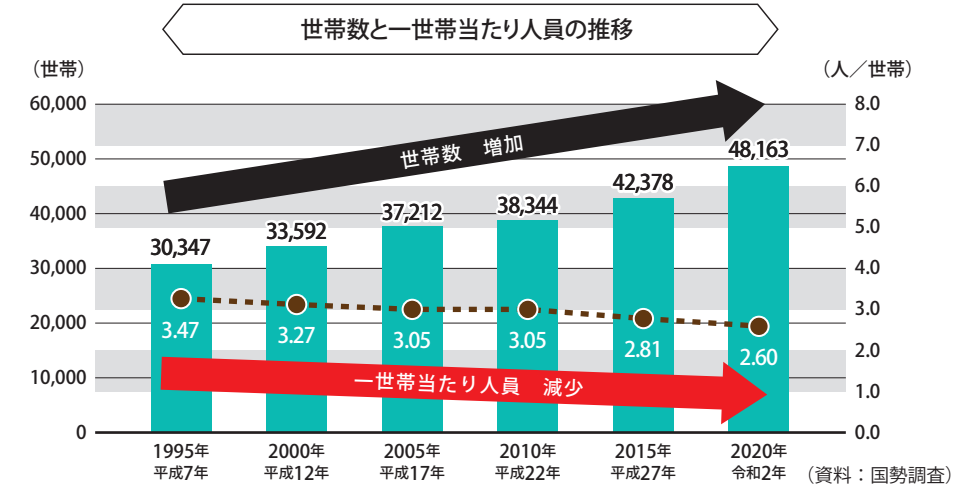
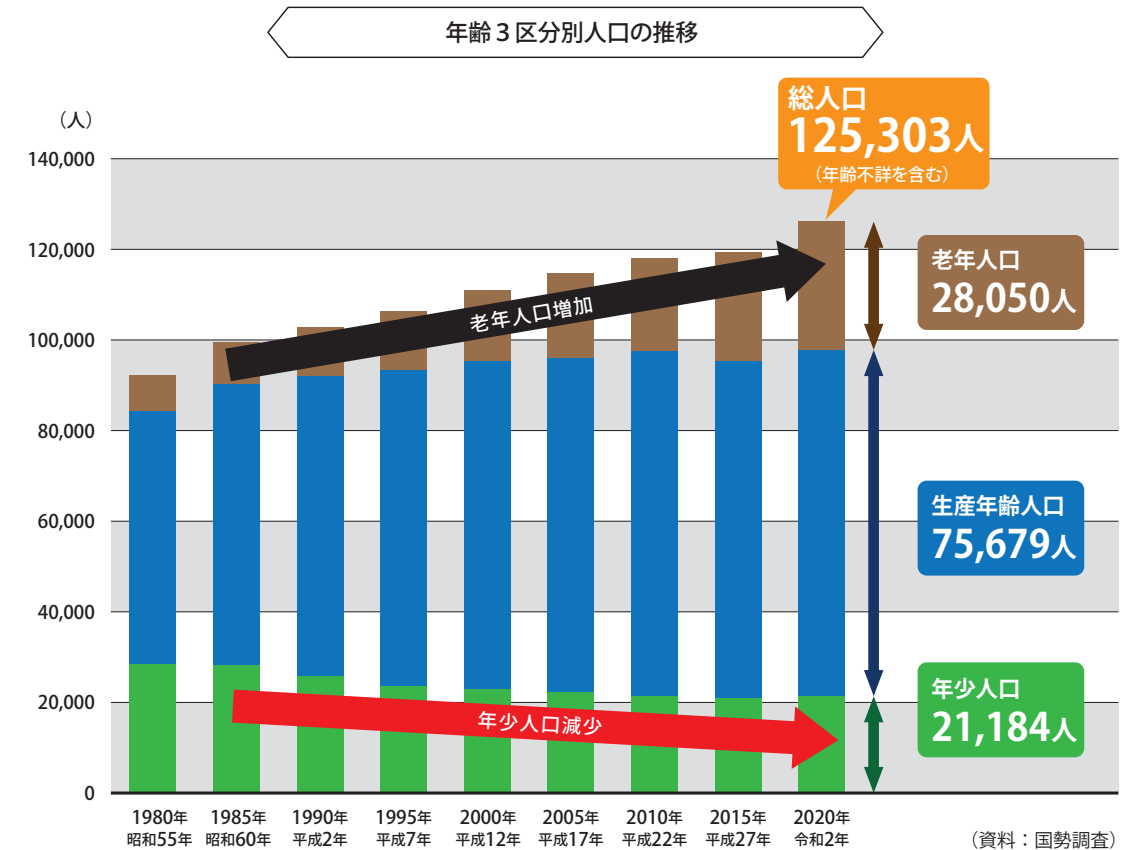
(資料：うるま市市勢要覧2015)

第4章 うるま市の概況

(1)人口構造

うるま市の人口は年々増加しています。年齢3区分別に見ると、年少人口(15歳未満の人口)は長期的には減少傾向にありますが、2020(令和2)年国勢調査では、増加に転じています。生産年齢人口(15歳以上65歳未満の人口)は2015(平成27)年を除いて、増加傾向にあります。老年人口(65歳以上の人口)は全国的な傾向と同様に増加しています。

世帯数については、1995(平成7)年と比較して増加しているものの、一世帯当たりの人員は減少しています。

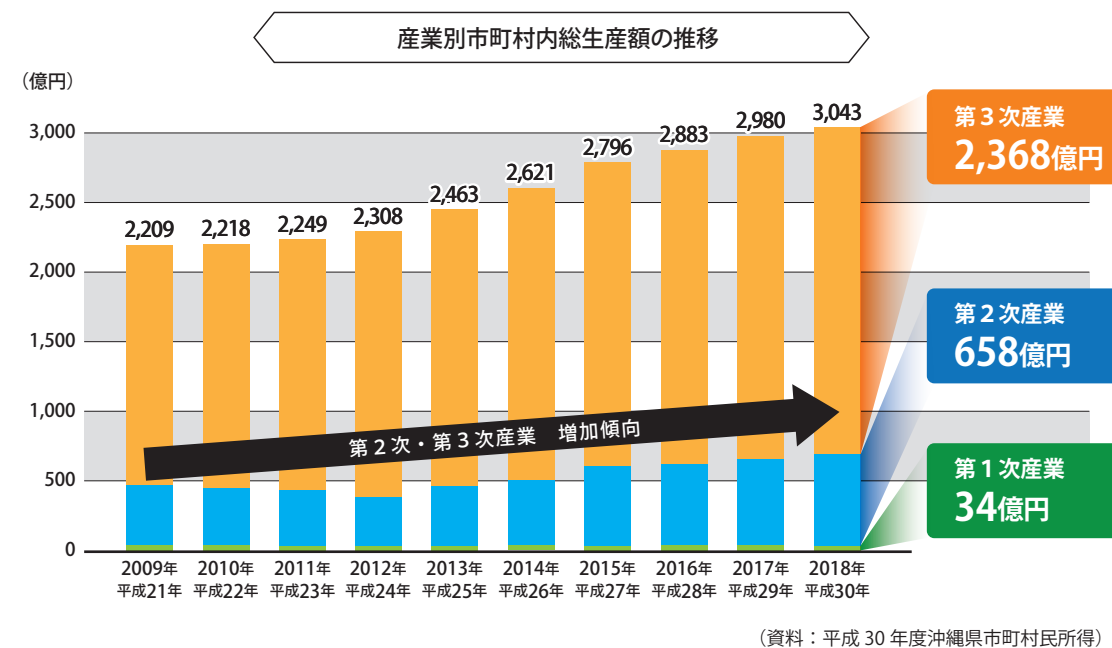
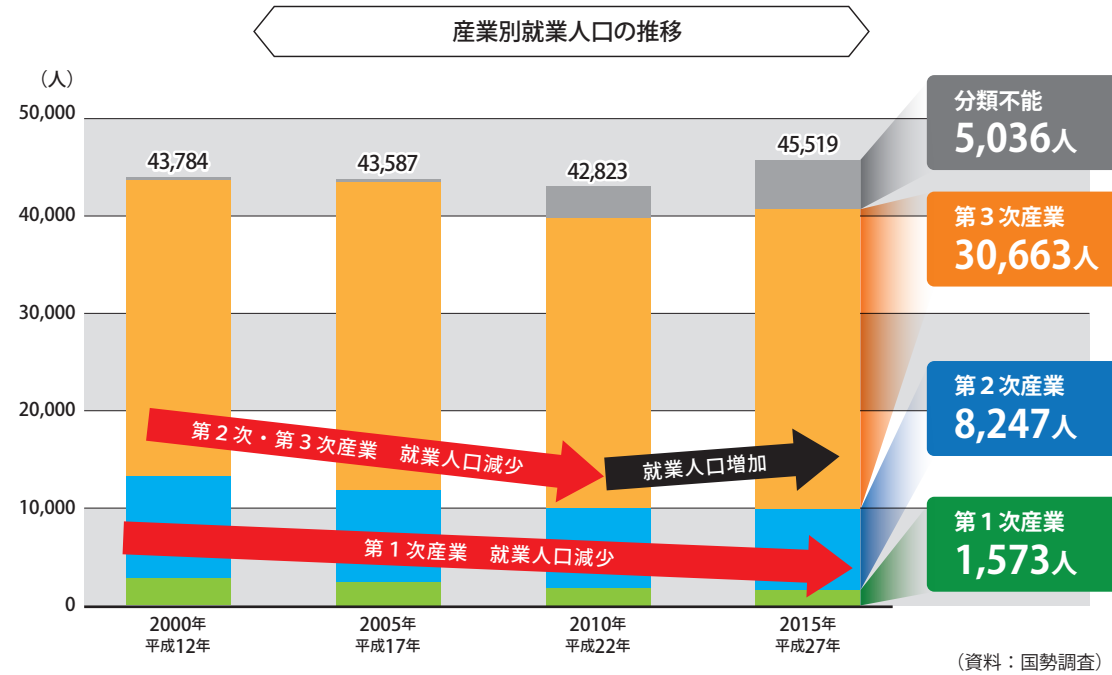


(2) 産業構造

本市の産業別就業人口を見ると、第1次産業については2000(平成12)年から一貫して減少傾向にあります。一方、第2次産業及び第3次産業は2010(平成22)年の国勢調査までは減少傾向にありましたが、2015(平成27)年の国勢調査で増加に転じています。

また、2016(平成28)年の経済センサス活動調査によると、本市にある事業所数は4,368事業所で、従業者数が37,062人となっており、2012(平成24)年と比較すると、事業所数は58事業所(1.3%)減少している一方、従業者数は5,476人(17.3%)増加しています。

本市の産業別市内総生産額の推移を見ると、第1次産業は横ばい、第2次産業及び第3次産業は増加しています。2018(平成30)年度の市内総生産額は約3,043億円で、2009(平成21)年度の約2,209億円と比較すると834億円増加しています。

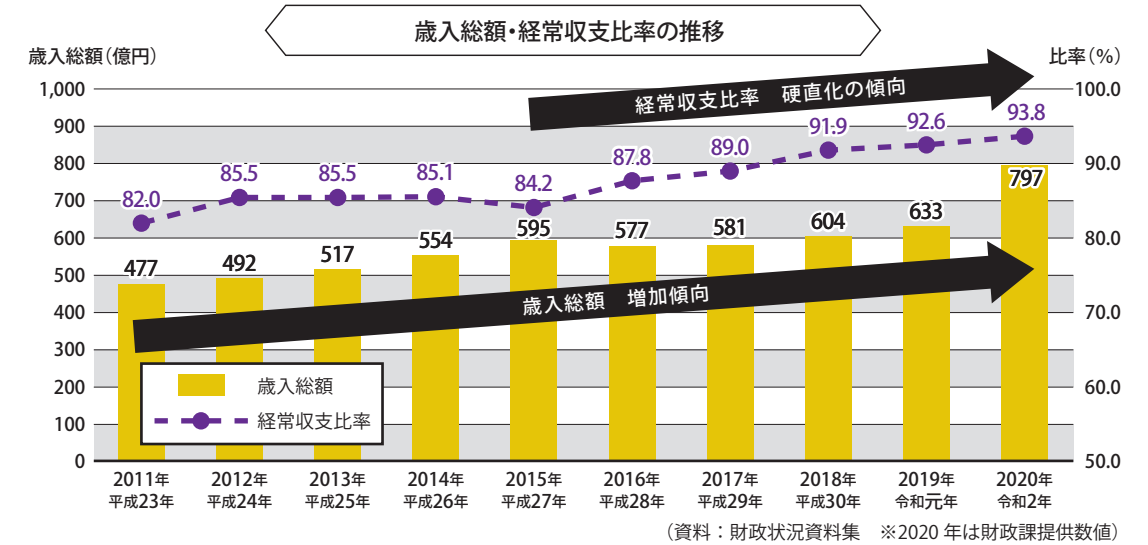
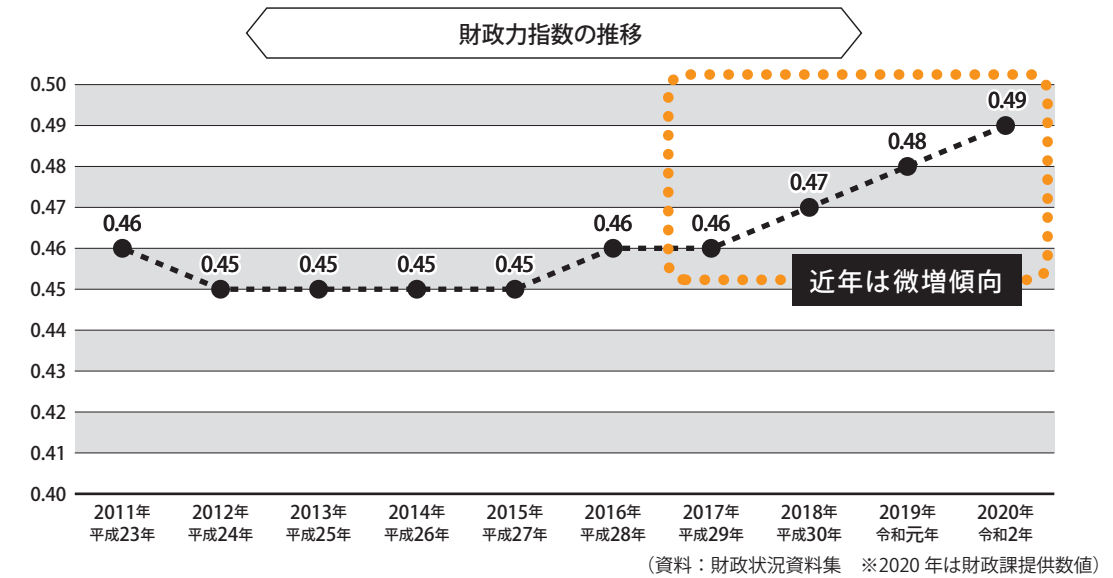


(3) 財政の状況

本市の財政力指数¹は、近年は微増傾向にあり、2020(令和2)年度決算において0.49と、県内11市中7位となっています。

歳入総額は増加傾向にあり、重要な自主財源である市税が年々増加しています。また、待機児童対策を含む子ども・子育て支援施策の強化や沖縄振興特別推進市町村交付金の創設などにより、国県支出金が増加していることが、歳入全体の伸びを支えています。

財政構造の弾力性を示す経常収支比率²については、2015(平成27)年度までは改善傾向にありましたが、2016(平成28)年度以降は硬直化の傾向にあり、2020(令和2)年度においては、93.8%となっています。



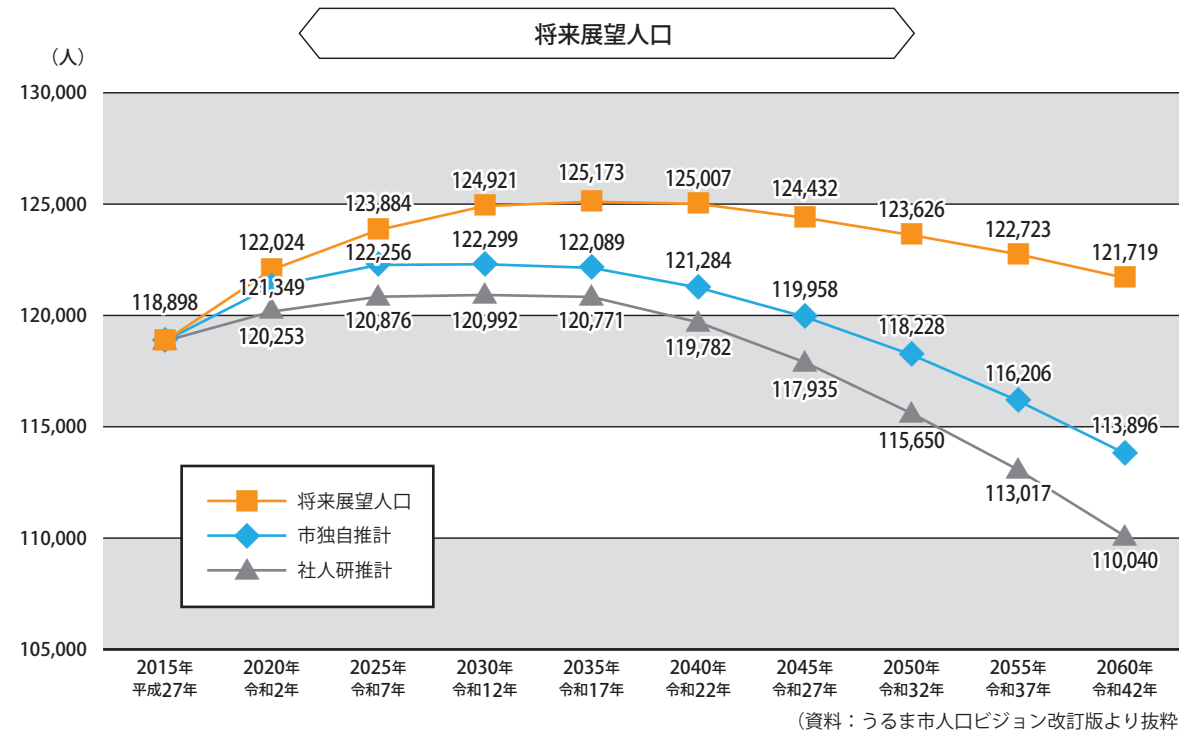
1 財政力指数 地方自治体の財政力を示す指数です。数値が高いほど、自主財源の割合が高く財政状況に余裕があるとされ、基準財政需要額を基準財政収入額で除した数値の過去3か年平均です。

2 経常収支比率 財政構造の弾力性を測定する指標です。低ければ低いほど財政運営に弾力性があり、政策的に使えるお金が多くなることを示しています。

(1) 総人口

2020(令和2)年3月に策定した「第2次うるま市まち・ひと・しごと創生総合戦略」に掲載の「うるま市人口ビジョン改訂版」においては、将来展望人口を2025(令和7)年に123,884人、2060(令和42)年に121,719人としています。

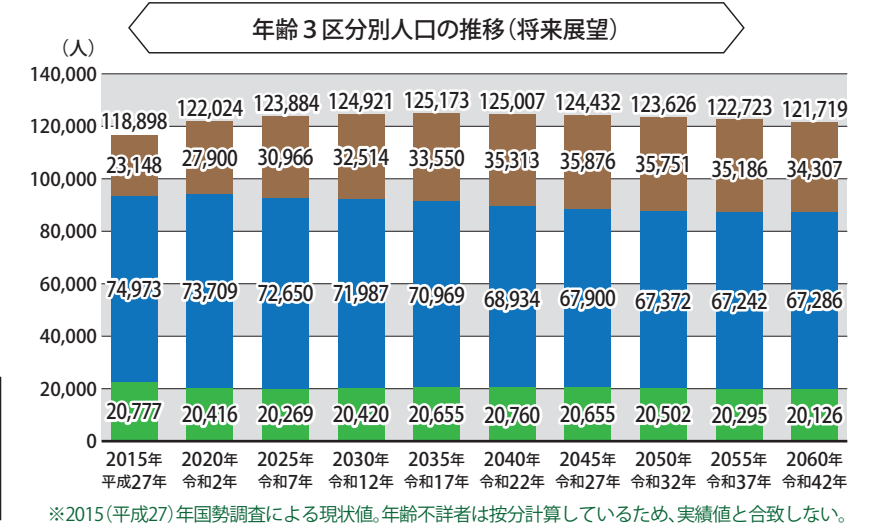
なお、2020(令和2)年国勢調査の人口は125,303人と、同時点での将来展望人口(122,024人)を大きく上回っていますが、後期基本計画における見通しであることを踏まえ、現行の人口ビジョンの将来展望人口を踏襲します。



- ※将来展望人口 合計特殊出生率が2.1まで上昇し、純移動率がマイナスである20～30代の転入・転出数が均衡になると仮定。これに加えて、全体の純移動率が2020(令和2)年から2030(令和12)年までは収束し、2030(令和12)年以降は移動数がゼロになると仮定。
- ※市独自推計 合計特殊出生率は社人研の値を基に過去の実績を考慮して補正した値を用い、純移動率は、2010(平成22)年と2015(平成27)年の住民基本台帳のデータより、中学校区ごとの純移動率を算出し、2035(令和17)年まで純移動率が収束すると仮定。
- ※社人研 「国立社会保障・人口問題研究所」の略。人口・世帯数の将来推計や社会保障費に関する統計の作成・調査研究などを行う、厚生労働省の政策研究機関。本書に記載の推計は、基本推計(人口封鎖などを仮定しないもの)を使用。

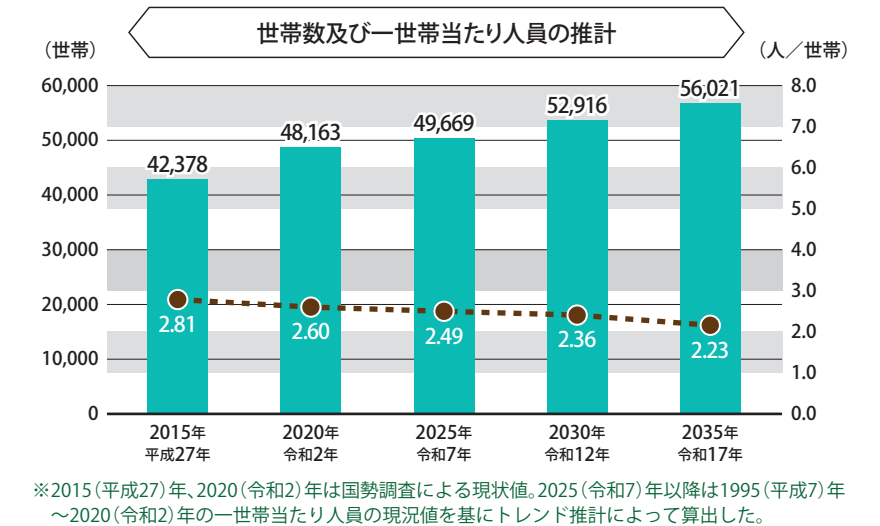
(2) 年齢区分別人口

年齢区分別に将来展望人口を推計すると、2060(令和42)年の年少人口は2015(平成27)年と比較して651人減少、生産年齢人口は7,687人減少する一方、老年人口は11,159人増加する見込みです。



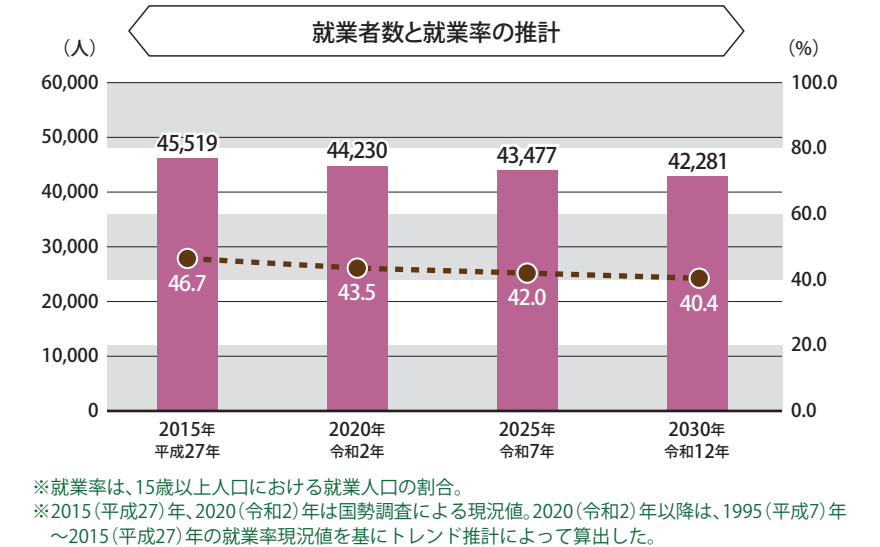
(3) 世帯数

将来世帯数は、単身世帯の増加により、2035(令和17)年には一世帯当たり人員が2.23人まで減少する見通しです。このため、2035(令和17)年の世帯数は56,021世帯となり、2015(平成27)年から比べると13,643世帯増加することが予測されます。



(4) 就業人口

15歳以上人口における就業人口の割合である就業率については、今後高齢化等により低下することが予想され、2030(令和12)年には40.4%となる見通しです。このため、2030(令和12)年の就業人口は約4.2万人となり、2015(平成27)年から約3,200人減少することが予測されます。



市土利用の基本方針

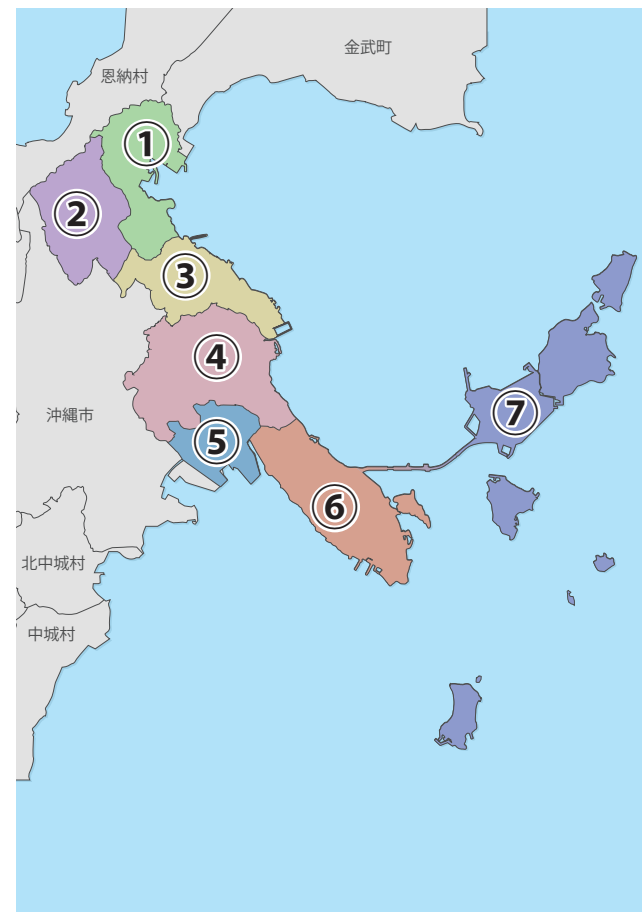
安全で豊かなうるま市を形成する持続可能な土地利用

～人口減少の到来に備え、メリハリのある土地利用を推進～

「適切な市土管理を実現する市土利用」、「自然環境が美しい景観等を保全・再生・活用する市土利用」、「安全・安心を実現する市土利用」の3つを基本方針とし、市土の安全性を高め、持続可能で豊かな市土を形成する市土利用を目指します。

地域別の概要

地域区分は地域の成り立ちや社会的、経済的、文化的諸条件、そして、身近な生活圏における市土の利用の観点から、計7つの地域区分とします。



- ① うるま市北部東地域**
～うるま市北部の市街地と北側に農地が広がるエリア～
- ② うるま市北部西地域**
～丘陵地が多く、自然的土地利用が広がるエリア～
- ③ うるま市中部北地域**
～宅地のほか、農地と防衛用地で構成されるエリア～
- ④ うるま市中部南地域**
～うるま市中部の中心的な市街地であり、宅地が広がるエリア～
- ⑤ うるま市南部臨海地域**
～埋め立て地の工業エリアと県道沿いに開発が進む一方、地区北側に優良農地が広がるエリア～
- ⑥ うるま市東部地域**
～起伏のある地形に宅地と自然的土地利用が共生するエリア～
- ⑦ うるま市島しょ地域**
～農地や山林等自然的土地利用を中心とした島しょエリア～

地域類型別の市土利用の基本方向

1.市街地地域

- 各地域において必要な都市機能の確保を行いつつ、これまでに蓄積された社会資本を効率的に活用・更新することにより質の向上を図る
- 持続可能な都市構造の形成を図り、高齢者や障がい者を含め、誰もが街中を自由に移動して暮らせる連携・集約型のまちづくりを推進
- 既成市街地における再開発や建物等の複合化による土地の高度利用を推進
- 既成市街地の低・未利用地の有効利用、公共交通の利便性の向上
- 集約化した市街地間のネットワークの構築により、複数の機能を有する拠点や周辺の農山漁村地域の相互の機能分担や対流を促進
- 新たな土地需要がある場合には、既存の低・未利用地の再利用を優先
- 中城湾港新港地区では産業用地需要に伴い新たな土地利用を要する場合、産業基盤の状況を勘案し限定的な市街地の拡大を図る
- 国土強靱化地域計画を策定し、防災・減災に係る諸機能の適正配置やバックアップ体制の整備、主要幹線道路の整備等を進める
- 地域の状況に応じた災害対策の推進
- 新たな都市化に対し、より安全な地域への集約を図るよう誘導
- 健全な水循環の維持又は回復や資源エネルギー利用の効率化等により、都市活動による環境への負荷の小さい市街地形成を図る
- 世界文化遺産を始めとする歴史を活かした景観や豊かな居住環境、緑地及び水辺空間を活かした身近な自然景観の創出を図る
- 良好なまちなみ景観の形成を図る

2.農山漁村地域

- 優良農地及び農業振興地域農用地区域の保全確保、農用地区域内の遊休農地の利用促進
- 水産業生産環境の維持・改善、6次産業化に向けた2次、3次産業の誘致を促進
- 農業等の生産条件や交通等生活条件が不利な地域の地域活性化を図る土地利用を検討
- 農地と宅地が混在する地域では、地域の実情に応じた計画的かつ適切な土地利用を図る
- 農業生産活動と生活環境の調和を図る
- 生活機能等の維持が困難になると見込まれる集落では「小さな拠点」の形成を目指す
- 観光エリア周辺における農業、漁業においては、観光客との交流機会の増大や就業機会の創出及び地産地消による農山漁村の経済活動の拡充を図る
- 良好な市土管理の継続、美しい景観の保全・創出を図る
- 農業、漁業の振興を通じて、農山漁村の二次的自然的維持を図る

3.自然維持地域

- 陸域・水辺の保全及び野生生物の生息・生育する多様な自然の確保
- 生態系の状況や地域の実情を踏まえた、他用途への転換の抑制を検討
- 陸域・水辺の保全及び野生生物の生息・生育空間の適切な配置や連続性の確保
- 自然環境の適正な利用
- 環境容量を超えた経済活動等によって失われた豊かな自然環境の再生を図る
- 自然を維持すべき地域は自然環境の回復と保護に努める
- 市街地や農山漁村との適切な関係の構築を通じて、生物多様性に関する取り組みを社会に浸透させ、自然環境の保全・再生・活用を進める

利用区分別の市土利用の基本方向

1.農地

- 地域の実情に合わせた効率性の高い生産環境の形成
- 宅地等の用途への転換は農地からの土地利用転換を抑制
- 多面的機能の維持発揮、環境への負荷の低減に配慮した農業生産の推進
- 農地の遊休化の防止を促進 等

2.森林

- 自然環境に配慮した適切な整備・保全活動を推進
- 市街地及び集落周辺の残存樹林地は積極的に緑地としての保全及び整備
- 農山漁村集落周辺の森林は地域の活性化のほか自然とのふれあいを求める動きや適正な利用
- 森林資源を生かし、環境に配慮した持続可能な取り組みの推進

3.原野等

- 発生しないよう、市土の適切な維持・管理

4.水面・河川・水路

- 流域における災害の防止等の安全性の確保
- 安定した水供給のための機能維持
- レクリエーションの場としての活用
- 農業用排水路の整備等に要する用地の確保 等

5.道路

- 一般道路の質的な向上
- 地域特性を生かした道路空間の形成を推進
- 既存用地の持続的な利用を推進
- 農道網等に必要用地の確保 等

6.宅地

- 良好な居住環境の形成と合わせた中心市街地や生活拠点等への居住誘導
- 工業用地の適正な立地条件に基づく誘導と集積
- 事務所、店舗等その他の宅地は良好な環境形成に配慮して必要用地確保
- 大規模集客施設や大型リゾート施設の周辺の土地利用と調和した適正な立地誘導 等

7.その他

- 公用公共用施設の整備はより安全な地域への市街地の集約化を促進
- 墓地は可能な限り集約化
- レクリエーション用地は自然環境の保全、計画的な整備と有効利用
- 低・未利用地の積極的な活用
- 沿岸域の長期的視点に立った総合的利用 等

将来都市構造図

うるま市の生活や産業の中心となる拠点及びその拠点間や周辺市町村と連携するための軸・ネットワークを示します。

都市構造の構成要素と概要

点的要素
拠点
うるま市の集約型都市・定住(住みよさ)を牽引する拠点

中心拠点

市の魅力や活力を牽引するまちの顔となる拠点

副拠点

周辺都市と連携し、市の玄関口として機能する賑わいや発展を牽引する拠点

産業拠点

市経済活動、産業振興の中心となる拠点

地域拠点

地域の生活利便性を高める拠点

観光・交流・景観拠点

市シンボルとなり得る観光地や文化、交流、景観の拠点

線的要素

軸

市内外からの主たる往来やひと・ものの流れを推進する軸

都市軸

中心拠点を核として各拠点を結び、都市機能の集積や賑わいを形成する軸
各拠点を結び、本市の一体性を創出する軸

都市骨格軸

産業振興等を見据え、特に活発な人やものの流れを生み出し、都市活動を推進する軸

観光交流軸

観光周遊の基軸。
都市軸と連携しながら、各地域等の連携を確保する軸

市街地ゾーン 産業ゾーン 広域ネットワーク・地域連携ネットワーク
自然・住環境共存ゾーン 軍用地 中部東道路・国道329号沖縄バイパス

第1編

第2編

第3編

基本目標①

基本目標②

基本目標③

基本目標④

基本目標⑤

基本目標⑥

分野横断施策

参考資料

第1編

第2編

第3編

基本目標①

基本目標②

基本目標③

基本目標④

基本目標⑤

基本目標⑥

分野横断施策

参考資料

第2編

うるま市を 取り巻く環境

第1章 時代の潮流とうるま市の課題

第2章 SDGsについて

第3章 市民の声

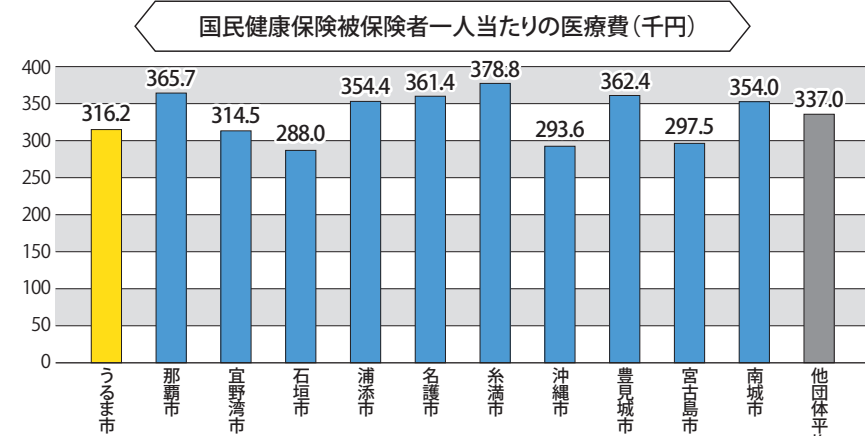
(1) 保健・医療・福祉分野

全国的な動向としては、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う経済活動の停滞により、生活に困窮する人々の増加が懸念されることから、住まいの確保を含め生活を下支えする重層的なセーフティーネット³の構築による支援を実施する必要があります。また、景気悪化や閉塞感の高まり、人間関係の希薄化など様々な要因が連鎖することにより困窮する人々の更なる増加が懸念され、引きこもり支援、自殺対策、孤独・孤立対策などきめ細やかな相談・支援体制の構築や対応が求められています。

いわゆる団塊の世代が後期高齢者（75歳以上）となる2025（令和7）年が差し迫る中、医療や介護などの社会保障費の急増による国家財政・地方財政への影響が懸念されています。適正受診や後発医薬品利用の推進等による医療費の適正化はもとより、新しい生活様式に対応した健康づくりやPHR（パーソナル・ヘルス・レコード）⁴を活用した健康づくりを推進するなど、健康寿命の延伸を図ることが求められます。また、高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステム⁵の実現が求められています。

沖縄県としては、「健康・長寿おきなわ」の復活を目指し、働き盛り世代の健康増進や歯科口腔保健対策の強化に取り組むなど、健康長寿復活プロジェクトを推進しており、また、西普天間住宅地区跡地における「沖縄健康医療拠点」の形成に注目が集まっています。

うるま市においては、本市の健康課題である早世の減少及び生活習慣病の重症化予防を重点とした取り組みを推進していますが、新型コロナウイルス感染症による受診控えなどで特定健診等の受診者が減少しています。また、生活困窮者も増加傾向にあることから、コミュニティソーシャルワーカー⁶への総合相談が増加しています。さらに、要介護認定者数は年々増加しており、介護受給者数及び給付費も増加しています。



- 3 セーフティーネット (Safety Net) 安全装置、安全策のこと。特に、金融システムの安全性を維持するためのペイオフや、雇用保険、社会保障制度など、経済の一部で発生した破綻が経済全体の領域に及ばないようにするための規制や制度をいいます。
- 4 PHR (Personal Health Record) 個人の健康・医療・介護に関する情報で、一人ひとりが自分自身で生涯にわたって時系列的にデジタルを活用して管理することによって、自分の手で健康管理・増進に役立てていくものです。
- 5 地域包括ケアシステム 重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される仕組みのことであり、団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に構築することを目指しています。
- 6 コミュニティソーシャルワーカー (Community Social Worker) 地域で困っている人を支援するために、地域の人材や制度、サービス、住民の援助などを組み合わせたり、新しい仕組みづくりのための調整やコーディネートを行ったりする役割を担う人のことをいいます。

本計画を策定中に実施した地域説明会においては、健康づくりに関心の低い層への更なるアプローチを求める声がありました。あわせて、健康活動への参加は、市民の役割であると認識されていることも分かりました。

そのほか、高齢者単独世帯の増加、生活保護世帯の増加など、配慮すべき住民が増加傾向にあります。そのような中、本市の2019（令和元）年度国民健康保険被保険者一人当たりの医療費は県内全市平均を下回る状況にあり、健康増進に係る施策等の一定の効果が見られます。

(2) 子ども・子育て分野

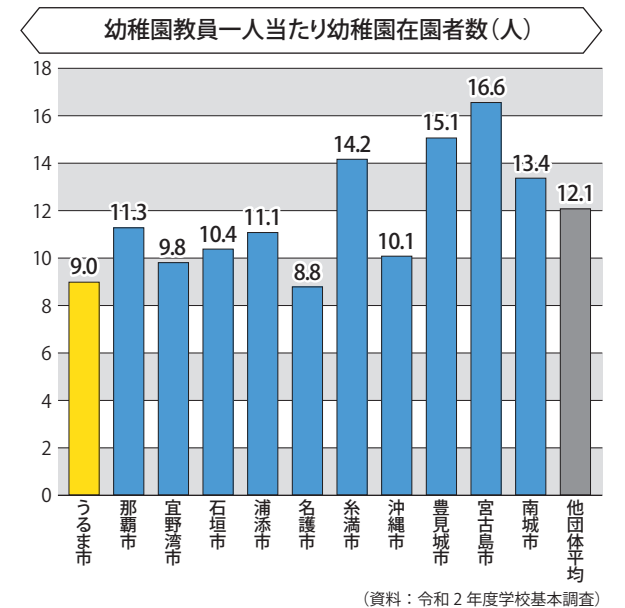
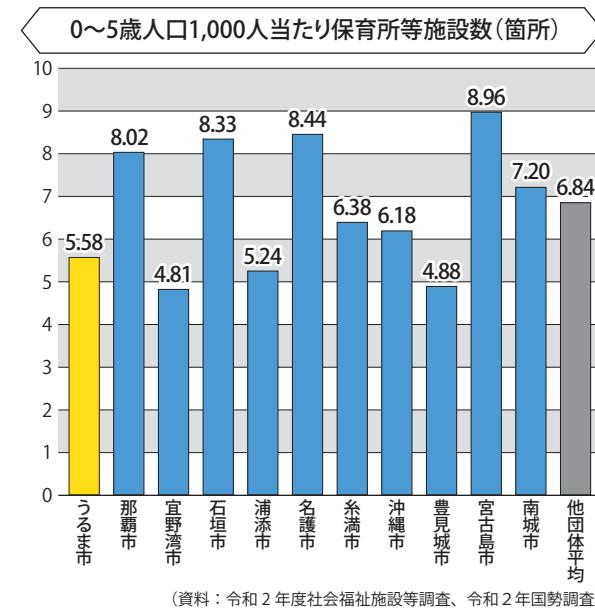
全国的な動向としては、行政の縦割り（厚生労働省・文部科学省・内閣府など）を打破し、政策や予算を一元的に把握・執行するため、「こども家庭庁（仮）」の創設の検討が進められています。子どもの貧困や児童虐待、配慮を要する子どもへの対策など、複雑化・重層化する課題に対し、行政、児童相談所、地域、警察、保育施設、学校及び医療機関など多様な関係者が連携することが求められます。

県としては、子どもの貧困等の対策に積極的に取り組んでおり、国・県・市町村・NPO・関係団体等で、子どもと保護者に必要な支援及び支援者がつながる仕組みが構築され、教育文化分野や産業分野との連携が進められています。関連する広報・啓発活動や「沖縄子どもの未来県民会議」を中心とした県民運動も展開されています。

本市においては、地域のつながりの希薄化などにより、子どもの見守り機能の低下が懸念されます。また、保育所における配慮を要する子どもの巡回相談数が増加しており、発達支援児や医療的ケアを要する児童への支援が重要な課題となっています。

本計画を策定中に実施した地域説明会においては、子どもの貧困について意見が交わされました。貧困状態にある子どもやその親に自覚がないケースが多く、貧困の自覚があっても、周囲の目を気にして支援を求めないため、子どもの貧困は「見えにくい」とされていることから、行政への期待が強い事象だと分かりました。本市においても、子どもの貧困に対しては、教育文化分野や産業分野と連携し、市全体が協力して対策を講じていくことが求められます。

なお、本市においても、女性の社会進出による共働き家庭が増加するなど、子育ての環境において、保育所等施設のあり方は、より重要になっています。0～5歳人口1,000人当たり保育所等施設数は県内全市平均よりも少ない状況です。また、幼稚園教員一人当たりの幼稚園在園者数は県内全市の中で2番目に少ないという特徴的な状況を踏まえ、本市にあった環境を整えていくことが必要です。



(3) 経済分野

全国的な動向としては、地方における労働力人口の減少が顕著となっており、地域産業の担い手不足が課題となっています。そのような中、ICT⁷等の先端技術が進歩し、こうした技術を活用し生産性の向上等を図る地域産業のDX(デジタル・トランスフォーメーション)⁸を加速化するSociety 5.0⁹に向けた取り組みが盛んとなっています。また、中小企業等の事業承継・再生を円滑化するための環境整備等が必要となっています。

新型コロナウイルス感染症拡大は、地域の観光業に多大な影響を及ぼしています。観光業においては、感染症の動向を見極めながら、マイクロツーリズム¹⁰やワーケーション¹¹など、ウィズコロナ¹²における新たな形態の観光を模索するとともに、アフターコロナを見据えた観光業・観光地の再生・磨き上げを進めていくことが求められています。

第一次産業については、新型コロナウイルス感染症拡大による外食産業における需要減少により、厳しい経営状況が強いられるとともに、担い手不足が深刻化しています。農地の集約やスマート農業¹³の実装加速化などにより、生産性を向上させるとともに、6次産業化¹⁴による地域ブランドの創出やその販路開拓などの取り組みが求められています。

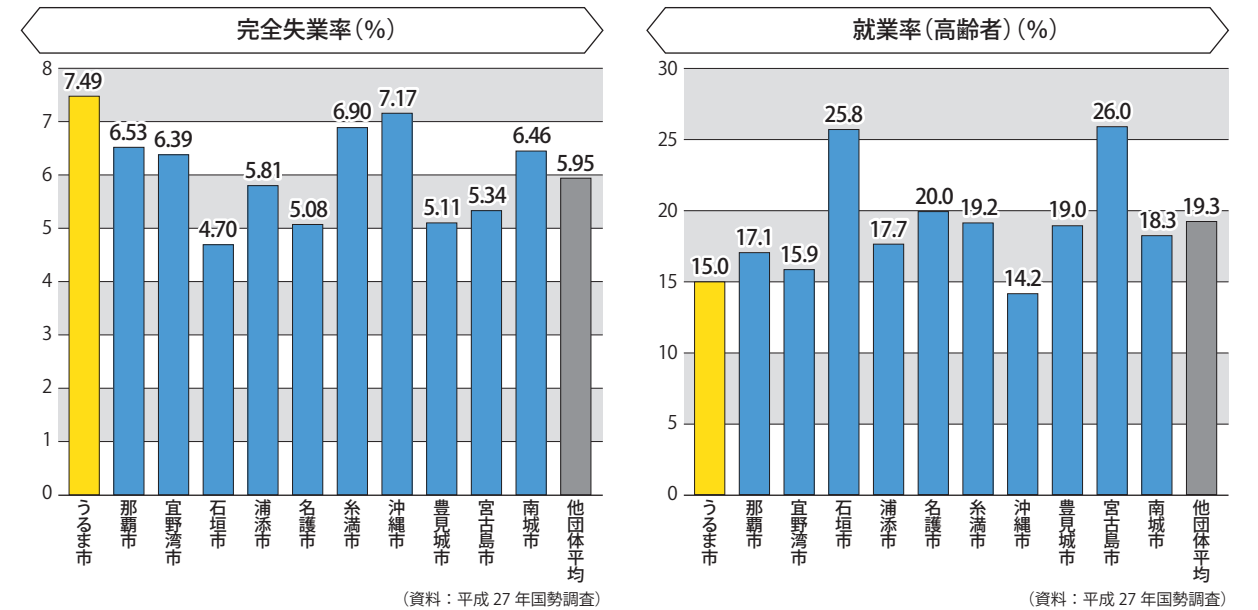
県としては、観光において、SDGs¹⁵に貢献する世界水準の観光地づくり(ユニバーサルツーリズム¹⁶、オーバーツーリズム¹⁷対策等の環境保全など)、環金武湾地域における金武湾の特性や自然、文化を生かした健康保養をテーマとした滞在型観光等について重点的に取り組まれています。

7 ICT (Information and Communication Technology)	情報通信技術のこと。通信技術を活用したコミュニケーションを指し、情報処理だけでなく、インターネットのような通信技術を利用した産業やサービスなどの総称です。
8 DX (Digital Transformation)	企業や行政機関等が環境の激しい変化に対応し、データとデジタル技術を活用して、顧客や社会のニーズをもちに、製品やサービス、ビジネスモデルを変革するとともに、業務や、組織、プロセス、組織文化・風土を変革することをいいます。
9 Society 5.0	サイバー空間(仮想空間)とフィジカル空間(現実空間)を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会を指します。狩猟社会(Society 1.0)、農耕社会(Society 2.0)、工業社会(Society 3.0)、情報社会(Society 4.0)に続く、我が国が目指すべき未来社会の姿として初めて提唱されました。
10 マイクロツーリズム (Micro Tourism)	自宅から1~2時間圏内の地元や近隣への短距離観光のことです。
11 ワーケーション	Work(仕事)とVacation(休暇)を組み合わせた造語で、テレワーク等を活用し、リゾート地や温泉地、国立公園等、普段の職場とは異なる場所で余暇を楽しみつつ仕事を行うことをいいます。
12 ウィズコロナ・アフターコロナ	新型コロナウイルス感染症に関連した俗語で、一般的に、ウィズコロナは新型コロナウイルスと共存する状態、アフターコロナは新型コロナウイルスがまん延した後の状態、という意味で使われることが多いです。
13 スマート農業	ロボット技術や情報通信技術を活用して、省力化・精密化や高品質生産を実現する等を推進している新たな農業のこと。農作業における省力・軽労化を更に進められることができるとともに、新規就農者の確保や栽培技術力の継承等が期待されます。
14 6次産業化	1次産業としての農林漁業と、2次産業としての製造業、3次産業としての小売業等の事業との総合的かつ一体的な推進を図り、農山漁村の豊かな地域資源を活用した新たな付加価値を生み出す取り組みです。これにより農山漁村の所得の向上や雇用の確保を目指しています。
15 SDGs (Sustainable Development Goals)	2015年9月の国連サミットで加盟国の全会一致で採択された2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。
16 ユニバーサルツーリズム (Universal Tourism)	すべての人が楽しめるよう創られた旅行であり、高齢や障がい等の有無にかかわらず、誰もが気兼ねなく参加できる旅行を目指しています。
17 オーバーツーリズム (Over Tourism)	特定の観光地において、訪問客の著しい増加等が、地域住民の生活や自然環境、景観等に対して受忍限度を超える負の影響をもたらしたり、観光客の満足度を著しく低下させるような状況のことを指します。

本市においては、農家の高齢化による地域農業の担い手不足や耕作放棄地の増加に加え、新型コロナウイルス感染症の影響により、観光客や冠婚葬祭などが減少するとともに、観光土産の原料である甘蔗等の農産物への需要が減少するなど地域農業の課題があります。

本計画を策定中に実施した地域説明会においては、恵まれた自然環境や観光資源、モズク等をはじめとした水産業、増加する立地企業など、市民が本市の経済分野に多くの強みを感じていることが分かりました。その中、市民の役割としては、経済分野に貢献するためにまず自らの地域を深く知る必要があるとともに、次世代の産業にも興味関心を持つことで、地域に新たな産業が入ってきた際の理解が必要であるとの声がありました。

また、本市の完全失業率は県内全市の中で最も高く、就業率(高齢者)は県内全市において2番目に低くなっています。そのため、企業誘致を推進するなど完全失業率及び就業率の改善を図る必要があります。



(4) 都市基盤・環境分野

全国的な動向としては、地域の産業や住民生活を支えるインフラ施設は、高度経済成長期に集中的に整備が進められたことから、一斉に更新期を迎えており、更新費用が地方自治体の財政運営を大きく圧迫しています。今後は、予防保全型のメンテナンスサイクル¹⁸を構築するなどインフラの維持管理におけるコストを圧縮していくことが求められます。そのほか、グリーンインフラ¹⁹の取り組みを推進することも求められています。

環境においては、グリーン成長戦略²⁰による民間投資やグリーンイノベーション²¹の喚起、エネルギーの脱炭素化によるグリーン社会の実現に向かっていきます。

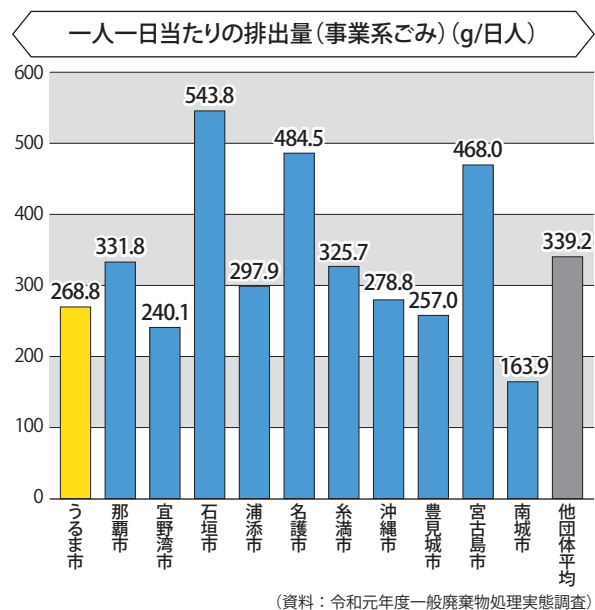
18 メンテナンスサイクル (Maintenance Cycle)	点検・診断・修繕などの措置や記録を、くり返し行う業務サイクルのことです。道路・橋梁・トンネル、河川・ダム、下水道などのインフラ長寿命化のための取組みとして、国土交通省は持続可能なインフラメンテナンスの実現を目標に掲げています。そのためには、自然環境や利用状況、構造や材料など、対象物の特性をふまえて効率よく維持管理する、メンテナンスサイクルの構築が重要です。
19 グリーンインフラ (Green Infrastructure)	社会資本整備や土地利用等のハード・ソフト両面において、自然環境が有する多様な機能を活用し、持続可能で魅力ある国土・都市・地域づくりを進める取組みのことです。
20 グリーン成長戦略	2050年カーボンニュートラルの実現に向け、エネルギー・産業部門の構造転換、大胆な投資によるイノベーションの創出といった取組みを、大きく加速するために国が策定した戦略のこと。グリーン成長戦略では、産業政策・エネルギー政策の両面から、成長が期待される14の重要分野について実行計画を策定し、国として高い目標を掲げ、可能な限り、具体的な見通しを示しています。
21 グリーンイノベーション (Green Innovation)	環境、資源(天然資源、食料資源等)、エネルギー等の地球規模での制約となる課題解決に貢献し、経済と環境の両立により世界と日本の成長の原動力となる生活・地域社会システムの転換及び新産業創出のことをいいます。

県としては、鉄軌道を含む新たな公共交通システムの導入及び交通結節点、フィーダー交通²²、地域道路網等との連携が進められるとともに、脱炭素社会に向け、2031(令和13)年度までに温室効果ガス排出量を29.7%削減(2013(平成25)年度比)するといった国の動向も踏まえた削減目標の引上げが検討されています。また、島しょ地域におけるエネルギーの脱炭素化を先導する島しょ型環境モデル地域²³の形成も重要施策と位置付けられています。

本市においては、今後もインフラの老朽化に対して、「うるま市橋梁長寿命化修繕計画」に基づいた計画的な更新や、全国的な動向と同様に「予防保全型」のメンテナンスサイクル構築によるコスト圧縮が必要です。また、勝連南風原地区(2015(平成27)年)及び勝連浜比嘉地区(2017(平成29)年)が景観地区に指定されるなど、恵まれた風光明媚な地域資源や特性を生かしたまちづくりが求められます。また、環境面においては、「うるま市地球温暖化対策実行計画」に基づき、民間企業や各家庭における省エネ等を促進することにより、率先した地球温暖化対策が求められます。

本計画を策定中に実施した地域説明会においては、市道や県道の整備、公共交通、慢性化する交通渋滞、不法投棄などに市民が課題を感じていることが分かりました。その中、市民の役割としては、都市基盤・環境分野に興味や関心を持つことで、主体的な関わりを持つ市民を増やしていく必要があるとの声がありました。

また、本市の「一人一日当たりの排出量(事業系ごみ)」は、県内全市平均を下回っており、環境にやさしい側面が読み取れます。



(5)教育・文化分野

全国的な動向としては、新型コロナウイルス感染症拡大を契機に、子どもたちの学びを保障する観点から、GIGAスクール構想²⁴の実現に向けた取組みが加速しています。学校現場では、導入されたICT機器(パソコンやタブレット等)を用いて、学習進度に応じた指導や学習機会の提供、デジタル教科書²⁵を用いた学習の導入など、創意工夫が求められています。

人生100年時代の到来にあたり、生涯学習は重要な社会基盤となります。地域においても、あらゆる年代の人々が個性と能力を伸ばし、生きがいのある充実した人生を送るための学びの機会や地域の文化や歴史・伝統芸能、スポーツ等に触れる機会を創出するなど、長きにわたる人生を豊かで生きがいのあるものとするため、取組みを進めていくことが必要です。

22 フィーダー交通 交通網において、幹線(主に鉄道)と接続して支線の役割をもって運行されるバスをはじめとした公共交通機関等のことです。

23 島しょ型環境モデル地域 沖縄県が策定した「沖縄県クリーンエネルギー・イニシアティブ」で掲げる目標達成に向け、新たな振興計画素案の柱のひとつに位置付けられる「脱炭素島しょ社会の実現に向けたエネルギー施策の推進」に係る取組みのことです。全国と比較して再生可能エネルギー等の導入に構造的不利を抱える沖縄県において、島しょ地域をモデルとして進める事業です。

24 GIGAスクール構想 小中高等学校などの教育現場で、児童・生徒が1人1台のパソコンやタブレットなどのICT端末を活用できるようにする取組みで、「GIGA」とは「Global and Innovation Gateway for All(全ての児童・生徒のための世界につながる革新的な扉)」を意味します。

25 デジタル教科書 子どもたちが学校の授業で使用できることを前提に、紙の教科書と同じ内容をタブレットやノートパソコンで表示できるよう電子化した教材のことです。デジタル教科書は、大きく「指導者用」「学習者用」の2つに区分されています。

県としては、沖縄科学技術大学院大学やJICA(独立行政法人国際協力機構)沖縄との連携による国際理解教育や外国語コミュニケーション能力の向上を掲げるとともに、「スポーツアイランド沖縄」の形成に向け、スポーツツーリズムの振興、スポーツ資源を活用したまちづくりなどを進めることとしています。

本市においては、社会のグローバル化が進展する中で、学校教育などにおいて国際的な人材育成を進めています。その中で、ICT化の進展による児童生徒の被害の増加が懸念されることから、実態を把握し、適切に対応することが求められています。伝統文化については、無形民俗文化財の継承が厳しくなるなど、地域全体の課題として文化財の保護・活用を進めていく必要があります。

本計画を策定中に実施した地域説明会においては、教育関連施設の整備、失われつつある方言などに市民が課題を感じていることが分かりました。不登校などの教育相談に強い危機感を持っている地域もあり、不登校児を見放すのではなく、その子らの将来を見据えた対応に見直していくことが、本市の教育を更に改善するものになるとの声がありました。

また、本市の教育におけるデジタル化について、今後も主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善のため、各教科等の指導におけるICT機器の効果的な活用を推進する必要があります。

(6)行財政・コミュニティ分野

全国的な動向としては、多くの地方自治体において、少子高齢化に伴う税収の減少や社会保障費の増大、経年化が進むインフラ施設等の更新費用の増大などにより、厳しい財政運営を迫られることが見込まれます。一方で、行政に対するニーズは複雑化・多様化していることから、限られた行政資源を効果的かつ効率的に活用し、施策を推し進めるため、行政経営を高度化していくことが求められます。

このような中、行政のデジタル化に対する機運が高まっており、国は、2020(令和2)年12月に「自治体DX(デジタル・トランスフォーメーション)推進計画」を策定しました。各地方自治体はこの計画を踏まえ、情報システムの標準化・共通化²⁶やマイナンバーカードの普及促進、行政手続のオンライン化、業務におけるAI²⁷・RPA²⁸の利用促進などに取り組み、行政経営や行政サービスをより効果的かつ効率的なものへと変容させる必要があります。

また、行政経営における資源が減少する中で、行政だけが担うまちづくりにも限界があることから、民間活力の活用や市民との協働のもとで施策を進める必要があります。特に、気候変動の影響等により、全国各地で大規模な災害が発生していることから、「自助・公助・共助」の精神に基づき、市民と協働しながら、防災・減災対策等を進めていくことが求められています。

県としても、自治体DXに対応していくため、行政手続のオンライン化やオープンデータ²⁹の推進、県内市町村と連携した情報システムの標準化・共通化を進めることとしています。

26 情報システムの標準化・共通化 自治体の情報システムは、利便性等の観点から団体ごとにカスタマイズ等が行われてきた結果、「維持管理や制度改正時の改修等における個別対応・負担」「クラウド利用が円滑に進まない」「住民サービスを向上させる最適な取組みの迅速な全国展開が難しい」等の課題があります。こうした人的・財政的な負担の軽減を図り、自治体の職員が住民への直接的なサービス提供や地域の実情を踏まえた企画立案業務などに注力できるようにするとともに、オンライン申請等を全国に普及させるためのデジタル化の基盤を構築するものです。

27 AI (Artificial Intelligence) 人工知能のことで、人間の思考プロセスと同じような形で動作するプログラム、あるいは人間が知的と感じる情報処理・技術のことをいいます。

28 RPA (Robotic Process Automation) 人間がコンピュータを操作して行う作業を、ソフトウェアによる自動的な操作によって代替することにより、主に企業などのデスクワークにおけるパソコンを使った業務の自動化・省力化を行うもので、業務の効率化や低コスト化を進めることができます。

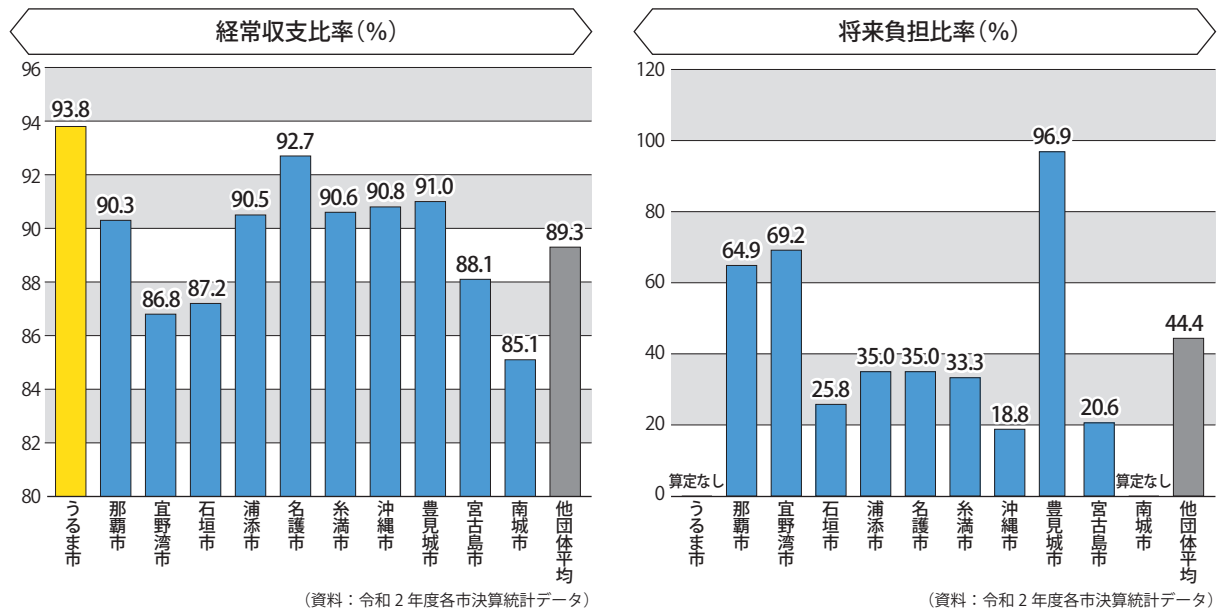
29 オープンデータ 誰でも自由に入手や使用、加工、再配布などができるよう広く一般に公開されているデータのことです。特に、自動処理に適した一定のデータ形式に整理・整形されたものをいいます。

本市の財政状況については、将来負担比率³⁰などの財政健全化指標は、現時点では特に問題がないものの、経常収支比率については年々高まっており、財政の硬直化が懸念されているところです。

また、新型コロナウイルス感染症の財政への影響も懸念される中、今後も健全な財政を維持するためには、行政の効率化に加え、より効果的かつ効率的な予算執行が不可欠であり、そのためにも、国が進めている標準システムの導入などのデジタル化や、各施策及び各事業の見直しを強く進めることが求められます。

市民との協働については、自治会等の地域活動を支える担い手が減少していることに加え、新型コロナウイルス感染症拡大の影響やデジタル社会の伸展により、市民同士が接触する機会が減少するなど、地域コミュニティの弱体化や市民協働の機運の低下が懸念されます。このような中、近年、大雨による避難指示等の発令も増加しており、避難行動要支援者³¹への対応など、地域で助け合う体制の強化が求められます。

本計画を策定中に実施した地域説明会においては、市民は公共資産の活用について課題を感じており、市民に有益な更なる有効活用を求めていることが分かりました。また、本市の特徴である島しょ地域を強みと感じており、その特徴を活かす行財政運営・コミュニティの促進のため、行政と市民が一体となって取り組んでいくべきとの声がありました。



30 将来負担比率 地方自治体の借入金(地方債)など現在抱えている負債の大きさを、その地方自治体の財政規模に対する割合で表したものです。

31 避難行動要支援者 高齢者・障害者・乳幼児など、特に配慮を要する人のうち、災害が発生した場合やそのおそれがある場合に、自ら避難することが困難で、円滑かつ迅速に避難するために、特に支援を要する人のことです。

(1)SDGsとは

SDGsとは、「Sustainable Development Goals」の略であり、2015(平成27)年9月の国連サミットで採択された2030(令和12)年を期限とする、貧困や飢餓の根絶・福祉の推進などの17の開発目標が掲げられ、国際社会全体の課題として取り組まれているものです。

2015(平成27)年までを計画期間としていた開発途上国向けの開発目標「MDGs(ミレニアム開発目標)」の後継として採択されたSDGsは、開発途上国のみならず先進国を含む国際社会全体の開発目標として、持続可能な世界を実現するための包括的な17の目標及び細分化された169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人として取り残さない」社会の実現を目指し、経済・社会・環境をめぐる広範囲な課題に対する統合的な取り組みが示されています。

国は、SDGsの17の目標や169のターゲットに示される多様な項目の追求が、日本の各地域における諸課題の解決に貢献し、地方創生を推進するものであるとしています。今後の地方創生においては、「SDGs未来都市」、「自治体SDGsモデル事業」など経済・社会・環境の統合的な施策展開による、新たな価値の創出が求められます。SDGsの理念(「誰一人取り残さない」社会の実現)を踏まえ、SDGsを原動力とした地方創生の推進に向け、地方自治体だけでなく、民間企業、金融機関などの多様なステークホルダー³²における一層の浸透・主流化を図ることが求められています。



32 ステークホルダー 企業の利害関係者のことで、株主や債権者・取引先・顧客などのことをいいます。また、地域住民・地域社会を含めていう場合もあります。

(2) 17の目標と地方自治体に求められる役割

SDGsの目標やターゲット及びそれらの進捗管理のための指標の中には、グローバルな規模で国家として取り組むべきものなどが多く含まれることから、これらの中から取捨選択し、各地域の実情に合わせて落とし込む作業が必要です。一般財団法人建築環境・省エネルギー機構は、それぞれの目標に対し、自治体が果たし得る役割を「私たちのまちにとってのSDGs(持続可能な開発目標) – 導入のためのガイドライン」で下表のように整理しています。



目標 (Goal)	説明	自治体が果たしうる役割
1 貧困をなくそう	貧困 あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる。	自治体行政は貧困で生活に苦しむ人々を特定し、支援する上で最も適したポジションにいます。各自治体においてすべての市民に必要最低限の暮らしが確保されるよう、きめ細やかな支援策が求められています。
2 飢餓をゼロに	飢餓 飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する。	自治体は土地や水資源を含む自然資産を活用して農業や畜産などの食料生産の支援を行うことが可能です。そのためにも適切な土地利用計画が不可欠です。公的・私的な土地で都市農業を含む食料生産活動を推進し、安全な食料確保に貢献することもできます。
3 すべての人に健康と福祉を	保健 あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する。	住民の健康維持は自治体の保健福祉行政の根幹です。国民皆保険制度の運営も住民の健康維持に貢献しています。都市環境を良好に保つことによって住民の健康状態を維持・改善可能であるという研究成果も得られています。
4 質の高い教育をみんなに	教育 すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する。	教育の中でも特に義務教育等の初等教育においては自治体が果たすべき役割は非常に大きいといえます。地域住民の知的レベルを引き上げるためにも、学校教育と社会教育の両面における自治体行政の取り組みは重要です。
5 ジェンダー平等を実現しよう	ジェンダー ジェンダー平等 ³³ を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う。	自治体による女性や子ども等の弱者の人権を守る取り組みは大変重要です。また、自治体行政や社会システムにジェンダー平等を反映させるために行政職員や審議会委員等における女性の割合を増やすのも重要な取り組みといえます。
6 安全な水とトイレを世界中に	水・衛生 すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する。	安全で清潔な水へのアクセスは住民の日常生活を支える基盤です。水道事業は自治体の行政サービスとして提供されることが多く、水源地の環境保全を通して水質を良好に保つことも自治体の大事な責務です。
7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに	エネルギー すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する。	公共建築物に対して率先して省/再エネを推進したり、住民が省/再エネ対策を推進する際に補助を出す等、安価かつ効率的で信頼性の高い持続可能なエネルギー源へのアクセスを増やすことも自治体の大きな役割といえます。

³³ ジェンダー平等 ジェンダー(社会的性差)にかかわらず社会全体のさまざまな状況において個人が平等な状態にあること。ジェンダー平等主義、男女平等ともいいます。

目標 (Goal)	説明	自治体が果たしうる役割
8 働きがいも経済成長も	経済成長と雇用 包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用(ディーセント・ワーク ³⁴)を促進する。	自治体は経済成長戦略の策定を通して地域経済の活性化や雇用の創出に直接的に関与することができます。また、勤務環境の改善や社会サービスの制度整備を通して労働者の待遇を改善することも可能な立場にあります。
9 産業と技術革新の基盤をつくろう	インフラ、産業化、イノベーション 強靱(レジリエント)なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る。	自治体は地域のインフラ整備に対して極めて大きな役割を有しています。地域経済の活性化戦略の中に、地元企業の支援などを盛り込むことで新たな産業やイノベーションを創出することにも貢献することができます。
10 人や国の不平等をなくそう	不平等 各国内及び各国間の不平等を是正する。	差別や偏見の解消を推進する上でも自治体は主導的な役割を担うことができます。少数意見を吸い上げつつ、不公平・不平等のないまちづくりを行うことが求められています。
11 住み続けられるまちづくりを	持続可能な都市 包摂的で安全かつ強靱(レジリエント)で持続可能な都市及び人間居住を実現する。	包摂的で、安全な、強靱で持続可能なまちづくりを進めることは首長や自治体行政職員にとって究極的な目標であり、存在理由そのものです。都市化が進む世界の中で自治体行政の果たし得る役割は益々大きくなっています。
12 つくる責任 つかう責任	持続可能な生産と消費 持続可能な生産消費形態を確保する。	環境負荷削減を進める上で持続可能な生産と消費は非常に重要なテーマです。これを推進するためには市民一人ひとりの意識や行動を見直す必要があります。省エネや3Rの徹底など、市民対象の環境教育などを行うことでこの流れを加速させることが可能です。
13 気候変動に具体的な対策を	気候変動 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる。	気候変動問題は年々深刻化し、既に多くの形でその影響は顕在化しています。従来の温室効果ガス削減といった緩和策だけでなく、気候変動に備えた適応策の検討と策定を各自治体で行うことが求められています。
14 海の豊かさを守ろう	海洋資源 持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する。	海洋汚染の原因の8割は陸上の活動に起因しているといわれています。まちの中で発生した汚染が河川等を通して海洋に流れ出ることがないように、臨海都市だけでなくすべての自治体で汚染対策を講じることが重要です。
15 陸の豊かさを守ろう	陸上資源 陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、並びに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する。	自然生態系の保護と土地利用計画は密接な関係があり、自治体が大きな役割を有するといえます。自然資産を広域に保護するためには、自治体単独で対策を講じるのではなく、国や周辺自治体、その他関係者との連携が不可欠です。
16 平和と公正をすべての人に	平和 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する。	平和で公正な社会をつくる上でも自治体は大きな責務を負っています。地域内の多くの市民の参画を促して参加型の行政を推進して、暴力や犯罪を減らすのも自治体の役割といえます。
17 パートナリシップで目標を達成しよう	実施手段 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する。	自治体は公的/民間セクター、市民、NGO/NPOなど多くの関係者を結び付け、パートナーシップの推進を担う中核的な存在になり得ます。持続可能な世界を構築していく上で多様な主体の協力関係を築くことは極めて重要です。

³⁴ ディーセント・ワーク 「働きがいのある人間らしい仕事」という意味の言葉で、具体的には「子どもに教育を受けさせ、家族を扶養することができ、30年~35年ぐらい働いたら、老後の生活を営めるだけの年金などがまかなえるような労働」であるとされています。

(3) 総合計画と17の目標の関係

総合計画で示す基本計画の各施策に取り組むことは、国際社会全体の開発目標であるSDGsの目指す17の目標とスケールは違うものの、その目指すべき方向性は同様であることから、SDGsの目標達成にも資するものと整理します。

SDGs 17の目標	基本目標 1					基本目標 2					基本目標 3					基本目標 4					基本目標 5					基本目標 6					横断施策・島しょ地域の振興								
	1.1	1.2	1.3	1.4	1.5	2.1	2.2	2.3	2.4	2.5	3.1	3.2	3.3	3.4	3.5	4.1	4.2	4.3	4.4	4.5	4.6	4.7	5.1	5.2	5.3	5.4	5.5	5.6	5.7	6.1		6.2	6.3	6.4	6.5	6.6	6.7	6.8	6.9
1. 貧困をなくそう	1								1																														
2. 飢餓をゼロに											2					2																						2	
3. すべての人に健康と福祉を	3			3	3	3																					3											3	
4. 質の高い教育をみんなに		4							4	4	4												4	4	4	4	4	4	4									4	
5. ジェンダー平等を実現しよう																																				5			
6. 安全な水とトイレを世界中に																					6	6																6	
7. エネルギーをみんなにそしてクリーンに																				7																			
8. 働きがいも経済成長も							8		8		8	8	8	8	8																							8	
9. 産業と技術革新の基盤をつくろう											9				9	9	9	9																				9	
10. 人や国の不平等をなくそう				10						10																									10				
11. 住み続けられるまちづくりを	11	11	11				11		11	11						11	11	11	11	11			11							11	11					11	11	11	11
12. つくる責任 つかう責任											12	12			12					12																		12	
13. 気候変動に具体的な対策を																	13			13																		13	
14. 海の豊かさを守ろう																						14																14	
15. 陸の豊かさを守ろう																			15	15																		15	
16. 平和と公正をすべての人に																							16	16						16									
17. パートナリシップで目標を達成しよう	17	17	17			17			17							17							17	17	17	17	17			17	17	17	17	17				17	

第3章 市民の声

うるま市民の声を通し、行政施策各分野における市民意識の現状を把握し、今後の市政運営に活用することを目的として市民アンケート調査を実施しました。また、今回の調査は地域性を考慮するため、具志川、石川、与那城・勝連の各地域別に質問の回答を確認しました。

■調査地域	うるま市全域
■調査対象者	令和3年1月1日時点でうるま市在住の満18歳以上1,500名を無作為抽出 自治会協力依頼分 315部 (63自治会 × 5部)
■調査期間	令和3年2月19日～3月31日
■調査方法	郵送、又は事務委託者会議での配布・回収
■回収率	32% (配布数：1,815件、回収数：586件)

第3編

後期基本計画

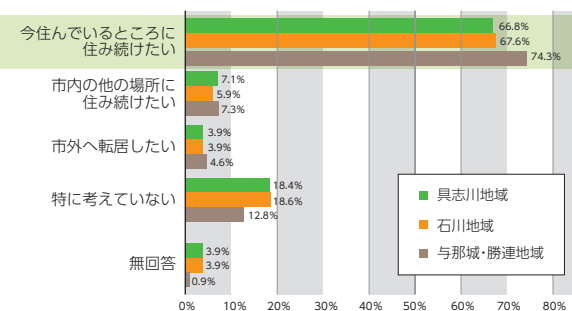
第1章 後期基本計画の施策体系について

第2章 基本目標別施策

第3章 分野横断施策

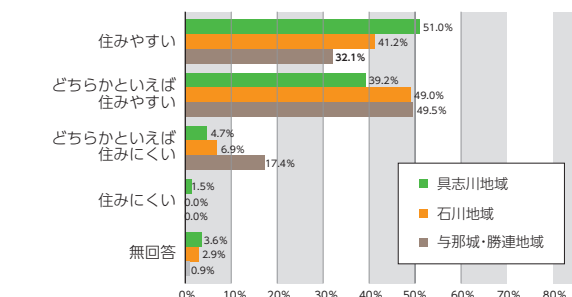
(1)あなたは、今後うるま市に住み続けたいと思いますか。

「今住んでいるところに住み続けたい」との回答がすべての地域で6割を超え、特に与那城・勝連地域においては7割を超えています。すべての地域において一定の住みよさを市民が感じています。



(2)あなたは、現在のうるま市について、総合的にみて住みやすいまちだと思いますか。

この設問は前期基本計画を策定する際に実施した市民アンケートにも同じ設問があり、市民全体としては、住みやすいとの回答が、前回78.5%から今回88.4%と上昇しました。一方、今回の市民アンケートにおいて地域ごとに確認すると、与那城・勝連地域が他地域と比較すると住みよさを感じていない市民の割合が多く、上記(1)の質問を踏まえると、与那城・勝連地域の住民は住み続けたい気持ちと住みやすさのギャップが生じてきていることがわかります。



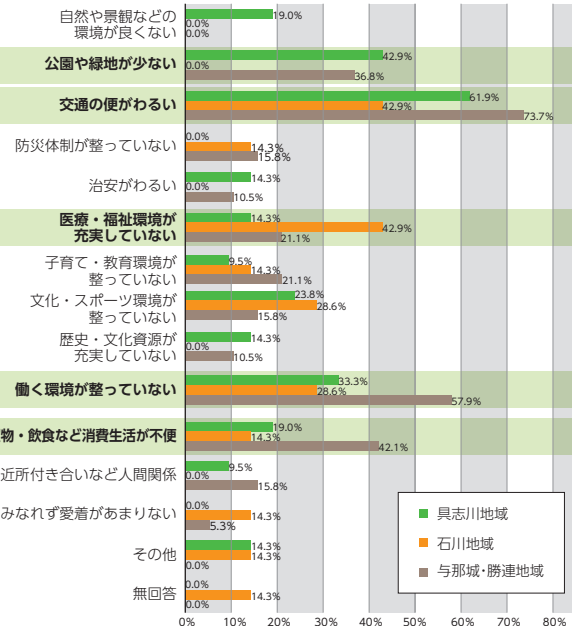
(3)【上記(2)の質問に「どちらかといえば住みにくい」「住みにくい」と回答した市民へ質問】住みにくいまちだと思う理由を教えてください。(複数回答可)

具志川地域においては、「公園や緑地が少ない」「交通の便がわるい」「働く環境が整っていない」といった理由が多くなっています。

石川地域においては、「交通の便がわるい」「医療・福祉環境が充実していない」といった理由が多くなっています。

与那城・勝連地域においては、「公園や緑地が少ない」「交通の便がわるい」「働く環境が整っていない」「買物・飲食など消費生活が不便」といった理由が多くなっています。

すべての地域に共通して「交通の便がわるい」が住みにくいまちだと思う理由にあがっており、公共交通などの施策の展開が強く望まれていることがわかります。



第1章 後期基本計画の施策体系について

後期基本計画の施策体系は、前期基本計画の施策体系をベースとしながら、分割・統廃合を実施し、39の施策に取り組んでいきます。

将来像

愛しています 住みよいまち うるま

第2次うるま市総合計画 後期基本計画 施策体系

基本目標

施策

基本目標 1

みんなで支えあう
健やかな
まちづくり

(保健・医療・福祉分野)

- 1 地域福祉の充実
- 2 生活困窮者への支援
- 3 障がい者福祉の推進
- 4 高齢者福祉・介護保険事業の推進
- 5 健康づくりの推進

基本目標 2

子どもが
いきいきと育つ
まちづくり

(子ども・子育て分野)

- 1 母子保健の充実
- 2 子育て支援・少子化対策の充実
- 3 幼児教育・保育の充実
- 4 子どもの貧困対策の推進
- 5 配慮を要する子どもへの支援の充実

基本目標 3

まちの活力を
生み出す
産業づくり

(経済分野)

- 1 農水産業の振興
- 2 商工業の振興
- 3 観光の振興
- 4 雇用促進・就業支援の充実
- 5 企業誘致の推進

基本目標 4

自然と調和した
快適で暮らしやすい
まちづくり

(都市基盤・環境分野)

- 1 計画的な土地利用の推進と住環境の充実
- 2 公共交通の充実
- 3 道路・排水路の保全と整備
- 4 公園・緑地の整備と潤いのある景観づくり
- 5 循環型社会の形成と環境保全
- 6 上下水道の整備
- 7 下水道・生活排水処理施設の整備

基本目標 5

郷土に誇りをもち
未来を拓く
人づくり

(教育・文化分野)

- 1 生きる力を育む学校教育の充実
- 2 学校教育施設の充実
- 3 青少年健全育成の推進
- 4 生涯学習の充実
- 5 スポーツ・ライフの推進
- 6 文化・芸術の振興
- 7 文化財の保存・活用の推進

基本目標 6

市民と行政が
一体となった協働による
まちづくり

(行財政・コミュニティ分野)

- 1 防犯対策・交通安全の推進
- 2 防災・減災・防疫対策の推進
- 3 消防・救急体制の充実
- 4 コミュニティの充実と市民協働のまちづくり
- 5 人権の尊重と男女共同参画の推進
- 6 持続可能な財政運営の推進
- 7 持続可能な行政運営の推進
- 8 行政のデジタル化の推進
- 9 公共資産マネジメントの推進

分野横断施策：島しょ地域の振興

第1編

第2編

第3編

基本目標 1

基本目標 2

基本目標 3

基本目標 4

基本目標 5

基本目標 6

分野横断施策

参考資料

第1編

第2編

第3編

基本目標 1

基本目標 2

基本目標 3

基本目標 4

基本目標 5

基本目標 6

分野横断施策

参考資料

各施策の見方

基本目標 ① みんなで支えあう健やかなまちづくり 第2次うるま市総合計画 後期基本計画

1-1 地域福祉の充実

担当課 福祉政策課
関連課 介護長寿課/障がい福祉課/市民協働課

施策の目的 対象 ●市民
意図 ●地域で支え合う

施策の基本方針 ① ② ③ ④ ⑤ ⑥
すべての市民が、日常生活の様々な困難や悩みに対して、必要な支援を受けられ、互いに助け合いながら暮らすことができる持続可能な地域共生社会³⁵の実現を目指します。

SDGsの目標 3 3. 健康な生活 11 11. 持続可能な都市とコミュニティ 17 17. パートナーシップ

(1) 現状と課題

「地域福祉」とは、すべての人が、人として住み慣れた家庭や地域でその人らしく自立し安心して暮らしていけるよう、多様な主体が参加・協力し「共に支え合う生涯活躍のまちづくり」のことで、少子高齢化や核家族化の進行、ライフスタイルや価値観の多様化等により、家庭や地域の相互扶助機能が低下し、地域のつながりが希薄化している中、その理念と方策は本市にとっても重要です。

貧困や孤死、虐待、ひきこもり、自殺などの問題に加え、世帯構成や生活様式の変化などを背景とした社会的孤立などの地域生活課題を様々な部署や関係機関、地域が横断的・包括的に関わって対応することが必要となっています。

本市では、多様化・複雑化する福祉ニーズに対応するため、うるま市社会福祉協議会、福祉ボランティア団体、自治会やNPO団体等と連携し、地域福祉の充実を図りながら、民生委員・児童委員を確保することが今後必要です。

すべての市民が住み慣れた家庭や地域でその人らしく自立し安心して暮らしていける地域社会の実現に向け、行政、市民、自治会、福祉団体、ボランティアなどすべての人が互助意識を育み、福祉活動の担い手として地域福祉を推進し、共に支え合う地域づくりに取り組むことが重要です。

5 主な課題

- 2021(令和3)年度に策定した「第四次地域福祉計画・第4次地域福祉活動計画」に基づき、包括的な支援体制づくりが必要です。
- 小地域福祉活動組織の形成を目指し、基幹福祉圏域ごとにコミュニティソーシャルワーカーを配置することが必要です。
- 災害に備えるため、避難行動要支援者等への対応を確立する必要があります。
- 権利擁護に係る相談が増加しています。

6 (2) 主な取組方針

方針1 地域人材を確保・育成します

- 社会福祉協議会等と連携し、地域福祉を推進するボランティア活動の支援を行い、地域の支援者となる人材を確保・育成します。
- また、福祉教育を通して互いの人権を尊重福祉意識の醸成を行うとともに、思いやりのある心、豊かな人間性を育む機会場の充実を図ります。
- 市民自らが地域の担い手となるよう、民生委員・児童委員や行政、社会福祉協議会、地域福祉事業所など連携して地域課題の解決に向けた活動を促進します。
- ボランティアサロン等を活用し、事業者による地域福祉活動を活発にします。

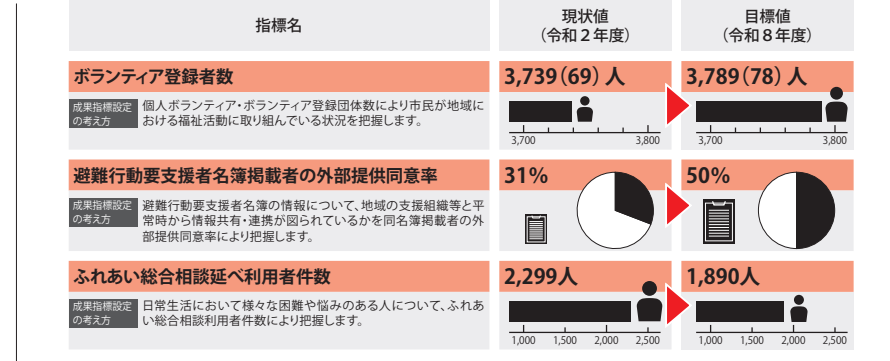
方針2 地域で支え合う仕組みをつくります

- 高齢者や障がい者、子育て世帯等を対象とした居場所づくりや交流・生きがいの場など、人と人がつながる居場所づくりを行います。
- 小地域福祉ネットワーク³⁶の組織化を推進するため、社会福祉協議会が中核となった地域の支え合いを進めていきます。併せて、地域福祉に関する市民活動の各種取組みについての広報活動などを行い、周知を図ります。
- 避難行動要支援者に対する避難支援について、地域自治会や民生委員、自主防災組織、各種団体等と連携し、避難支援体制の構築に取り組みます。
- 基幹福祉圏域ごとにコミュニティソーシャルワーカーを配置するように努めます。

方針3 地域の包括的支援体制を整えます

- 複雑化・複雑化した地域生活課題に対応する包括的支援体制の構築を目指し、既存事業を活用した重層的支援体制整備事業について段階的に取り組みます。
- 暮らしや福祉に関する相談ができるよう、ふれあい総合相談や地域包括支援センター、障がい者等基幹相談支援センターの充実を図ります。
- 健康福祉センター(うるみん)を拠点とする社会福祉協議会の活動においては、介護支援、権利擁護等の各種サービスを充実させます。相談が増えている権利擁護については、福祉サービス利用援助事業の充実を図ります。
- 成年後見制度³⁷の利用促進を図るため、成年後見利用促進基本計画及び計画を推進するための体制整備に取り組みます。

7 (3) 成果指標



8 (4) 協働 ~ともに進めるために~

- 市民・個人**
 - ・ 地域コミュニティ活動における福祉活動に関心を持ち、積極的に参加しましょう。
 - ・ 地域福祉の課題について、自身や家族のこころとして捉え、豊かな生活を送れるよう努めましょう。
- 自治会・地域**
 - ・ 互助意識を持ち、地域で支え合いながら、要配慮者の見守り支援等に協力しましょう。
- 企業・NPO団体**
 - ・ 行政との連携や各団体間相互の連携により、福祉課題を解決するためのサービスを提供しましょう。

9 (5) 関連する個別計画

計画名	計画期間	前期基本計画 後期基本計画												
		H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9		
● 第四次うるま市地域福祉計画・第4次うるま市地域福祉活動計画	令和4年度～令和8年度													
● うるま市高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画	令和3年度～令和5年度													
● 第3次うるま市障がい者福祉計画	平成30年度～令和5年度													

35 地域共生社会

社会構造の変化や人々の暮らしの変化を踏まえ、制度・分野ごとの縦割りや「受け手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えつながること、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会を目指すものです。

36 小地域福祉ネットワーク

社会福祉協議会が中心となって、地域で支援を必要とする一人ひとりに近隣の人がたがが見守り活動や援助活動を展開する活動のことです。

37 成年後見制度

認知症、知的障害、精神障害などの理由で判断能力の不十分な方を法的に保護し、支援する制度です。

第1編

第2編

第3編

基本目標 ①

基本目標 ②

基本目標 ③

基本目標 ④

基本目標 ⑤

基本目標 ⑥

分野横断施策

参考資料

第1編

第2編

第3編

基本目標 ①

基本目標 ②

基本目標 ③

基本目標 ④

基本目標 ⑤

基本目標 ⑥

分野横断施策

参考資料

各記載項目の説明

1 SDGsの目標
SDGsの17の目標のうち、施策に関連があるものを表記しています。

2 施策の目的
各施策において効果を発揮させたい「対象」と、その対象をどのようにしていきたいかといった「意図」を示しています。

3 施策の基本方針
各施策において目指していく将来あるべき姿を示しています。

4 現状と課題
国や全国的な動向も含めた時代の潮流や本市を取り巻く環境を現状として整理し、課題を示しています。

5 主な課題
「現状と課題」において整理した内容から、特に本計画で解決すべき事象を主な課題として示しています。

6 主な取組方針
各施策における基本的な取組みの方向性と考え方を示しています。

7 成果指標
施策の達成状況を測るための成果指標とその設定の考え方を示しています。

8 協働 ~ともに進めるために~
市民協働の観点から、行政とともに施策を進めるための市民等の心構えやできることを示しています。

9 関連する個別計画
施策に関連する市の所管する計画を示しています。該当ない場合は記載を省略しています。

第3編

第2章 基本目標別施策

基本目標

1

みんなで支えあう 健やかなまちづくり

1-1 地域福祉の充実

1-2 生活困窮者への支援

1-3 障がい者福祉の推進

1-4 高齢者福祉・介護保険事業の推進

1-5 健康づくりの推進

基本目標 ① みんなで支えあう健やかなまちづくり

第2次うるま市総合計画 後期基本計画

施策

1-1

地域福祉の充実

担当課 福祉政策課

関連課 介護長寿課／障がい福祉課／市民協働課

施策の目的

対象 ●市民

意図 ●地域で支え合う

施策の基本方針

すべての市民が、日常生活の様々な困難や悩みに対して、必要な支援が受けられ、互いに助け合いながら暮らすことができる持続可能な地域共生社会³⁵の実現を目指します。

SDGsの目標



(1) 現状と課題

「地域福祉」とは、すべての人が、人として住み慣れた家庭や地域でその人らしく自立し安心して暮らしていけるよう、多様な主体が参加・協力し「共に支え合う生涯活躍のまちづくり」のことです。少子高齢化や核家族化の進行、ライフスタイルや価値観の多様化等により、家庭や地域の相互扶助機能が低下し、地域のつながりが希薄化している中、その理念と方策は本市にとっても重要です。

貧困や孤独死、虐待、ひきこもり、自殺などの問題に加え、世帯構成や生活様式の変化などを背景とした社会的孤立などの地域生活課題を様々な部署や関係機関、地域が横断的・包括的に関わって対応することが必要となっています。

本市では、多様化・複雑化する福祉ニーズに対応するため、うるま市社会福祉協議会、福祉ボランティア団体、自治会やNPO団体等と連携し、地域福祉の充実を図りながら、民生委員・児童委員を確保することが今後も必要です。

すべての市民が住み慣れた家庭や地域でその人らしく自立し安心して暮らしていける地域社会の実現に向け、行政、市民、自治会、福祉団体、ボランティアなどすべての人が互助意識を育み、福祉活動の担い手として地域福祉を推進し、共に支え合う地域づくりに取り組むことが重要です。



35 地域共生社会

社会構造の変化や人々の暮らしの変化を踏まえ、制度・分野ごとの縦割りや「受け手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会を目指すものです。

主な課題

- 2021(令和3)年度に策定した「第四次地域福祉計画・第4次地域福祉活動計画」に基づき、包括的な支援体制づくりが必要です。
- 小地域福祉活動組織の形成を目指し、基幹福祉圏域ごとにコミュニティソーシャルワーカーを配置することが必要です。
- 災害に備えるため、避難行動要支援者等への対応を確立する必要があります。
- 権利擁護に係る相談が増加しています。

(2) 主な取組方針

方針1 地域人材を確保・育成します

- 社会福祉協議会等と連携し、地域福祉を推進するボランティア活動の支援を行い、地域の支援者となる人材を確保・育成します。
- また、福祉教育を通して互いの人権を尊ぶ福祉意識の醸成を行うとともに、思いやりのある心、豊かな人間性を育む機会の場の充実を図ります。
- 市民自らが地域の担い手となるよう、民生委員・児童委員や行政、社会福祉協議会、地域福祉事業所などと連携して地域課題の解決に向けた活動を促進します。
- ボランティアサロン等を活用し、事業者による地域福祉活動を活発にします。

方針2 地域で支え合う仕組みをつくります

- 高齢者や障がい者、子育て世帯等を対象とした居場所づくりや交流・生きがいの場など、人と人がつながる居場所づくりを行います。
- 小地域福祉ネットワーク³⁶の組織化を推進するため、社会福祉協議会が中核となった地域の支え合いを進めていきます。併せて、地域福祉に関する市民活動の各種取組みについての広報活動などを行い、周知を図ります。
- 避難行動要支援者に対する避難支援について、地域自治会や民生委員、自主防災組織、各種団体等と連携し、避難支援体制の構築に取り組みます。
- 基幹福祉圏域ごとにコミュニティソーシャルワーカーを配置するように努めます。

方針3 地域の包括的支援体制を整えます

- 複雑化・複合化した地域生活課題に対応する包括的支援体制の構築を目指し、既存事業を活用した重層的支援体制整備事業について段階的に取り組みます。
- 暮らしや福祉に関する相談ができるよう、ふれあい総合相談や地域包括支援センター、障がい者等基幹相談支援センターの充実を図ります。
- 健康福祉センター（うるみん）を拠点とする社会福祉協議会の活動においては、介護支援、権利擁護等の各種サービスを充実させます。相談が増えている権利擁護については、福祉サービス利用援助事業の充実を図ります。
- 成年後見制度³⁷の利用促進を図るため、成年後見利用促進基本計画及び計画を推進するための体制整備に取り組みます。



36 小地域福祉ネットワーク

社会福祉協議会が中心となって、地域で支援を必要とする一人ひとりに近隣の人が見守り活動や援助活動を展開する活動のことです。

37 成年後見制度

認知症、知的障害、精神障害などの理由で判断能力の不十分な方々を法的に保護し、支援する制度です。

(3) 成果指標

指標名	現状値 (令和2年度)	目標値 (令和8年度)
ボランティア登録者数 <small>成果指標設定 個人ボランティア・ボランティア登録団体数により市民が地域における福祉活動に取り組んでいる状況を把握します。</small>	3,739 (69) 人	3,789 (78) 人
避難行動要支援者名簿掲載者の外部提供同意率 <small>成果指標設定 避難行動要支援者名簿の情報について、地域の支援組織等と平時から情報共有・連携が図られているかを同名簿掲載者の外部提供同意率により把握します。</small>	31%	50%
ふれあい総合相談延べ利用者件数 <small>成果指標設定 日常生活において様々な困難や悩みのある人について、ふれあい総合相談利用者件数により把握します。</small>	2,299人	1,890人

(4) 協働 ～ともに進めるために～

- 市民・個人**
 - 地域コミュニティ活動における福祉活動に関心を持ち、積極的に参加しましょう。
 - 地域福祉の課題について、自身や家族のこととして捉え、豊かな生活を送れるよう努めましょう。
- 自治会・地域**
 - 互助意識を持ち、地域で支え合いながら、要配慮者の見守り支援等に協力しましょう。
- 企業・NPO団体**
 - 行政との連携や各団体間相互の連携により、福祉課題を解決するためのサービスを提供しましょう。

(5) 関連する個別計画

計画名	計画期間	前期基本計画					後期基本計画						
		H28以前	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9以降
● 第四次うるま市地域福祉計画・第4次うるま市地域福祉活動計画	令和4年度～令和8年度						■	■	■	■	■	■	
● うるま市高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画	令和3年度～令和5年度						■	■	■	■	■	■	
● 第3次うるま市障がい者福祉計画	平成30年度～令和5年度		■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	

施策

1-2

生活困窮者への支援

担当課 保護課

関連課

施策の目的

- 対象** ●生活困窮者 ●生活保護受給者
意図 ●自立した生活を送る

施策の基本方針

すべての市民の健康で文化的な暮らしが保障され、生活困窮に陥った場合には自立し安定した生活が送れるような支援を確保します。

SDGsの目標



(1) 現状と課題

2015（平成27）年に生活困窮者自立支援法が施行され、生活困窮者に対する自立相談支援事業の実施、住居確保給付金の支給等により、生活保護に至る前の段階での自立支援策の強化が図られることになりました。また、同法は2018（平成30）年に一部改正され、生活困窮者等の一層の自立を促進するため、生活困窮者に対する包括的な支援体制等の強化が図られることとなりました。

2018（平成30）年に生活保護法が一部改正され、2020（令和2）年1月から被保護者健康管理支援事業（生活習慣病の予防など）の実施が規定されました。

本市の生活保護受給者数は増加傾向が続いています。高齢化の進展や経済環境の影響が主な原因と考えられますが、受給者の状況は傷病や障害等様々であり、個々の世帯に合わせた支援が求められます。今後は、新型コロナウイルス感染症の影響等による受給者の増加も想定され、保護を必要とする方には、生活保護の利用を促し、適宜・適切な援助を実施し、自立を促進する必要があります。

主な課題

- 貧困の連鎖防止の対応として、貧困家庭における子どもの学習支援の充実が求められています。
- 自らSOSを発信できない生活困窮者を早期に発見し支援につなげることが求められています。

(2) 主な取組方針

方針1 生活困窮者に対する対策を進めます

- 生活困窮者自立支援法に基づき、各種支援事業を推進し、生活保護に至る前の支援を実施します。
- 関係機関と定期的に支援調整会議を開催するなど、包括的な支援体制を構築し、各種支援策の情報の提供や助言を行います。
- ハローワーク等と連携しながら、生活困窮者の就労による自立を支援します。
- 公共料金等の滞納があるなどの課題のある世帯に対して早期の支援を実施していきます。

方針2 貧困の連鎖を防ぎます

- 生活保護世帯や生活困窮世帯の子どもの対象に高校進学に向けた通塾型の学習支援を実施します。
- 自治会等と連携し、通塾以外の学習支援のあり方の検討を進めます。
- 高校進学後の中退防止支援及び進学・就労支援を実施します。

方針3 生活保護制度を適正に運営します

- 調査活動を充実させ、被保護者の困窮の程度を適切に把握し、困窮の程度に応じた必要な保護を実施します。併せて、適切な助言指導や援助により、被保護者の自立を促します。
- 被保護者への健康管理支援を実施することにより生活習慣病予防等を推進し医療扶助の適正化を図ります。
- 専門的な視点による適正な保護を推進するため、保健・医療・福祉等の各分野に精通した人材の育成・確保に努めます。

(3) 成果指標

指標名	現状値 (令和2年度)	目標値 (令和8年度)
生活困窮者自立支援制度利用者のうち就労した人の数 <small>成果指標設定の考え方</small> 生活困窮者の経済的自立において就労は最も重要となることから指標とします。	56人 	62人
生活保護世帯の子どもの高等学校等進学率 <small>成果指標設定の考え方</small> 進学率の上昇は、将来の所得の増大につながる可能性を高め貧困の連鎖を断ち切るためにも重要となることから指標とします。	73.7% 	94.0%
被保護者の健診受診率 <small>成果指標設定の考え方</small> 被保護者の生活習慣病予防対策で重要となる健診受診率を指標とします。	9.3% 	19.8%



(4) 協働 ~ともに進めるために~



市民・個人

- 生活保護の受給にあたり、資産や能力その他あらゆるものをその生活の維持のために活用しましょう。
- 生活保護受給者は、各種届出を適切に行い、自立に向けて取り組みましょう。
- 生活保護制度の適切な活用に努めましょう。



自治会・地域

- 民生委員や自治会による生活困窮者等の生活状況の把握及び行政への情報提供に協力しましょう。
- 自治会等を中心に生活困窮者等を地域で支え合いましょう。



企業・NPO団体

- 生活困窮者への食糧支援(フードバンク³⁸等)に協力しましょう。
- 企業は生活困窮者の就労支援や雇用の確保に協力しましょう。



38 フードバンク

まだ食べられるのに捨てられる食品を引き取り福祉施設等に無償で提供する活動のことです。この活動の強化・推進を通じて食品ロスを削減し、食料自給率を高め、食料安定供給の確保を図り、全ての人が豊かな食料や食文化を享受できることを目指しています。

基本目標 1 みんなで支えあう健やかなまちづくり

第2次うるま市総合計画 後期基本計画

施策

1-3

障がい者福祉の推進

担当課 障がい福祉課

関連課

施策の目的	対象	●障がい者(身体、知的、精神、難病等)
	意図	●地域社会で自立し安心して生活する ●地域において、いきいきと活躍(社会参加)する

施策の基本方針 障がい者等の自主的な行動や自立が促進され、日常生活及び社会生活の支援により、住み慣れた地域で安心して暮らすことができる共生社会の実現を目指します。

SDGsの目標



(1) 現状と課題

障害者総合支援法が施行され、障がい者自らがサービスを選択できる仕組みとなりました。本市でも「第3次うるま市障がい者福祉計画」及び「第6期うるま市障害福祉計画」で定めた取組みにより、障がいのある方が自ら望む地域生活を営むことができるよう、適切かつ良質なサービスの確保・向上を図るための環境整備等を行う必要があります。

困った時にいつでも相談ができる相談窓口の充実、日中過ごせる場の利用拡大、障がい者の個々のニーズに合った障害福祉サービスの充実、退院可能な精神に障がいがある人の地域生活への移行促進等が求められています。

主な課題

- 障がい者の生活を支える相談支援体制の強化及び障害福祉サービスの充実を図る必要があります。
- 障がい者への理解と交流の促進を図る必要があります。
- 障がい者の親亡き後³⁹を見据えた体制や環境の整備を図る必要があります。



39 親亡き後(の問題)

障がいを持つ子どもの世話を全面的にみている両親が先に亡くなったり、高齢化が進み子どもを支えられなくなった場合に起こる様々な問題であり、その子どもが地域で生活を継続できるようサポートすることが課題です。

(2) 主な取組方針

方針1 相談支援体制の強化と障害福祉サービスの充実を図ります

- 障がい者の自己選択、自己決定を促進するために相談支援体制を強化するとともに、障がいの特性などに応じ、多様で質の高いサービスを受けることができるように、障害福祉サービスの充実を図ります。

方針2 障がい者の自立支援と活躍(社会参加)を推進します

- 障がいのある人が、自らの選択により、自分に合った仕事につき、働き続けるために関係機関などと連携を図りながら多様な就労を支援していきます。
- 障がいのある人が、地域で安心して生活が継続できるよう関係機関・団体と連携し、自立や社会参加の促進を図るための環境整備を行います。
- 障がい者の自立した生活を支援するため、障害者優先調達推進法に基づき、本市が行う物品及び役務の調達に当たっては、障害者就労施設等からの優先調達を推進します。

方針3 安心できる地域環境づくりを推進します

- 障がい者の重度化・高齢化や親亡き後を見据え、居住支援のための機能をもった場や体制を整備し、障がい者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築します。
- 判断能力が不十分な知的障がいや精神障がい、若年性認知症を支援する成年後見制度については、関係機関との連携をより一層高め、安心して利用できる体制づくりを推進していきます。
- 障がいのある人に対する差別や偏見を無くすため、啓発や広報活動を通じ、差別解消の取組みを推進します。

(3) 成果指標

指標名	現状値 (令和2年度)	目標値 (令和8年度)
障害福祉サービス(介護給付・訓練等給付)の利用者数 <small>成果指標設定の考え方 障害福祉サービスの充実を図り、障がい者の日常生活や社会生活の支援につなげるため、障害福祉サービス等の利用者数を把握します。</small>	3,410人 	4,975人
就労移行支援サービスから一般就労へ移行した人数 <small>成果指標設定の考え方 障がい者の自立支援と社会参加を推進するため、就労移行支援サービスから一般就労へ移行した人数を把握します。</small>	4人 	5人
地域生活支援拠点等の機能を持った事業所数 <small>成果指標設定の考え方 安心できる地域環境づくりを推進するため、地域生活支援拠点等の機能を持った障害福祉事業所の登録数により整備状況を把握します。</small>	1箇所 	37箇所



高齢者の増加とともに認知症高齢者も増加傾向にあり、認知症高齢者を介護する家族への支援も必要となっています。そのため、認知症の初期段階での対応や認知症高齢者とその家族を支える環境づくりなどの取組みの充実を図る必要があります。

主な課題

- 医療と介護の連携強化が求められています。
- 望まれる介護サービス等の提供体制の充実が求められています。
- 介護予防の強化が求められています。
- 認知症対策の推進が求められています。

(2) 主な取組方針

方針1 健康づくりと生きがいづくりを充実させます

- 高齢者及びそのほかすべてのライフステージ⁴⁰に焦点を当てた健康づくりや疾病予防について推進する「第2次健康うま21」の周知や、健康づくりの実践を発信する取組みを推進します。
- 保健分野と介護予防分野のデータを活かして高齢者のフレイル⁴¹予防を進めるため、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施を図ります。
- 高齢者が生きがいのある生活を送れるよう、生涯学習や生涯スポーツ活動などに取り組める環境の充実を図るとともに、指導者の確保などを進めます。

方針2 介護予防・介護保険サービス等を充実させます

- 健康で元気な高齢者が増え、活気のある日常生活を過ごしていけるよう、「介護予防・日常生活支援総合事業」の実施や「通いの場」などの介護予防の取組みを推進します。
- 特別養護老人ホーム待機者や県医療計画に基づく医療療養病床の削減による介護サービス需要を踏まえた施設利用ニーズ等への対応を図ります。
- 在宅医療と介護連携を引き続き推進し、中部地区医師会との連携事業の推進、訪問診療の確保、看取りに関する周知等に努めます。

方針3 支え合いの仕組みを構築します

- 地域包括支援センターを中心とする支え合い、権利擁護、生活支援体制整備事業等を推進し、地域共生社会の実現を図ります。
- 認知症の発症を遅らせ、高齢者が認知症になっても地域で安心して暮らし続けていけることができるよう、認知症に関する啓発、地域での見守り体制づくり、当事者や家族の交流等の場の充実を図り、「共生」と「予防」の両輪で取組みを進めていきます。



40 ライフステージ

人間の一生における幼年期・児童期・青年期・壮年期・老年期などのそれぞれの段階のことで、家族については新婚期・育児期・教育期・子独立期・老夫婦期などに分けられます。

41 フレイル

「加齢に伴う予備能力低下のため、ストレスに対する回復力が低下した状態」を表す“frailty”の日本語訳として日本老年医学会が提唱した用語です。要介護状態に至る前段階として位置付けられますが、身体的脆弱性のみならず精神心理的脆弱性や社会的脆弱性などの多面的な問題を抱えやすく、自立障害や死亡を含む健康障害を招きやすいハイリスク状態を意味します。



方針4 高齢者の安全と安心を確保します

- 新型コロナウイルスをはじめとする感染予防対策の徹底について、本市の事業のほか、介護サービス事業所での対策強化を図ります。
- 災害時における要配慮者に対する支援及び避難行動要支援者の避難支援について、防災知識の普及、災害時の情報提供及び避難誘導並びに避難場所での健康管理その他必要な救護・救済対策等、地域と連携し地域で支えあう体制を整備します。

(3) 成果指標

指標名	現状値 (令和2年度)	目標値 (令和8年度)
ちゃーがんじゅー高齢者の割合 <small>成果指標設定の考え方</small> 要介護認定を受けていない高齢者（要介護認定を受けずに自分の生活を維持している高齢者）をちゃーがんじゅー高齢者（元気高齢者）とし、全高齢者に対する割合で設定します。	81.2%	増加
生きがいをもって生活が送れていると思う高齢者の割合 <small>成果指標設定の考え方</small> 施策の目的（意図）の達成度を測る指標として設定します。（市民アンケート）	85.2%	増加
避難行動要支援者名簿掲載者（のうち自力避難が困難な高齢者）の外部提供同意率 <small>成果指標設定の考え方</small> 避難行動要支援者名簿の情報について、地域の支援組織等と平常時から情報共有・連携が図られているかを同名簿掲載者（のうち自力避難が困難な高齢者）の外部提供同意率により把握します。	27.0%	50.0%
認知症サポーターの人数（累計） <small>成果指標設定の考え方</small> 認知症に関する正しい知識と理解をもって認知症の人やその家族をできる範囲で手助けし地域で支えていけるよう認知症サポーターを増やしていきます。（年間の認知症サポーター養成数をこれまでの養成数累計で計上し、年間200人の養成を目標としていきます。）	4,672人	5,872人



市民一人ひとりの健康づくりに対する意識を向上させ、子どもの頃から生涯を通じた健康づくりを実施することで、健康寿命の延伸や健康格差の縮小を図るために、「うるま市健康増進計画（健康うるま21）」を推進しているところです。今後も、関係課や関係機関・団体と連携し推進していきます。

主な課題

- 早世（65歳未満死亡）の割合が高い状況にあります。
- 生活習慣病は、発症予防、重症化予防の取組みが大切ですが、重症化して入院に至る状況が見られます。生活習慣の改善や適切な受診をすることが求められています。
- 特定健診・各種がん検診の受診率が低い状態です。

(2) 主な取組方針

方針1 地域で健康づくりを進めます

- 市民・地域・学校・医療機関・各団体等が連携して「健康うるま21」を推進し、市民の誰もが主体的に取り組む健康づくり活動を支えます。
- 潜在的な健康リスクに向き合う（ポピュレーションアプローチ⁴⁴）活動を推進するため、健康づくりに関する具体的な施策プログラムの提示や事業所等を巻き込んだ戦略的な取組みを展開します。
- 特定健診・各種がん検診の受診率を向上させることで市民の健康増進を推進します。
- 健康福祉センター及び体育施設等を活用し、市民の健康増進を推進します。
- 食生活改善推進員と連携し、地域における食育の充実を図ります。

方針2 保健サービスを充実させ、地域医療との連携を進めます

- 「健康うるま21」を踏まえ、各ライフステージに応じた7分野（食・栄養、歯、運動、酒、たばこ、ゆとり、健康管理）の健康づくりを推進します。
- 顕在的な健康リスクと向き合う（ハイリスクアプローチ⁴⁵）取組みとして、疾病の発症予防及び重症化予防のため、生活習慣の改善が必要な人に対し、栄養指導を含めた特定保健指導等におけるきめ細やかな保健指導を実施します。
- 保健指導対象者（ハイリスクアプローチ対象者）に対して運動教室（ポピュレーションアプローチ）を案内・実施するといったように、健康づくりのための両輪のアプローチをバランスよく組み合わせた保健事業を展開します。
- 重症化予防の取組みとして、「うるま市・沖縄市CKD⁴⁶・糖尿病性腎臓病病診連携システム」を活用し、腎機能低下者に対する適切な保健指導及び医療機関の受診勧奨、治療継続に向けた支援を推進します。
- 保健師や管理栄養士、看護師、臨床心理士などの専門的人材、地域の健康づくりを担う食生活改善推進員等を育成・確保します。



44 ポピュレーションアプローチ
高いリスクを持った人と限定せず、ある団体などのリスクを全体的に下げることが行なっていく支援のことをいいます。

45 ハイリスクアプローチ
健康障害を引き起こすリスクのうち、特にリスクが高い患者に対して、そのリスクを下げるように働きかけるアプローチのことをいいます。

46 CKD
(Chronic Kidney Disease)
慢性腎臓病のことで、腎障害を示す所見や腎機能低下が慢性的に続く状態をいいます。

方針3 感染症予防対策を進めます

- 新型コロナウイルス感染症を含む感染症の予防対策として市民講座等で知識の啓発に努めます。

(3) 成果指標

指標名	現状値 (令和2年度)	目標値 (令和8年度)
全死亡における20歳以上65歳未満の死亡割合	12.1%	減少
成果指標設定の考え方	健康の保持増進、生活の質の向上、早世の予防について20歳以上65歳未満の死亡率を把握します。	
特定健診の受診率	26.3%	60.0%
成果指標設定の考え方	健康意識の向上について特定健診の受診率により把握します。〔特定健診の受診率（国保被保険者40～74歳）〕	
特定保健指導の実施率	62.5%	60.0%
成果指標設定の考え方	健康意識の向上について特定保健指導の実施率により把握します。〔特定保健指導の実施率（国保被保険者40～74歳）〕	
日常的に健康づくりに取り組んでいる市民の割合	50.7%	増加
成果指標設定の考え方	市民の健康づくりへの行動変容の指標として、健康づくりに取り組んでいる割合を把握します。（市民アンケート）	

(4) 協働 ～ともに進めるために～

- 市民・個人**
 - ・ 望ましい生活習慣を身に付け、生活習慣病を予防しましょう。
 - ・ 上手にストレスをコントロールし、心の安定に努めましょう。
 - ・ 自分の健康状態に関心をもち、定期的に特定健康診査やがん検診等、各種検診を受けましょう。
 - ・ 検診結果により、要精密検査、要医療と判定されたら必ず医療機関を受診しましょう。
 - ・ かかりつけの医師をもち、治療中断することなく適正な医療を受けましょう。
 - ・ 予防接種を受け、手洗い等の基本的な感染対策を行い、感染症を予防しましょう。
- 自治会・地域**
 - ・ 自治会、食生活改善推進員や健康づくりボランティア等による、地域における健康づくりの輪を広げていきましょう。
- 企業・NPO団体**
 - ・ 従業員が気軽に検診を受診できる等、健康づくりに取り組みやすい環境をつくりましょう。



(5) 関連する個別計画

計画名	計画期間	H28 以前	前期基本計画					後期基本計画					R9 以降
			H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	
● 第2次健康うるま21 (うるま市健康増進計画)	平成30年度～令和5年度		■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	
● 第2次健康うるま21 (うるま市健やか親子21 (母子保健計画))	平成30年度～令和5年度		■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	
● 第2次健康うるま21 (うるま市食育推進計画)	平成30年度～令和5年度		■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	
● うるま市国民健康保険 第2期保健事業実施計画 (データヘルス計画) 第3期特定健康診査等実施計画	平成30年度～令和5年度		■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	
● うるま市自殺対策計画	令和4年度～令和8年度						■	■	■	■	■	■	



第3編

第2章
基本目標別施策

基本目標

2

子どもがいきいきと
育つまちづくり

- 2-1 母子保健の充実
- 2-2 子育て支援・少子化対策の充実
- 2-3 幼児教育・保育の充実
- 2-4 子どもの貧困対策の推進
- 2-5 配慮を要する子どもへの支援の充実

基本目標 ② 子どもがいきいきと育つまちづくり

第2次うるま市総合計画 後期基本計画

施策

2-1

母子保健の充実

担当課 子育て世代包括支援センター

関連課 保育こども園課／こども教育保育推進課／こども発達支援課／健康支援課／学校教育課

 施策の目的

対象	●乳幼児、児童、生徒 ●妊産婦
意図	●健やかに育つ ●安心して妊娠・出産し、育児ができる

 施策の基本方針

すべての親と子どもが安心して健やかに過ごすために、家族ぐるみ、地域ぐるみで支える環境づくりを目指します。

SDGsの目標



(1) 現状と課題

母子保健とは、安心して子どもを産み、健康に育てるという考えのもとに母親と子どもの健康保持と増進を図ることです。

本市においては、母子保健に関する施策を、「第2次健康うるま21(母子保健計画)」及び「第2期うるま市子ども・子育て支援事業計画」の中に位置付け、妊娠期、乳幼児期、学童・思春期を通じた健康づくりを推進してきました。

母子保健はすべての子どもが健やかに成長していく上での出発点であり、今後も次世代を担う子ども達が心身ともに健やかに成長することが求められます。

主な課題

- 乳幼児健康診査は、乳幼児の成長発達の確認及び親への育児相談並びに早期支援の介入の場ですが、受診率が県平均よりも低い状態です。
- 健康・育児・食育に関する相談支援の拡充及び各種予防接種率の維持向上が求められています。



(2) 主な取組方針

方針1 母子保健を充実させます

- 「第2次健康うるま21」及び「第2期うるま市子ども・子育て支援事業計画」に基づく保健サービスの充実に取り組み、関連機関との連携体制を強化します。また、サービスを広く周知するため、SNS⁴⁷等を活用し情報発信を充実させます。
- 安全・安心な妊娠出産に向け、早期支援の介入の場として親子健康手帳交付時の個別指導を行い、若年妊娠や妊婦健康診査の有所見者やその配偶者への保健指導を行います。また、全戸訪問や乳幼児健康診査・健康相談などを行います。
- 支援の必要がある世帯には、地区担当保健師の訪問等による相談支援を行います。
- 中学生を対象とした思春期教室を開催します。
- 保健師、管理栄養士、臨床心理士などの資質向上及び母子保健推進員の確保・育成に努めます。
- 絵本を通し親子の愛着形成と乳児健診受診率向上を目的にブックスタート⁴⁸事業を開始します。

方針2 感染症予防対策を充実します

- 定期予防接種等の実施や感染症の予防啓発を行うことにより、感染症のまん延防止、個人の発症予防及び重症化を防ぎます。

方針3 食育を推進します

- 妊娠期、離乳食や幼児食への移行期など、次世代の健康づくりの基本となるライフステージに合った食育を推進します。



47 SNS
(Social Networking Service)

48 ブックスタート

人と人とのつながりを通じて新たな人間関係を築く場をウェブサイトを提供する会員制サービスのことで、Facebook、Twitter、Instagramなどがあります。

乳児とその保護者に対し健診会場においてボランティアによる読み聞かせと絵本を進呈する事業です。

(2) 主な取組方針

方針1 子どもの育ちを見守る環境を充実させます

- 民設の学童クラブが増加傾向にある中、公設の学童クラブの役割を民設の学童クラブも担うことができるよう展開していきます。
- 児童の健全育成を推進するため、児童館に中高生を受け入れ、夜間も含めた居場所を提供できるようにします。
- 子どもが健やかに成長できるよう、関係機関との連携を深め、虐待の予防や早期発見・早期対応を目指します。
- ヤングケアラー⁵⁰について、早期の把握に努め、適切な福祉サービスへつなげます。また、ヤングケアラーの社会的認知度の向上に取り組みます。

方針2 経済的支援を実施します

- 子どもの疾病の早期発見と早期治療の促進及び保護者の医療費の軽減を図るため、こども医療費助成(中学卒業まで)を継続的に実施します。
- ひとり親家庭の生活安定と自立支援に向けた、就労支援や日常生活支援、就学資金の貸付けなどの各種支援を充実させます。

方針3 各種施設等におけるサポートを充実させます

- ファミリー・サポート・センターにおいて、「子育てを手助けして欲しい人」と「子育てを手助けしたい人」を結ぶ育児支援を進めるとともに、利用しやすい環境の充実を図ります。
- 地域子育て支援センターのほか、認定こども園で実施される子育て支援事業も含め、保護者間の交流の場の確保や情報提供、育児助言、子育て講座の開催など子育て支援サービスの提供を進め、子育ての不安解消や負担軽減につなげます。
- 子育て世代包括支援センターを中心とし、妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目ない支援や、関係機関とのネットワークを構築するとともに、ライフステージに応じた情報を発信します。
- 保護者の疾病等の理由により家庭において児童を養育することが一時的に困難となった場合に備え、子育て短期支援事業等の実施に取り組みます。



50 ヤングケアラー

家族にケアを要する人がいる場合に、本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている18歳未満の子どもをいいます。

(3) 成果指標

指標名	現状値 (令和2年度)	目標値 (令和8年度)
安心して子育てができるまちだと思ふ市民の割合 <small>成果指標設定の考え方 施策の目的(意図)の達成度を測る指標として設定します。(市民アンケート)</small>	81.7%	88.0%
18歳未満の人口増加数 <small>成果指標設定の考え方 保護者が安心して子育てを行うことができる環境づくりの達成度を測る指標として18歳未満の社会増人数を把握します。</small>	247人	320人
子育て世代包括支援センターの利用者数 <small>成果指標設定の考え方 妊娠・出産を契機とした子育て支援として、子育て世代包括支援センターの利用者数を指標とします。</small>	3,244人	4,200人

(4) 協働 ~ともに進めるために~

- 市民・個人**
 - 保護者は、子育てに対し自覚と責任を持ちましょう。
 - 市民は、子育てボランティアとして参加しましょう。
- 自治会・地域**
 - 民生委員は、子育て世帯と連携を持ちましょう。
 - 地域は、子どもを通じた地域のつながりづくりに努めましょう。
- 企業・NPO団体**
 - 事業所は、子育てしやすい就労環境づくりに努めましょう。

(5) 関連する個別計画

計画名	計画期間	前期基本計画					後期基本計画						
		H28以前	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9以降
● 第2期うるま市子ども・子育て支援事業計画	令和2年度~令和6年度												

基本目標 ② 子どもがいきいきと育つまちづくり

施策

2-3

幼児教育・保育の充実

担当課 こども教育保育推進課

関連課 保育こども園課／こども政策課／こども発達支援課／学務課／学校教育課

施策の目的

対象 ●乳幼児

意図 ●健康で心身の調和のとれた発達ができる

施策の基本方針

乳幼児を家庭の保護者に代わって保育し、安心して就労や子育てを行うことができる環境を整えるとともに、健全な人間形成の基礎を培う幼児教育・保育を実現し、子どもたちに健康・安全で文化的な生活、豊かな遊びが保障されることで、心身の調和のとれた発達を目指します。

SDGsの目標



(1) 現状と課題

幼児教育・保育は、小学校就学前の子ども（乳幼児）の心身ともに健やかな成長に資するものであり、子ども・子育て支援の重要な一翼をなすものです。

本市においては、幼稚園から認定こども園への移行が進むとともに、3～5歳のすべての子どもを受け入れる体制が整うなど、幼児教育・保育が充実しています。しかし、一方では小学校への接続がうまく図られていない等の課題があり、いわゆる「小1プロブレム⁵¹」が懸念されます。

すべての公立幼稚園（津堅幼稚園除く）は2023（令和5）年度までには認定こども園へ移行する予定です。

待機児童の解消に向け施設整備が進む中、保育士不足により定員割れが生じるなど、保育士等の安定的な確保が課題となっています。



51 小1プロブレム

小学校第1学年の児童が学校生活に適應できないために起こす問題行動のこと。また、こうした不適応状態が継続し、クラス全体の授業が成立しない状況に陥っていることをさす場合もあります。

主な課題

- 配慮を要する子どもが増加傾向にあります。
- 保育所等の増加及び5歳児保育の充実に伴い、小学校への接続が課題であり、教育プログラム（アプローチカリキュラム⁵²・スタートカリキュラム⁵³）の調整を充実させる必要があります。

(2) 主な取組方針

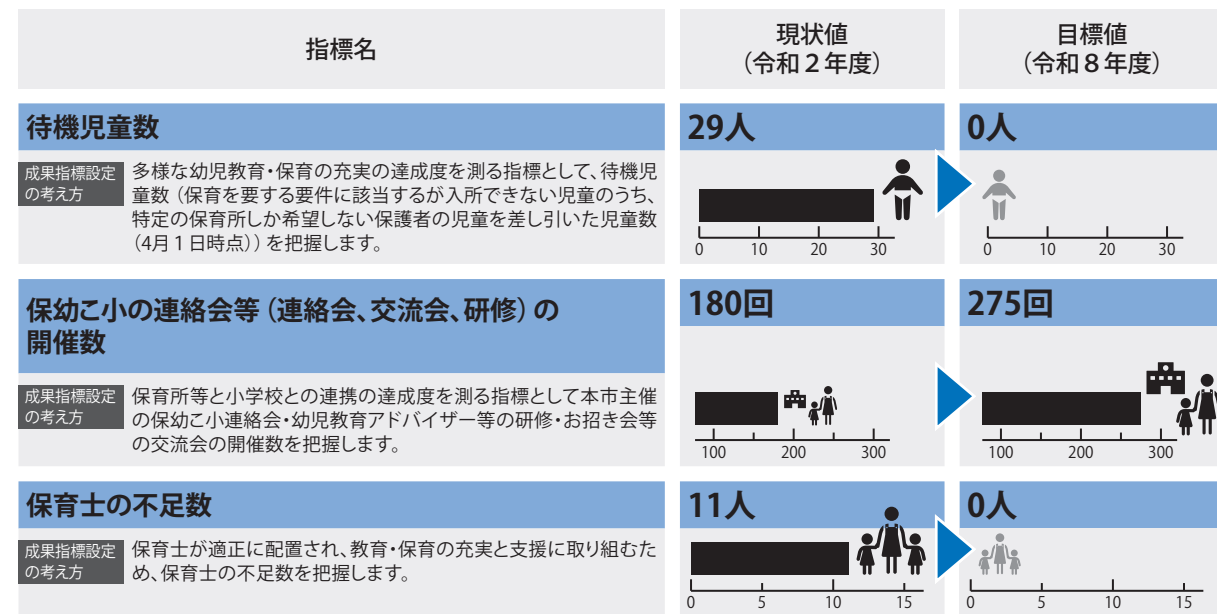
方針1 多様な幼児教育・保育を充実させます

- 本市独自の助成事業や国及び県の支援事業等を積極的に活用し、保育士等の処遇改善、継続雇用を促すとともに、保育士試験対策講座を充実させ保育士の人材確保に取り組みます。
- 必要な地域に認定こども園等を設置し、引き続き待機児童の解消及び幼児教育・保育の充実を図ります。
- 障がいのある幼児等へは特性に合わせ集団の中で生活する際の配慮点を明確にし、保育の充実を図ります。
- 子ども達の多様な文化や環境に対応するための研修などを実施し、教育・保育の質の向上を図ります。

方針2 保育所等・小学校を連携します

- 保育所等・小学校の連絡会を、市全体、小学校単位で開催し、発達や学びの連続性を踏まえた情報を共有するとともに、アプローチカリキュラムやスタートカリキュラムを確立します。
- 幼児教育アドバイザーを配置するなど、教育・保育の質の向上及び保幼こ小の円滑な連携を図ります。

(3) 成果指標



52 アプローチカリキュラム

幼児期の教育と小学校教育の円滑な接続を図るため、幼児期における遊びの中の学びが、小学校の学習や生活に生きるように工夫された、保育所・幼稚園の年長児後半のカリキュラムのことです。

53 スタートカリキュラム

小学校へ入学した子どもが、幼稚園・保育所・認定こども園などの遊びや生活を通して学びと育ちを基礎として、主体的に自己を発揮し、新しい学校生活を創り出していくためのカリキュラムのことです。

(2) 主な取組方針

方針1 生活の観点で支援します

- 不登校等の課題を抱える子どもや就労を希望する親をサポートしていきます。
- 様々な子どもの居場所を提供し、自己肯定感の向上につながる支援を行います。食事の提供については、フードバンクの設置のほか、生鮮食品の提供手法も含め検討します。
- 市営住宅における、生活に困窮する多子世帯やひとり親世帯の優遇措置を継続し、生活困窮者の住まいを確保するよう努めます。
- 生活保護制度の周知を図り、保護が必要な世帯に対しては適正に保護を実施します。
- 学習に対する経済的助成を行うことで、高等学校等への進学を支援します。

方針2 教育の観点で支援します

- 就学援助制度について、全児童・生徒の家庭への郵送など効果的な周知を継続するとともに、制度の適切な運用のため、教職員との連携強化に努めます。
- 児童・生徒、保護者及び学校からの教育に関する相談について、相談体制を充実し、支援を行います。

方針3 就労の観点で支援します

- 就労支援事業を実施し、求職者の就労を支援します。
- 就労につながる資格取得の支援を実施します。
- 小中高生のキャリア教育⁵⁴を実施します。

方針4 ひとり親家庭を支援します

- ひとり親家庭に対し、資格取得の支援やハローワーク、沖縄県母子寡婦福祉連合会との連携により就労につながる支援を実施します。
- ヘルパー派遣や福祉資金貸付、養育費の確保支援、生活相談などを充実させるとともに、医療費助成や学童クラブの保育料の負担軽減を行うことで、ひとり親家庭の生活の安定を目指します。



54 キャリア教育

一人ひとりの社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現していくキャリア発達を促す教育のことです。

(3) 成果指標

指標名	現状値 (令和2年度)	目標値 (令和8年度)
生活保護世帯の子どもの高等学校等進学率(再掲)	73.7%	94.0%
成果指標設定の考え方	進学率の上昇は、将来の所得の増大につながる可能性を高め、貧困の連鎖を断ち切るためにも重要となることから進学率を把握します。	
中学3年生の進学決定率	95.8%	98.5%
成果指標設定の考え方	教育の観点での支援として、進学率の向上により将来の貧困世帯の減少を目指します。	
子どもの就労につながる資格取得支援者数(累計)	11人	100人
成果指標設定の考え方	就労の観点での支援の進捗を測る指標として、就労につながる資格を取得するために支援した人数を把握します。	
ひとり親支援事業による資格取得件数	20件	45件
成果指標設定の考え方	ひとり親家庭の支援として、高等職業訓練促進給付金、自立支援教育訓練給付金、「マザーズスクエア うるはし」が実施する資格取得講座等での資格取得件数を把握します。	

(4) 協働 ~ともに進めるために~



市民・個人

- ・ 日常の中で、地域子ども達に目配り、気配りを行い、積極的に子育て支援のボランティア等に参加しましょう。



自治会・地域

- ・ 自治会を中心に、地域における子どもの居場所づくりに努めましょう。
- ・ 地域で子どもを見守る意識をもち、声掛け運動を推進しましょう。



企業・NPO団体

- ・ 企業や各種団体等、社会全体でそれぞれが子どもの貧困対策に取り組みましょう。



基本目標 2 子どもがいきいきと育つまちづくり

2-5 配慮を要する子どもへの支援の充実

担当課 こども発達支援課

関連課 子育て世代包括支援センター／保育こども園課／こども教育保育推進課／学校教育課／教育支援センター／障がい福祉課

施策の目的

対象 ●配慮を要する子、障がい児（0歳～18歳未満）

意図 ●健やかに育つ
●地域で支えあう

施策の基本方針 障がいの有無にかかわらず、すべての児童が共に成長できる共生社会を目指します。

SDGsの目標



(1) 現状と課題

乳幼児健診時で特別な支援が必要と判断される子どもが約3割から4割おり、成長や発達が気になる子やその保護者への早期支援が求められています。

配慮を要する子や障がい児、その家族に対する支援等においては、本児の最善の利益を考慮しながら、身近な地域で安心して生活できるよう、早期の相談・療育支援や保護者支援、福祉サービスの充実が必要です。また、相談支援においては、ライフステージに沿って、地域の保健、医療、福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携を図ることで、切れ目のないつなぎ支援が提供できるよう関係機関のネットワークの強化が必要です。

共生社会の推進のため、重症心身障がい児や医療的ケアを要する児童が身近な地域で生活するためには、保育・教育・福祉サービス事業所での受け入れ体制をより一層充足することが必要です。また、2022（令和4）年度に設置される児童発達支援センター（地域の中核的な療育支援施設）と地域における関係機関や支援者との連携強化のため、重層的な支援体制を構築することが求められます。

- 主な課題**
- 早期の療育支援や保護者支援、福祉サービスの充実のため、各関係機関での相談・支援体制の充実が求められます。
 - ライフステージに沿った切れ目のないつなぎ支援のため、関係機関のネットワーク強化が求められます。
 - 地域の関係機関等において、重症心身障がい児や医療的ケアを要する児童の受け入れ体制の強化が求められます。



(2) 主な取組方針

方針1 相談支援・早期療育・保護者支援体制の充実を図ります

- 配慮を要する子や障がい児を早期に発見し、各関係機関での相談・支援体制の充実を図ります。
- 配慮を要する子とその親に対して、親子での遊びや心理士等への発達相談が可能な親子通園事業の実施により、子の発達と早期に向き合うことを促し、適切な支援につなげます。
- 早期に療育につなげるとともに、児童一人ひとりの障がい特性や養育環境等に応じた専門性のある支援ができるよう相談支援体制の充実を図ります。
- 配慮を要する子及び障がい児の保護者のニーズを支援者が把握し、保護者が家庭においてもスムーズに子育てが行えるよう保護者支援の充実に努めます。

方針2 あらゆる児童に対する教育・保育を支援します

- 障がいの有無にかかわらず教育・保育を受けるための環境（体制）を整備するとともに、インクルーシブ教育⁵⁵・保育を推進します。
- 児童生徒の障がい状況、発達状況に応じた保育環境や特別支援教育を展開し、障がいを持つ児童生徒がその能力や可能性を最大限に伸ばすことができるよう支援します。

方針3 ライフステージに沿った切れ目のないつなぎ支援体制の確立を図ります

- ライフステージに沿った地域における保健、医療、福祉、保育、教育、就労支援等の各関係機関による連携体制を確立し、適宜見直すことにより、切れ目のないつなぎ支援が提供できるようネットワークの強化に取り組みます。

方針4 福祉サービスの充実を図ります

- 更なる療育を要する児童においては、個々の障がい特性に応じた療育が受けられるよう障害福祉サービスによる支援の提供を継続して実施します。
- 重症心身障がい児や医療的ケアを要する児童が身近な地域で日常生活や社会生活を送ることができるよう、支援者の質の向上のための研修会等の開催に取り組みます。



55 インクルーシブ教育

人間の多様性の尊重等を強化し、障がい者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能にするという目的の下、障がいのある者と障がいのない者が共に学ぶ仕組みです。

(3) 成果指標

指標名	現状値 (令和2年度)	目標値 (令和8年度)
乳幼児健診や親子通園事業、障がい窓口における発達障がいに関する相談件数	2,331件	3,030件
成果指標設定の考え方 早期療育支援体制の充実の達成度を測る指標として、早期の発達障害に関する相談件数を把握し、早期療育支援へとつなげます。		
保育所等へ入所した医療的ケアを要する児童数(累計)	2人	26人
成果指標設定の考え方 あらゆる児童に対する教育・保育への支援に対応する指標として、医療的ケアを必要とする児童が保育所等へ入所した人数を把握します。		
障害児通所の支給決定を受けた子どもの数	910人	1,551人
成果指標設定の考え方 療育に関する福祉サービスの充実の達成度を測る指標として、当該年度において障害児通所の支給決定を受けた障がい児数(新規申請・更新申請・支給量変更申請の延べ件数)を把握します。		

(4) 協働 ~ともに進めるために~

- 市民・個人**
 - 障がいに対する理解を深め、共に生活し支え合いましょう。
- 自治会・地域**
 - 障がい児等が生活しやすい環境づくりに努めましょう。
- 企業・NPO団体**
 - 障害福祉サービスの充実に努めましょう。

(5) 関連する個別計画

計画名	計画期間	前期基本計画					後期基本計画						
		H28以前	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9以降
● 第2期うるま市障がい児福祉計画	令和3年度～令和5年度						■	■	■	■			
● 第3次うるま市障がい者福祉計画	平成30年度～令和5年度		■	■	■	■	■	■	■	■			
● 第2期うるま市子ども・子育て支援事業計画	令和2年度～令和6年度						■	■	■	■	■		

第3編

第2章 基本目標別施策

基本目標

3

まちの活力を生み出す 産業づくり

3-1 農水産業の振興

3-2 商工業の振興

3-3 観光の振興

3-4 雇用促進・就業支援の充実

3-5 企業誘致の推進

基本目標 ③ まちの活力を生み出す産業づくり

第2次うるま市総合計画 後期基本計画

施策

3-1

農水産業の振興

担当課 農政課

関連課 農水産整備課／農業委員会事務局／産業政策課／商工労政課／健康支援課／学校給食センター

対象 ●農業者 ●漁業者

 意図 (農業者)
 ●所得が向上する
 ●担い手を確保する
 (漁業者)
 ●安心安全な漁業施設を利用できる

施策の目的

施策の基本方針 農水産業の持続可能な生産基盤や農村・漁村集落の整備を行うとともに、環境にやさしく地域の特性を生かした魅力ある農水産業を目指します。

SDGsの目標

2



8



9



12



(1) 現状と課題

国内の農地面積及び農水産物の生産は長期的に減少傾向で推移し、我が国は食料供給について海外に大きく依存しています。全国的に農山漁村においては人口減少・高齢化が顕著に進行しており、生産活動だけでなく地域資源の保全や集落の持続的な存続にも懸念が生じています。農業の持続的発展と農村の振興を今後とも実現していくには、農業の競争力を強化し、国内外の需要の取り込みを進めることが必要であり、国は2016(平成28)年11月に「農業競争力強化プログラム」を取りまとめ、農業競争力強化支援法等の関連法が制定されました。

本市における農水産業は、地域の経済や環境、市民の生活などと密接に関わっています。特に地域経済における農水産業は、生産から加工、流通、販売等の各産業と広く結び付いており、重要な役割を担っています。

大切な生産基盤である農地を守る観点から、産地の維持発展に向けた取り組みや無秩序な農地転用を防ぐとともに、持続可能な農業を促し、都市部と農村部の共生を図っていく必要があります。



主な課題

- 農水産業に係る従事者数の減少が進み、高齢化も進んでいます。
- 農水産物の安定的な確保及び6次産業化⁵⁶など高付加価値化に向けた取り組みが必要です。

(2) 主な取組方針

方針1 持続可能な経営体の育成と生産環境づくりを進めます

- 県の指導農業士や農業協同組合、その他関係機関と連携し、農業の担い手の確保・育成及び農業経営の法人化への支援等により、経営基盤を強化します。
- 漁業の担い手の育成・確保、所得向上等に向けて、漁業協同組合と連携しながら取り組みを進めます。
- 「うるま市循環型農業促進事業基本計画」に基づき、家畜排せつ物の堆肥化推進による地域資源の有効活用を進めるなど、自然環境と共生する循環型農業システムの構築を目指します。
- 農地中間管理機構⁵⁷や農業委員会と連携し、耕作放棄地の解消や農地集積といった、経営規模の拡大や適地適作を踏まえた農地の合理的利用を推進します。
- 自然災害による日照不足や干ばつ・台風等から園芸作物への被害を最小限に抑えるため、災害に強い園芸施設の拡充や農業共済・収入保険への加入を促します。
- 市場との情報共有やニーズに合わせた生産体制を構築するため、農水産業振興戦略拠点施設などの整備や技術・営農情報の発信に取り組みます。

方針2 生産性・収益性の高い生産基盤を形成します

- ほ場やかんがい施設、漁港施設等の生産基盤を整備します。
- 本市の土地利用に関する方針を前提として、無秩序な転用を防ぐための運用マニュアル制定を検討します。また、市内12地区の「人・農地プラン」の実質化に向けた取り組みを推進し、農地中間管理機構を活用した農地流動化を促進します。
- これまでに補助事業で導入した農業用施設及び農業用機械については、農業関係機関などと連携し、事業目的に照らして現地確認及び農家との面談などを行うことで、より効果的な農業用施設及び農業用機械の拡充に向けた支援を行います。
- 漁港施設における機能保全計画に基づき、南原漁港「第1防波堤」をはじめとした機能保全対策工事(長寿命化)を進めます。
- 農漁村は食料その他の農水産物の供給機能はもとより、自然環境の保全、さらには農漁村と都市住民との交流及び農水産業体験の促進による交流機会を創出します。併せて、地域と連携して、世代間の交流ができる農家コミュニティの醸成を推進します。



56 6次産業化

1次産業としての農林漁業と、2次産業としての製造業、3次産業としての小売業等の事業との総合的かつ一体的な推進を図り、農山漁村の豊かな地域資源を活用した新たな付加価値を生み出す取り組みです。これにより農山漁村の所得の向上や雇用の確保を目指しています。

57 農地中間管理機構

農用地等を貸したいという農家(出し手)から、農用地等の有効利用や農業経営の効率化を進める担い手(受け手)へ農用地利用の集積・集約化を進めるため、農用地等の中間的受け皿となる組織です。

方針3 うるまブランドを形成し販路を確立します

- 新たな水産資源の構築を図るため、牡蠣等の養殖技術の実用化に向けて取り組んでいきます。
- 特産物を活用した新商品開発やPR展開の支援、商業・工業と連携した6次産業化を推進します。
- 学校給食等と連携して、食育や食農、地産地消及び地産外商を推進します。併せて、安全・安心な農水産物食材の食育及びスローフード運動⁵⁸を展開します。

(3) 成果指標

指標名	現状値 (令和2年度)	目標値 (令和8年度)
新規就農者増加数(累計) <small>成果指標設定の考え方 農業従事者の高齢化の抑制を把握するため、担い手となる新規就農者数の伸びを把握します。</small>	22(89)人	10(149)人
農業収入額 <small>成果指標設定の考え方 施策の目的(意図)の達成度を測る指標として農業収入額を把握します。</small>	2,771百万円	3,700百万円
漁港の長寿命化計画に基づく整備率 <small>成果指標設定の考え方 生産性・収益性の生産基盤形成の達成度を測る指標として整備率を把握し、管理する漁港施設の点検調査及び施設機能診断(老朽化度評価)の結果を踏まえ、長寿命化計画書に基づき、施設の維持補修・更新を図ります。</small>	0.0%	100.0%



58 スローフード運動

伝統的な食文化を見直し、食への関心を高める運動のことで、「早い・安い・便利」な、ファストフード(fast=早い)に対する言葉としてよく使われています。

(4) 協働 ~ともに進めるために~



市民・個人

- ・ 地場産物の消費拡大に努めましょう。
- ・ 農業者及び漁業者は、安全・安心な農水産物を提供しましょう。
- ・ 農業者及び漁業者は、6次産業化及びブランド化に向けて取り組みましょう。
- ・ 農業従事者は規模拡大に努めましょう。
- ・ 水産業従事者は、資源管理型漁業に努めましょう。
- ・ 自らがうるま市の農水産業を支える貴重な人材になり得ることを認識しましょう。



自治会・地域

- ・ 地元の農水産物を知ることができる機会を設けましょう。



企業・NPO団体

- ・ 農業協同組合及び漁業協同組合は、生産者の支援に努めましょう。

(5) 関連する個別計画

計画名	計画期間	H28以前	前期基本計画					後期基本計画					
			H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9以降
● うるま農業振興地域整備計画	平成30年度～												
● うるま市農業振興ビジョン	平成29年度～令和8年度												
● 人・農地プラン(市内12地区)	平成24年度～												
● うるま市循環型農業促進事業基本計画	令和2年度～令和11年度												
● 津堅島農業再生・活性化プラン	令和元年度～令和6年度												
● うるま市鳥獣被害防止計画	令和3年度～令和5年度												

基本目標 ③ まちの活力を生み出す産業づくり

3-2 商工業の振興

担当課	商工労政課
関連課	産業政策課

施策の対象	● 商工業事業者
施策の目的	意図 ● 収益を増やす ● 事業者数を増やす

施策の基本方針	商店街及び市街地環境の改善を促し、事業者数及び販売額・出荷額を増やし活力のある持続可能な商工業を目指します。
---------	--



(1) 現状と課題

本市の商工業は、雇用創出の場や市民の日常生活を支える場として重要な役割を担ってきました。しかし、近年の市場環境は、人口減少等による国内市場の縮小と売上の減少、消費者志向の変化、流通の多様化など激しい競争環境にあります。

その中、新型コロナウイルス感染症の拡大等により、世界的な経済の沈滞化は言うに及ばず、沖縄県においても例外なく深刻な影響を受け、厳しい経営を余儀なくされました。特に、外出自粛や、飲食店等への営業時間短縮要請等により、飲食業や小売店をはじめとした商工業はそのあおりを受け、苦しい事業経営が今なお続いています。

- 主な課題**
- ウィズコロナ・アフターコロナを見据えた商工業への支援が必要です。
 - 大規模商業施設の立地や郊外立地が進み、既成市街地における空き店舗が増加し、商店街の商業機能が衰退しています。
 - 中城湾を中心に集積が進んでいる製造業をはじめとした工業について、立地企業のニーズを深掘りしていくことが求められています。



(2) 主な取組方針

方針1 賑わいのある商工業を振興します

- 商工会や通り会などの関係団体と協力し、商品券や地域資源を活かしたイベントなどにおいて支援し、商業地の活性化に取り組みます。
- 商工会等の関係団体と連携を強化し、各種相談や経営診断、商品開発や販売システムに関するワークショップの開催、経営セミナーの開催など、事業者の経営基盤の強化やスキルの上に向けた支援体制を充実させます。
- 国や県が実施する中小企業支援制度の活用が円滑に進むよう、商工会や金融機関と連携し、必要に応じて経営相談や専門家派遣といった支援につなげます。
- 創業について、商工会や金融機関と連携し、創業希望者向けの創業セミナー開催や創業相談、事業計画作成等の支援に取り組みます。また、開業資金（設備・運転資金）等の創業資金相談についても行います。

方針2 地場産業を支援します

- 本市の市産品を活用した商品開発や商品PRを引き続き支援します。
- 立地企業や既存企業、研究開発機関等との連携を強化し、ビジネスマッチング⁵⁹の実施などにより市内企業を活性化します。

(3) 成果指標

指標名	現状値 (令和2年度)	目標値 (令和8年度)
法人市民税の課税額(法人税割額) <small>成果指標設定の考え方</small> 施策の目的(意図)の達成度を測る指標として法人市民税額を把握します。	564,696千円	750,796千円
新規創業者数(累計) <small>成果指標設定の考え方</small> 賑わいのある商工業振興の達成度を測る指標として、創業希望者・創業者に対し、商工会・金融機関と連携して支援を行い創業した人数を把握します。(H27~R2までの実績値135人)	135人	195人



59 ビジネスマッチング

自社のサービスや製品の売上向上を目的とする企業等と、それらを求める企業等を結び付けることを指します。

(4) 協働 ～ともに進めるために～

市民・個人

- 市産品を積極的に利活用するとともに購入しましょう。
- 自らがうるま市の商工業を支える貴重な人材になり得ることを認識しましょう。

自治会・地域

- 中小企業の振興が地域活性化及び市民生活の向上に寄与することを理解し、中小企業の成長及び発展に協力するよう努めましょう。

企業・NPO団体

- 中小企業団体は経営の向上・改善、市施策の推進に協力しましょう。
- 中小企業者は経営の革新、経営基盤の強化、雇用環境の安定、人材の育成に努めましょう。
- 事業者は、商工会や通商会などの加入に努め、地域活性化に向けた取組みに積極的に参加しましょう。
- 大企業は、中小企業者との連携や市産品の利活用、商工会や観光物産協会などの団体への加入に努めましょう。

(5) 関連する個別計画

計画名	計画期間	H28以前	前期基本計画					後期基本計画					R9以降
			H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	
● 第2次うるま市産業振興計画	令和4年度～令和8年度												



基本目標 ③ まちの活力を生み出す産業づくり

施策

3-3

観光の振興

担当課 観光振興課

関連課 プロジェクト推進2課／生涯学習スポーツ振興課／文化財課／商工労政課

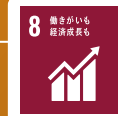
施策の目的

- 対象** ●うるま市への入域観光客 ●市民 ●市内観光産業関係事業者
- 意図** ●域内消費を拡大する
●観光消費額を拡大する
●ホスピタリティ⁶⁰とシビックプライド⁶¹を醸成する

施策の基本方針

世界文化遺産⁶²の勝連城(かつれんじょう)跡や海に囲まれた海中道路、風光明媚な島しょ地域、闘牛やエイサー等の伝統文化・芸能等、多彩な観光資源とポテンシャル⁶³を活かしたまちの個性で観光振興を目指します。

SDGsの目標



(1) 現状と課題

観光産業は、農業、水産業、飲食、小売、交通等とその裾野が広く、地域経済全体に波及効果を及ぼすほか、本市固有の歴史、伝統・文化の魅力向上や活用が、そこに暮らす市民の誇りにつながります。

市民、観光事業者、そして行政が協働して取組みを進めることを通し、旅行者の満足度だけでなく、まちの魅力や市民生活の向上につながる、持続可能な観光振興が求められています。

新型コロナウイルス感染症により、堅調な推移を見せていた沖縄観光は需要が低迷し、域外からの観光流入は減少し、観光産業全体と関連する経済活動に大きな影響を与えています。

本市は、豊かな自然と海洋資源に恵まれ、世界文化遺産の勝連城跡など貴重な歴史遺産や文化財、各地域で永年受け継がれてきたエイサーや県内随一と評される迫力ある闘牛、獅子舞、ハーリーなど多くの伝統芸能や文化活動が盛んな地域です。また、海中道路や津堅島など多くの海洋レジャーに適した海浜は、毎年多くの観光客が訪れ、賑わいを見せています。

入域観光客の増加を目指すことにより多くの観光消費額拡大の機会につながる一方、オーバーツーリズムなどで、市民利益とのミスマッチや地域が疲弊しない質の高い観光開発が望まれます。



60 ホスピタリティ (Hospitality)

心のこもったもてなし、手厚いもてなし、歓待、また、歓待の精神のことです。

61 シビックプライド (Civic Pride)

市民が、自分の住んでいる、働いている都市に対して「誇り」や「愛着」を持って、自らもこの都市を形成している1人であるという認識を持つことです。

62 世界文化遺産

ユネスコ(国連教育科学文化機関)の世界遺産条約に基づき「世界遺産リスト」に登録されている、優れた普遍的価値をもつ建築物や遺跡などのことです。

63 ポテンシャル (Potential)

潜在的な力や可能性としての力のことです。

多くの沖縄原風景が残る島しょ地域は、貴重な観光資源である景観を失うことのないよう、観光産業とのバランスを保つことが重要です。

主な課題

- 世界文化遺産の勝連城跡を含む東海岸の観光のあり方を検討していく必要があります。
- コロナ禍でマイクロツーリズム⁶⁴の意識が高まったことにより、県民を観光客として取り込んでいく観点が必要です。
- インバウンド⁶⁵を含む県外の観光需要のみに依存しない、県内需要の掘り起こしや誘客商品の造成など、域内需要も取り込む基盤整備が必要です。
- 潜在的な観光資源を産業として具現化するには、本市全体としての観光戦略や観光拠点の整備、PR、名産品・特産品の開発、滞在型観光への転換などが求められており、今後更なる戦略的な観光産業の振興を図る必要があります。
- 世界文化遺産の勝連城跡、肝高の阿麻和利、闘牛、伝統エイサーなどの独自文化と恵まれた自然や人材など、あらゆる資源を最大限活かした観光施策の展開が必要です。



(2) 主な取組方針

方針1 観光振興の取組みを推進します

- 「うるま市観光振興ビジョン」に基づき、関係機関と連携して、ネットワークの強化や観光関連人材の育成などを積極的に進めます。
- まつりやエイサー・闘牛などのイベントについては、経済効果を伴う振興や連携の強化・PRを充実します。
- 観光物産情報のPRについては、各種メディアを活用して一過性でない訴求力のあるプロモーション活動を展開します。
- 観光闘牛やマリンスポーツ等の体験型観光商品について、商品販売窓口の設置、プレイヤーの育成や組織化を進めます。
- 宿泊施設の誘致や滞在施設の民間での整備促進を継続します。民泊連携組織や文化・芸能団体などとも連携し、役割分担を明確にしなが、教育旅行(修学旅行等)プログラムの造成と商品化、販売先の開拓と、受け入れ体制の構築・強化を進めます。



64 マイクロツーリズム (Micro Tourism) 自宅から1～2時間圏内の地元や近隣への短距離観光のことです。

65 インバウンド (「インバウンドツーリズム」の略) 外国人の訪日旅行、また、訪日旅行者のことをいいます。

- スポーツコンベンション推進協議会とともにスポーツツーリズム⁶⁶を推進します。
- 市内文化財や伝統文化などの文化資源のストーリー性を観光資源として活用を進めます。
- うるマルシェや生産者、食品加工メーカーなどと連携したご当地メニューやお土産商品の開発・商品化に取り組みます。
- 農業や漁業、ものづくり、文化、教育などの体験型観光を通じて、関係人口を増やす持続・発展的な観光振興を図ります。
- 市民が見つけた本市の魅力を写真とともに投稿するサイトの開設やフォトコンテストの開催など、地元目線で本市の魅力を再発見する機会を創出し、これらの地域資源を活用した着地型旅行商品を企画、造成し、販売促進による消費拡大に取り組みます。



方針2 東海岸を新しい観光として整備・充実させます

- 世界文化遺産の勝連城跡周辺については、東海岸の新しい観光創出の観点も含め、来訪動機を喚起するブランディングとマーケティング、コンテンツ造成による観光地形成を図り、観光誘客及び特産物の販売促進による観光振興拠点として、あまわりパークの整備を進めます。
- 歴史的価値の高い勝連城跡におけるMICE⁶⁷やディナーパーティーなど、高付加価値を演出するユニークベニュー⁶⁸の開発・商品化と利用促進を図ります。
- あまわりパークやうるマルシェ、東照間商業等施設など市内観光施設と連携した本市の魅力を発信し、市内を周遊するような観光振興を図ります。
- サイクルツーリズム⁶⁹を推進し、市内を周遊するような観光振興に努めます。
- 世界文化遺産の勝連城跡、肝高の阿麻和利、闘牛、伝統エイサーなど、本市が持つ高水準の文化と島しょ地域をはじめとする豊かな自然などのソフトパワーを活かしつつ、これらの資源が持続的に保てるように配慮したサステナブル・ツーリズム⁷⁰にも取り組みます。



66 スポーツツーリズム (Sports Tourism)	スポーツを見に行くための旅行およびそれに伴う周辺観光や、スポーツを支える人々との交流などスポーツに関わる様々な旅行のことです。
67 MICE	Meeting (会議・研修・セミナー)、Incentive tour (報奨・招待旅行)、Convention又はConference (大会・学会・国際会議)、Exhibition (展示会) の頭文字をとった造語で、ビジネストラベルの一つの形態であり、参加者が多いだけでなく、一般の観光旅行に比べ消費額が大きいことなどから、MICEの誘致に力を入れる国や地域が多くなっています。
68 ユニークベニュー (Unique Venue)	歴史的建造物、文化施設や公的空間等で、会議・レセプションを開催することで特別感や地域特性を演出できる会場のことを指します。
69 サイクルツーリズム (Cycle Tourism)	自転車で特有の道路環境を走ることを楽しんだり、地域独自の資源や魅力等を楽しむことを促す自転車を活用した観光振興の方策のことをいいます。
70 サステナブル・ツーリズム (Sustainable Tourism)	観光地の本来の姿を持続的に保つことができるように、観光地の開発やサービスのあり方を見定め旅行の設定を行うことです。

(2) 主な取組方針

方針1 働く場を確保します

- 新たな産業集積地を確保するため、仲嶺・上江洲地区の農振農用地を産業集積用地として整備し、企業誘致や雇用拡大に向けた各種施策（取組み）を推進します。
- 市内における雇用及び就業機会の創出を図るため、街角コンタクトセンター（であえ〜）で本市独自の各種就労支援事業を実施します。また、継続雇用を前提とした人材育成事業を実施し、雇用者増加につなげます。
- 子育てや家庭の事情等でフルタイムで働くことが困難な方や、高齢者などを対象とした各種就労支援事業を実施します。
- 本市が運営する街角コンタクトセンターの相談窓口や、うるま市ふるさとハローワーク（うるま市地域職業相談室）と連携し、ミスマッチのない職業案内を目指します。
- テレワーク⁷¹などICTを活用した場所や時間にとらわれない柔軟な働き方の周知などを行い、新たな働き方の就業につなげます。

方針2 就業意欲の向上を図ります

- 「うるま市グッジョブ連携協議会」において、学校・教育機関と地域・企業とともに、引き続き市民の就業意欲を向上させるための機運を醸成します。とりわけ、児童生徒の就業意欲につながるキャリア教育を充実・強化します。
- 就業意欲の向上を目的としたイベントの開催や、ラジオ、広報紙、SNS等での情報発信を継続的に実施します。
- 長時間労働の是正に向けた周知や関係機関の各種支援策の紹介などを行い、労働時間の短縮や働きやすい職場づくりを進めます。

(3) 成果指標

指標名	現状値 (令和2年度)	目標値 (令和8年度)
有効求人倍率（沖縄管内） <small>成果指標設定の考え方</small> 雇用機会を創出するためには域内の有効求人倍率の上昇が必要のため、有効求人倍率を指標として設定します。	0.69	1.00
新規就職者数 <small>成果指標設定の考え方</small> 有効求人倍率の向上、完全失業率の改善のためには新規就業者を増やす必要があるため指標として設定します。	1,137人	1,568人
市民税課税額 <small>成果指標設定の考え方</small> 施策の目的（意図）の達成度を測る指標として市民税課税額を把握します。	412,269万円	553,869万円



71 テレワーク

ICTを利用し、時間や場所を有効に活用できる柔軟な働き方のことです。勤務場所により、大きく、在宅勤務、モバイルワーク、サテライトオフィス勤務に分けられます。

(4) 協働 ～ともに進めるために～



市民・個人

- 求職者、未就職者は、就労意欲を高め、就職活動に努めましょう。
- 家庭でも、仕事をする大切さについて話し合しましょう。
- 産業を支える貴重な人材になり得ることを認識しましょう。



自治会・地域

- キャリア教育に積極的に参加しましょう。

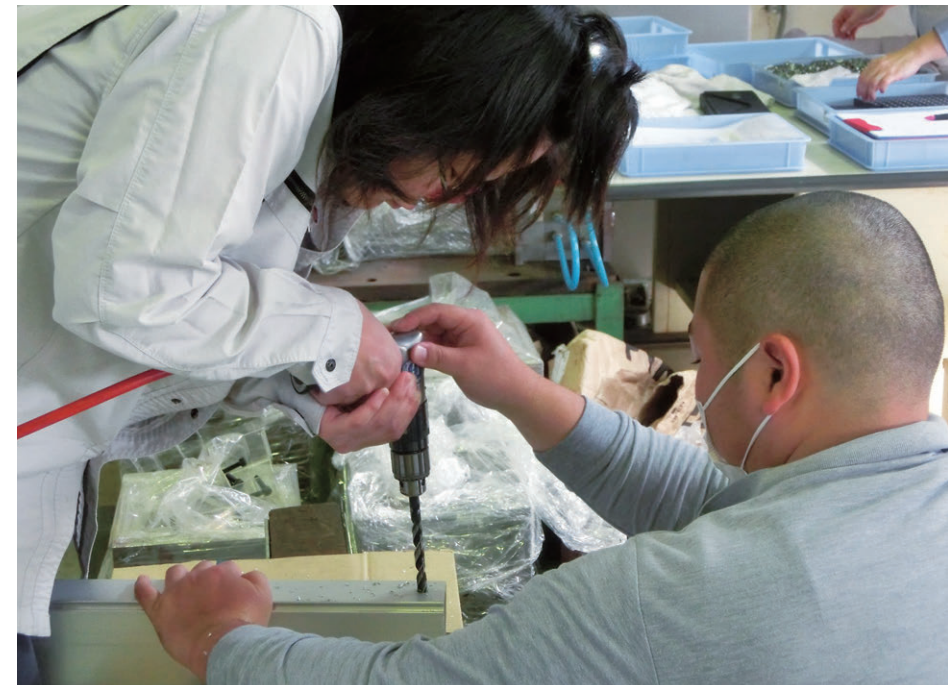


企業・NPO団体

- 雇用の受け皿として雇用の確保に努めましょう。
- キャリア教育に積極的に参加しましょう。

(5) 関連する個別計画

計画名	計画期間	前期基本計画					後期基本計画					
		H28以前	H29	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9以降
● 第2次うるま市産業振興計画	令和4年度～令和8年度											



基本目標 3 まちの活力を生み出す産業づくり

第2次うるま市総合計画 後期基本計画

3-5 企業誘致の推進

担当課	産業政策課
関連課	商工労政課

施策の目的	対象 ●成長産業を担う企業、事業所 意図 ●市内での新たな立地、創業を促進する
-------	--

施策の基本方針

地域の特性を生かし、製造関連産業、情報通信関連産業、物流関連産業を中心とした成長産業を担う企業の誘致を促進し、就業機会を拡充することで、地域の包摂的かつ持続可能な経済成長を目指します。

SDGsの目標



(1) 現状と課題

企業の災害リスク分散の考え方や国・県と連携した企業誘致活動により、情報通信関連産業、製造関連産業、バイオ・ライフサイエンス⁷²関連産業の企業立地が進んでいます。その一方では撤退する企業もあり、立地企業へのフォローアップの継続と強化が求められています。

中城湾港新港地区は、県が策定した「沖縄21世紀ビジョン」において産業支援港として位置付けられ、国際物流拠点産業集積地域を中心に約240社の企業が立地し、就業者総数は6,000人を超えています。

主な課題

- 中城湾港新港地区は企業の進出が進み、地域内の分譲率は企業との折衝中の案件も含めると90%を超え、新たな産業集積地の確保が必要です。



72 バイオ・ライフサイエンス (Bio LifeScience)

生命現象を、生物学を中心に化学・物理学などの基礎的な面と、医学・心理学・人文社会科学・農学・工学などの応用面から総合的に研究しようとする学問のことです。

(2) 主な取組方針

方針1 成長産業を育成・支援します

- 中城湾港新港地区に立地する企業を対象とし、物流に関する各種支援事業を実施するとともに、仲嶺・上江洲地区において産業集積地の造成に向けた取組みを進めます。
- 製造関連産業の物流機能拡充のため、国・県と連携して中城湾港新港地区東埠頭岸壁の延伸整備及び航路拡幅を実現します。
- 市内の研究開発型ベンチャー企業等を対象に、商品開発等の研究開発のための支援を実施します。
- 市内事業者のDX化を推進し、産業全体の高度化及び生産性の向上を目指します。
- 中城湾港新港地区及び周辺地区に関しては、次世代エネルギーの結節点及び集積地としての検討を進めます。
- 中城湾港新港地区の製造関連産業を中心とした新産業創出を支援し、企業間連携を強化し、次世代ものづくりを創出します。

方針2 企業誘致を推進します

- 企業誘致推進員を配置するなど民間の力とノウハウも活用しながら企業情報を収集し、本市へ進出を検討している企業に対し、企業誘致の働きかけを行います。また、PFI⁷³、公民連携等の公共施設への投資を促す企業誘致も行います。
- 固定資産税の減免、雇用奨励金の支給及び融資の優遇措置などの支援策を充実させます。
- ワンストップ支援を行う企業立地サポートセンターにおける立地企業を対象とした相談窓口など、立地企業のフォローアップ及び環境整備を継続します。

方針3 人材を確保・育成します

- エンジニア、IT技術者、バイオ・ライフサイエンス関連産業及び物流関連従事者等の各種研修を行い、企業が必要とする人材を育成します。
- Uターン⁷⁴人材のマッチングや、立地企業への人材紹介など効果的に人材を確保します。
- IT事業支援センター、舞天館、じんぶん館等の産業振興拠点施設を活用し雇用創出を図ります。



73 PFI (Private Finance Initiative)

公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う新しい手法のことです。

74 Uターン

大都市圏の居住者が地方に移住する動きの総称のことで、Uターンは出身地に戻る形態、Jターンは出身地の近くの地方都市に移住する形態、Iターンは出身地以外の地方へ移住する形態を指します。

(3) 成果指標

指標名	現状値 (令和2年度)	目標値 (令和8年度)
立地企業数(累計) <small>成果指標設定の考え方</small> 中城湾港新港地区及び本市の産業支援施設への誘致実績を把握することで施策の進捗を確認します。	269社	299社
雇用創出数(累計) <small>成果指標設定の考え方</small> 中城湾港新港地区及び本市の産業支援施設での雇用実績を把握することで施策の進捗を確認します。	6,992人	7,285人
商品開発及び新産業創出数(累計) <small>成果指標設定の考え方</small> 成長産業の育成・支援の達成度を測る指標として研究開発支援事業等や企業間連携による新産業創出件数を把握します。	12件	25件

(4) 協働 ～ともに進めるために～

 市民・個人

- 立地企業の求める人材育成事業や合同企業説明会へ参加しましょう。

 企業・NPO団体

- 次世代産業への興味・関心を共有し、理解を促進させましょう。

(5) 関連する個別計画

計画名	計画期間	前期基本計画					後期基本計画						
		H28以前	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9以降
● 第2次うるま市産業振興計画	令和4年度～令和8年度												
● うるま市産業基盤整備計画 基本構想・基本計画	平成30年度～												

第3編

第2章
基本目標別施策

基本目標

4

自然と調和した快適で暮らしやすいまちづくり

- 4-1 計画的な土地利用の推進と住環境の充実
- 4-2 公共交通の充実
- 4-3 道路・排水路の保全と整備
- 4-4 公園・緑地の整備と潤いのある景観づくり
- 4-5 循環型社会の形成と環境保全
- 4-6 上水道の整備
- 4-7 下水道・生活排水処理施設の整備

施策

4-1

計画的な土地利用の推進と住環境の充実

担当課 企画政策課

関連課 産業政策課／農政課／都市政策課／維持管理課／農業委員会／危機管理課／建築行政課

施策の目的

対象 ●市全域

意図 ●計画的に土地が利用され快適な居住環境が形成される

 施策の
 基本方針

国土利用計画や都市計画等に基づく土地利用の方向性を示すとともに、地域特性や自然環境が調和した、安全で計画的な土地の有効利用と住環境づくりを目指します。

SDGsの目標

2 気候変動に



9 産業と技術革新の



11 住み続けられる



(1) 現状と課題

本市は、沖縄県内で6番目の面積(87.02km²)を有し、恵まれた自然環境と市街地が連なる本島地区と企業立地が進む中城湾港新港地区や島しょ地域などで構成されています。

国が指定する重点港湾である中城湾港と重要港湾の金武湾港のほか、発電所や油槽所が立地していることから、県内のエネルギー供給の拠点ともなっています。

自然豊かな石川高原、天願川や石川川を中心とした水辺空間など、多様な自然環境が数多く存在しています。これらの地域特性を生かした豊かな自然環境と快適な都市環境の調和のとれた土地利用が必要となります。

本市の面積の約7.7%を米軍基地及び自衛隊基地が占めています。楚南地区は返還がなされ、今後、土地利用の方針を検討する必要があります。

土地区画整理組合の許認可が権限委譲により沖縄県から市に移管されました。土地区画整理事業が完了した地域では、良好な住環境が形成され、人口も増加しています。また、民間の宅地開発により、新たな住環境が形成されています。

■ 住宅密集地では防災上問題のある地域があります。

■ 市営住宅については、新たな建設の要望があります。



主な課題

■ 中城湾港新港地区の工業団地の分譲が進み、新たな工場用地の開発が求められています。

(2) 主な取組方針

方針1 計画的な土地利用を推進します

- 「第2次国土利用計画」や個別計画である「第2次うるま市都市計画マスタープラン」「うるま農業振興地域整備計画」などに基づき、人口減少に備え、メリハリがあり地域の特性に合った土地利用を進めます。また、人・自然・歴史文化が調和し、特色ある拠点がネットワークで結ばれ、都市の豊かさが次世代へ受け継がれるまちを目指します。
- 法律や各種計画に基づくとともに、地域の特性に応じた計画的な土地利用を推進します。とりわけ、「農業振興地域整備計画」に基づき農業の生産基盤である良好な農地を確保しながら、都市基盤が必要な地域においては、計画的な用途地域指定に取り組みます。

方針2 地域特性に応じた土地利用を推進します

- 中城湾港新港地区に隣接する地域や「うるま市農水産業振興戦略拠点施設(うるマルシェ)」、「商業施設ABLO(アプロ)うるま」が立地した県道33号線沿いについては、今後、商業施設の集積など発展が期待される重要な地域として更なる効果的な土地利用を進めます。
- 楚南地区については、地権者や周辺住民との合意形成を図りながら土地の有効利用を検討していきます。
- 藪地島を中心とした東海岸開発基本計画については、地権者や地域の協力を得ながら市道整備など実現性の高い事業から取り組んでいきます。

方針3 住環境を充実させます

- 土地区画整理事業施行地区の事業推進を図るとともに、組合施行による土地区画整理事業の自発的な立ち上げの支援や技術的な支援を行います。
- 良好な住環境の形成に向け、「公営住宅等長寿命化計画」に基づく市営住宅の改修や建て替えを進めます。
- 「住生活基本計画」に基づき、地域の特性や実態に対応した快適な住環境の創出に努めます。
- 民間による開発行為については、手続の周知活動や適正な指導、道路位置指定により、良質な宅地の供給を促します。
- 「うるま市空家等の適正管理に関する条例」に基づき、空き家の調査や実態を把握し、関係課や空き家対策審議会と連携して、所有者や管理者に対し適切な管理と改善を促します。
- 住宅密集地の課題解決に向け、庁内関係部署で連携し、課題を整理し解決に向け取り組んでいきます。



(3) 成果指標

指標名	現状値 (令和2年度)	目標値 (令和8年度)
宅地面積 <small>成果指標設定の考え方</small> 土地が有効利用された結果として宅地面積の状況を把握します。	2,009ha 	2,029ha
非農地判断面積 <small>成果指標設定の考え方</small> 農地を守りながら、非農地とすることで土地の有効利用を図ります。	4ha 	4ha
市営住宅の改修戸数(累計) <small>成果指標設定の考え方</small> 老朽化した市営住宅の居住水準の維持、向上ができていないか把握するため、改修戸数を指標とします。	222戸 	262戸

(4) 協働 ～ともに進めるために～



市民・個人

- 各種土地利用計画の策定や合意形成の場に積極的に参画し、策定された計画の推進に協力しましょう。
- 土地区画整理事業に協力しましょう。
- 市営住宅入居者は、共有部分や室内外の清掃及び維持管理に主体的に取り組み、良好な住環境の形成に協力しましょう。
- 空き家の持ち主は、責任を持って維持管理を行きましょう。



自治会・地域

- 空き家を有効に活用する取組みを地域で考えましょう。



企業・NPO団体

- 土地利用計画に基づいた事業活動を行きましょう。
- 周辺環境に配慮した適正な開発行為に努めましょう。



(5) 関連する個別計画

計画名	計画期間	前期基本計画					後期基本計画						
		H28以前	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9以降
● 第2次うるま市国土利用計画	令和3年度～令和12年度												
● 第2次うるま市都市計画マスタープラン	令和4年度～令和23年度												
● うるま農業振興地域整備計画	平成30年度～												
● うるま市住生活基本計画	平成26年度～令和5年度												
● うるま市公営住宅等長寿命化計画	平成31年度～令和10年度												



基本目標 4 自然と調和した快適で暮らしやすいまちづくり

第2次うま市総合計画 後期基本計画

施策

4-2

公共交通の充実

担当課 都市政策課

関連課 市民協働課／企画政策課／介護長寿課

施策の目的

対象 ● 市民

意図 ● 誰もが便利に公共交通を利用できる

施策の基本方針

誰もが自動車に頼らず、快適に外出できる交通環境の実現に向けて取り組みます。

SDGsの目標



(1) 現状と課題

市内には具志川と屋慶名に2つのバスターミナルがあり、比較的多くの路線バスが運行しているものの利用者は低迷しており、バス路線沿線から離れた交通不便地域も多く存在します。

市民の多くは移動手段を自動車に依存していることから、朝夕においては、市内の各所で交通渋滞が発生しています。

自動車運転免許証の自主返納も進み、高齢者や若年層の様々な移動手段確保の重要性はますます高まっています。特に高齢化が顕著な離島・島しょ地域における高齢者の移動手段確保が大きな課題です。

新型コロナウイルス感染症に伴う「新しい生活様式」の浸透や働き方改革の推進、ICTの進展などを契機に、公共交通を取り巻く環境は大きな転換期を迎えています。

主な課題

- バス路線が通っていない、便数が少ない、バス停から300m以上離れているなど、公共交通不便地域が比較的多くあります。
- 離島・島しょ地域を含め市域が広いことから、本市に適した地域公共交通のあり方が求められています。



(2) 主な取組方針

方針1 既存の公共交通の利活用を推進します

- 既存の路線バスやタクシーを維持・確保するため、交通事業者と連携し、公共交通利用環境の整備や市民の意識啓発活動等に取り組みます。
- 高齢者のお出かけ環境を創出するための施策を検討します。
- 本市の交通の要衝となっている安慶名地区においては、広域交通結節点の整備を検討します。
- 過度に自動車に頼らず、賢く交通手段を選択できるよう、公共交通利用促進のため「モビリティマネジメント⁷⁵」の施策に取り組みます。
- 離島航路の維持確保と、津堅島住民の船賃助成について沖縄県と協力し取り組みます。

方針2 公共交通不便地域の解消に努めます

- 公共施設間連絡バスのあり方を見直し、交通事業者との協議を踏まえ、新たなルートや運行方法について実証実験を実施するとともに、将来の有償化（コミュニティバス導入）に向けて取り組みます。
- 既存の公共交通機関だけではカバーできない地域については、コミュニティバスやデマンド型交通⁷⁶など、本市に合った新たな交通システムの導入に向けた検討を行います。
- 離島・島しょ地域においては、定住人口の増加と観光振興の両面から、社会インフラのひとつとして交通環境の充実が図れるよう総合的に取り組みます。

方針3 新たな地域公共交通システムを推進します

- 沖縄県における鉄軌道構想については、本市を經由するルートC派生案を推進し、情報の収集に努めるとともに、支線交通のあり方について検討を行います。
- 新たな公共交通システム（BRT⁷⁷、LRT⁷⁸）の導入に向けて、周辺市町村や、既存の交通事業者など関係機関との意見交換を図りながら調査研究を進めます。



75 モビリティマネジメント
(Mobility Management)

ある地域や都市を、「過度に自動車に頼る状態」から、「公共交通や徒歩などを含めた多様な交通手段を適度に（＝かして）利用する状態」へと少しずつ変えていく一連の取組みのことです。

76 デマンド型交通

バスや電車などのようにあらかじめ決まった時間帯に決まった停留所を回るのではなく、予約を入れて指定された時間に指定された場所へ送迎する乗合型の交通サービスのことで。

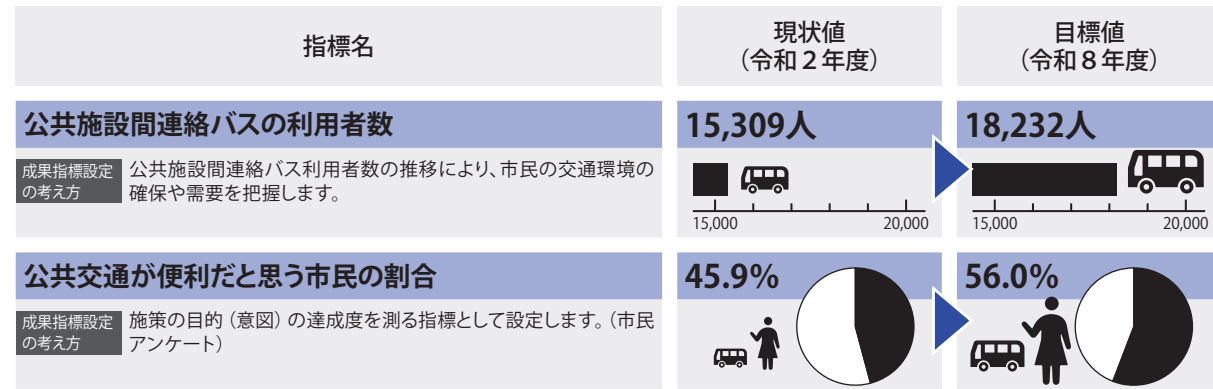
77 BRT
(Bus Rapid Transit)

専用走行空間の確保を基本とした、速達性、定時性、輸送能力に優れた、バス車両をベースとした高速運行の公共交通システムのことで。

78 LRT
(Light Rail Transit)

低床式車両の活用や軌道・電停の改良による乗降の容易性、定時性、速達性、快適性などの面で優れた特徴を有する軌道系交通システムのことで。

(3) 成果指標



(4) 協働 ~ともに進めるために~

- 市民・個人**
 - 環境への負荷軽減や交通渋滞の緩和、公共交通の維持・確保を図る観点から、可能な範囲で路線バス等の公共交通を利用しましょう。
- 自治会・地域**
 - 公共交通の維持・確保を図る観点から、自治会行事における公共交通利用を促進しましょう。
 - 地域の公共交通を地元から盛り上げるため、住民へ利用促進を図り、啓発活動に協力しましょう。
- 企業・NPO団体**
 - 事業者は、路線の再編やノンステップバスなどの導入を図り、利用者にとってより利便性の高い運行事業に努めましょう。

(5) 関連する個別計画

計画名	計画期間	前期基本計画										後期基本計画				
		H28以前	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9以降			
● うるま市交通基本計画	令和元年度～令和20年度															
● うるま市総合交通戦略	令和2年度～令和12年度															
● うるま市地域公共交通計画(策定予定)	令和6年度～															

4-3 道路・排水路の保全と整備

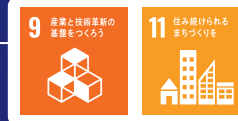
担当課 都市政策課

関連課 道路整備課／維持管理課／下水道課

施策の目的
対象 ●市民 ●道路利用者 ●道路(市道)
意図 ●道路・排水路が整備され安全に利用できる

施策の基本方針 市民の利便性や安全性に配慮した道路や排水路の整備、維持管理の促進による強靱で快適な道路環境づくりを目指します。

SDGsの目標



(1) 現状と課題

- 道路交通網は、交通のほか、定住・交流・生産・流通等の重要な機能を受け持つ大切な都市基盤でもあります。
- 本市は、沖縄本島の中部に位置しており、南部圏域と北部圏域の結節点となっています。広域幹線道路として、沖縄本島を縦断する沖縄自動車道が市北部を通っており、石川インターチェンジ、沖縄北インターチェンジにより、広域交通へのアクセスを担っています。今後も、市内外を連絡する計画的な道路ネットワークの構築により利便性の高い道路交通の確保が必要です。
- 国道及び県道の整備については、利便性の高い道路環境の実現に向けて今後も国・県へ要望していく必要があります。
- 近年においては地球温暖化による異常気象が取りざたされている中、全国的に急激な気候変動による局地的な集中豪雨が頻繁に発生しています。本市においても、局地的な集中豪雨などの影響により、市街地や低地帯に位置する住宅地などを中心に浸水被害等が発生しています。そのため、災害を未然に防止するための排水路の整備や点検・管理の強化が必要となっています。



主な課題

- 過度な自動車依存社会における慢性的な交通渋滞を解消する必要があります。
- 右折帯のないボトルネック交差点⁷⁹があります。
- 交通量が1万台／日を超える2車線の市道があります。

(2) 主な取組方針

方針1 幹線道路等を整備・充実させます

- 「うるま市交通基本計画」において将来道路交通ネットワークに位置付けた中部東道路が、沖縄ブロック新広域道路交通計画の構想路線として承認されたことから、今後は関係機関に早期事業化を要請し取り組んでいきます。
- 都市内の各地域間を連絡する幹線道路については、現計画と実態とのかい離や上位関連計画の変化もあり、その整備指針となるうるま市道路整備プログラムの見直しを進めます。
- 県が実施する、勝連半島をネットワークする勝連半島南側道路や、伊計平良川線（池味～桃原）について、整備促進を要請していきます。

方針2 生活道路・排水路の整備を実施します

- 公共事業優先順位評価基準を策定し、地域や市民の要望を踏まえつつ、危険度・優先度等を考慮し、計画的に整備を進めます。
- ボランティア団体等との協働による管理等を実施します。
- 素掘り排水路に隣接する土地の浸食防止、市街地内排水の拡充のため、優先度等を勘案しながら排水路の整備、改善を進めます。

方針3 橋梁の整備を実施します

- 老朽化した橋梁の長寿命化及び更新を図るため、効率的な橋梁の整備・維持改修等を実施します。



79 ボトルネック交差点

路線内で相対的に交通容量が低く、渋滞の起点となる交差点のことです。

(3) 成果指標

指標名	現状値 (令和2年度)	目標値 (令和8年度)
市道改良率 <small>成果指標設定の考え方 道路改良事業により、安全で快適な道路利用環境が図られるため、市道改良率の向上により把握します。(改良済市道延長/市道総延長)</small>	75.3%	76.3%
道路樹木等管理団体に加わる組織数 <small>成果指標設定の考え方 快適な道路環境づくりを目指すには、住民の参画が重要であることから、道路樹木等管理団体数により把握します。</small>	8団体	9団体
長寿命化対策が完了した橋梁の個所数(累計) <small>成果指標設定の考え方 健全な道路ネットワークを保全することにより市民の安全で安心な生活を確保するため、橋梁の長寿命化対策が完了した橋梁の個所数を把握します。</small>	5橋	14橋

(4) 協働 ～ともに進めるために～



市民・個人

- ・ 道路周辺の美化活動に協力しましょう。
- ・ 道路ボランティア団体の活動に参加しましょう。



自治会・地域

- ・ 危険性のある道路や排水路の情報を市役所に報告しましょう。

(5) 関連する個別計画

計画名	計画期間	前期基本計画										後期基本計画								
		H28以前	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9以降							
● うるま市交通基本計画	令和元年度～令和20年度																			
● うるま市総合交通戦略	令和2年度～令和12年度																			
● 第2次うるま市都市計画マスタープラン	令和4年度～令和23年度																			
● うるま市道路整備プログラム	令和4年度～令和13年度																			
● うるま市橋梁長寿命化修繕計画	平成24年度～																			

基本目標④ 自然と調和した快適で暮らしやすいまちづくり

第2次うるま市総合計画 後期基本計画

施策

4-4

公園・緑地の整備と潤いのある景観づくり

担当課 都市政策課

関連課 公園整備課／維持管理課／プロジェクト推進2課

施策の目的

対象 ●市全域 ●公園、緑地 ●市民、企業

意図 ●潤いのある生活環境や景観が保全される
●潤いや安らぎのある環境が形成される
●行政、地域、民間等が協働し賑わいを創出する

施策の基本方針

本市の魅力を生かした潤いのある景観を保全・創出するとともに、公園や緑地が整備されたまちを目指します。

SDGsの目標



(1) 現状と課題

公園や緑地は、余暇活動やスポーツ・レクリエーションの場、市民のふれあいの場としての潤いのある生活環境を形成するだけでなく、災害時における避難場所や貴重な自然環境の保全など、様々な役割を担っています。

景観法に基づく景観地区の指定については、2015（平成27）年度に「勝連城跡」のお膝元である南風原地区に続き、2017（平成29）年度に浜比嘉地区が指定されました。その他の景観地区の指定候補地域については、地域住民との対話を行いながら合意形成に向け取り組む必要があります。なお、景観地区においては建築物等の形態意匠を制限していることから助成制度を設けていますが、継続的な財源の確保が課題です。

■ 公園の賑わい創出に向けた整備を進めるため、公園整備のあり方について検討する必要があります。

本市では「うるま市みどりの基本計画」及び「うるま市公園整備プログラム」に基づき、公園の整備に取り組んできた結果、市内の都市公園の面積は都市計画区域人口一人当たり8.71㎡/人と向上しましたが、県全体の平均値（11.02㎡/人）を下回っている状況にあります。



主な課題

- 公園の整備状況に地域格差があり、公園未整備の自治会があります。
- 大規模開発等による土地の改変により、良好な自然緑地を保つことができないことがあります。

(2) 主な取組方針

方針1 多様な公園・緑地の整備を進めます

- 「うるま市みどりの基本計画」に基づき、施設緑地や地域緑地を含め市全体の緑化や自然環境の保全など多様な緑の施策を推進するとともに、公園・緑地の未整備地区への整備を進めます。
- 市民や民間団体等の自主的活動による緑化を促進します。
- 世界文化遺産の勝連城跡周辺においては、文化観光拠点施設の整備と併せて、市民や来訪者の憩い・交流の場、観光・レクリエーションの拠点として勝連城跡公園を整備します。
- ヌーリ川公園においては、本市の中心拠点の賑わいや回遊性の創出に貢献する施設整備を進めます。
- 都市公園においてPark-PFI⁸⁰等を活用した公民連携による公園整備・活用を進めます。
- 都市計画決定された公園のうち、未整備の公園等については、「うるま市公園整備プログラム」を基に優先度や実施中の公園事業の進捗状況、今後の事業計画の見直しなどを総合的に勘案し整備を進めます。
- 市民がいつでも安全で快適に利用できるように、公園施設長寿命化計画に基づき遊具などの公園施設の更新等を進めます。また、適正な維持管理に努め、公園里親制度を更に普及し、市民との協働による公園・緑地の適切な維持管理を進めます。
- 公園施設の有効活用と利便性の向上に資する企業等の参入意欲に柔軟に対応し、企業等が持つ資金やノウハウを活かしたマネタイズ化⁸¹や地域活性化を促進します。また、その機会提供を積極的に行います。

方針2 景観を保全します

- 「うるま市景観計画」の更なる推進により、市内景勝地及びその周辺の良好な自然景観の保全を推進します。
- 景観地区における建物等の形態意匠について、制限や助成により良好な景観へ誘導することで、本市らしい景観を保全・創出します。
- 景観・緑化推進の更なる啓発や景観緑化活動団体等へ支援を行うことにより、景観・緑化関連の受賞団体数を増やし、市民の景観まちづくりに対する意識を高めます。



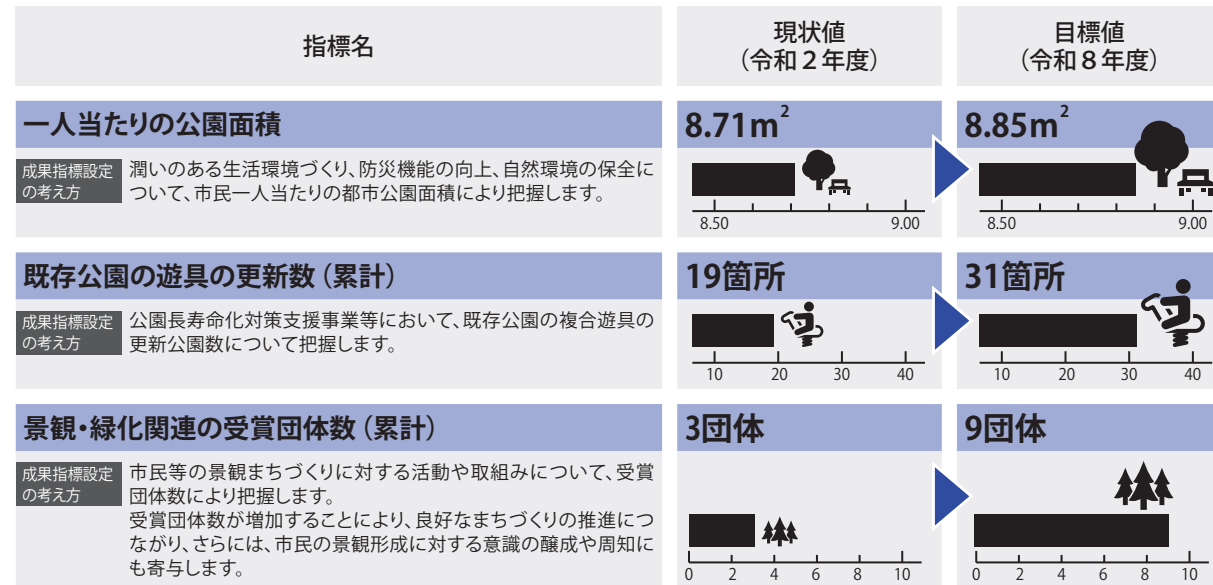
80 Park-PFI

都市公園において飲食店、売店等の公園施設の設置又は管理を行う民間事業者を、公募により選定する手続きのことです。事業者が設置する施設から得られる収益を公園整備に還元することを条件に、事業者には都市公園法の特例措置がインセンティブとして適用されます。

81 マネタイズ化

無収益のサービスを、収益を生み出すサービスにすることで、無料ネットサービスの収益化、無償コンテンツの有料化や広告収入モデルの確立などを指します。

(3) 成果指標



(4) 協働 ~ともに進めるために~

- 市民・個人**
 - 公園は大切に使いましょう。
 - 愛着ある公園にするため、市民参加型のワークショップ等には積極的に参加しましょう。
 - 良好な景観を守りましょう。
 - 景観のルールづくりに参画し、ルールを守りましょう。
 - 身近な景観づくり活動に積極的に参加し、景観づくりに対する理解を深め協力しましょう。
- 自治会・地域**
 - 地域の身近な公園を里親制度により管理しましょう。
 - 地域行事などで積極的に活用し地域の憩いの場として公園を育てましょう。
- 企業・NPO団体**
 - 景観に配慮した建築、開発等を行いましょう。
 - Park-PFIなど公民連携の提案や整備・運営に対する主体性とノウハウ習得に努めましょう。
 - CSR⁸²活動の場として公園を活用しましょう。



82 CSR (Corporate Social Responsibility)

企業の社会的責任のことで、収益を上げ配当を維持し、法令を遵守するだけでなく、人権に配慮した適正な雇用・労働条件、消費者への適切な対応、環境問題への配慮、地域社会への貢献を行うなど、企業が市民として果たすべき責任をいいます。

(5) 関連する個別計画

計画名	計画期間	前期基本計画					後期基本計画				
		H28以前	H29	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
● 第2次うるま市都市計画マスタープラン	令和4年度～令和23年度										
● 第2次うるま市みどりの基本計画(策定予定)	令和5年度～令和24年度										
● うるま市景観計画	平成23年度～										
● うるま市公園整備プログラム	平成27年度～										
● うるま市公園施設長寿命化計画	平成25年度～令和4年度										



基本目標 4 自然と調和した快適で暮らしやすいまちづくり

第2次うるま市総合計画 後期基本計画

施策 4-5 循環型社会の形成と環境保全

担当課	環境課
関連課	農政課／農業委員会事務局／危機管理課／学校教育課
施策の目的	対象 ●市民、事業所 意図 ●良好な生活環境で暮らす ●地域環境を大切にす
施策の基本方針	すべての市民及び市内事業所が環境を大切に思う意識を持ち、環境負荷の少ない社会づくりを進めるとともに、公害や汚染のない生活環境づくりを目指します。

SDGsの目標



(1) 現状と課題

我が国は、2020（令和2）年10月に、2050（令和32）年までに、温室効果ガス⁸³の排出を全体としてゼロにする、すなわち2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現（以下「2050年カーボンニュートラル」という。）を目指すことを宣言しました。また、2021（令和3）年4月には、2050年カーボンニュートラルと整合的で野心的な目標として、2030（令和12）年度に温室効果ガスを2013（平成25）年度から46%削減することを目指すこと、さらに、50%の高みに向け挑戦を続けることを表明しました。

地域の脱炭素⁸⁴は、脱炭素を成長の機会と捉える時代の成長戦略です。地方自治体・地域企業・市民など地域の関係者が主役になって、今ある技術を活用して、再エネ等の地域資源を最大限活用することで実現でき、経済を循環させ、防災や暮らしの質の向上等の地域の課題を併せて解決し、地方創生に貢献することが期待されています。



83 温室効果ガス (Greenhouse Gas) 地球から宇宙への赤外放射エネルギーを大気中で吸収して熱に変え、地球の気温を上昇（地球温暖化）させる効果を有する気体の総称で、代表的なものに二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素等があり、これらの排出には人間の生活・生産活動が大きく関与しています。

84 脱炭素 地球温暖化の原因となる二酸化炭素などの排出量をゼロにすることです。

本市では、2013（平成25）年度に「うるま市環境基本条例」、2014（平成26）年度に「うるま市環境基本計画」を策定し、環境負荷の少ない社会づくりを進めています。また、廃棄物の排出を抑制するゼロ・エミッション⁸⁵や生物資源の利活用を進めるバイオマス⁸⁶、生ごみの堆肥化や廃食油の有効活用など、地域や家庭での環境浄化などの取組みを推進しています。

本市は嘉手納飛行場滑走路の延長線上に位置し、米軍機等の騒音による被害が発生していることから、騒音被害の改善や住宅防音工事対象区域の見直しなどについて関係機関へ働きかけていく必要があります。

主な課題

- 本市全域を対象とした「うるま市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」を策定し、事業者や市民等と連携して、市全域の温室効果ガスの排出削減及び環境負荷の低減に取り組む必要があります。
- また、「環境基本計画」をはじめとする環境関連の各計画の見直しを適宜行い、それに基づく環境行政を展開していく必要があります。

(2) 主な取組方針

方針1 地球環境対策を推進します

- 庁内の取組みとして、「うるま市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」に基づき、庁内の省エネ等を推進します。また、「うるま市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」を策定し、市民・事業所等と連携・協働して、市全域の地球温暖化対策に取り組む、ゼロカーボンシティ⁸⁷（脱炭素社会の実現）を目指します。



85 ゼロ・エミッション (Zero Emission) 廃棄物を出さない製造技術を開発する計画で、ある企業・産業で排出される廃棄物を、別の企業・産業の原料として使うなどして、トータルで廃棄物をゼロにしようというものです。

86 バイオマス 再生可能な生物由来の有機性資源で、化石資源を除いたものをいいます。地球に降り注ぐ太陽のエネルギーを使って、無機物である水と二酸化炭素から、生物が光合成によって生成した有機物であり、ライフサイクルの中で、生命と太陽エネルギーがある限り持続的に再生可能な資源です。

87 ゼロカーボンシティ (Zero-carbon City) 2050年までに二酸化炭素の排出量を実質ゼロにすることを旨とする（脱炭素化）を、首長若しくは地方公共団体から公表された都道府県又は市町村のことを指しています。

方針2 快適な生活環境を確保・保全します

- 「うるま市一般廃棄物処理基本計画」に基づき、循環型社会づくりに対する市民や企業の意識啓発を図り、ゼロ・エミッション等ごみの排出抑制や再利用、再資源化を推進・奨励するとともに、ごみの不法投棄に対する市民ぐるみの監視体制を強化します。
- 悪臭の発生源となる畜舎等については、衛生管理に対する適切な指導を行うとともに、監視体制の強化を図り、小規模農家でも家畜排せつ物のたい肥化に取り組むことができるようモデル事業等により推進を図ります。
- 事業所の操業等に伴う騒音・振動については、関係機関等との強い連携のもと、原因者への助言・指導を実施するとともに、米軍機等の騒音については、騒音測定結果に基づき関係機関への改善要望と住宅防音工事対象区域拡大等の取組みを推進します。
- 野犬・ハブ等による被害を未然に防止するため、引き続き環境衛生対策を実施するとともに、更なる快適で安心できる生活環境づくりを推進するため、新たな技術の導入に向けた情報収集等に努めます。
- 超高齢化社会の進展に伴い、増大が予測される火葬需要に対応するため、市民が安心して利用できる施設の整備を推進します。
- 個人墓地の無秩序な散在化や無許可設置の拡大による景観や生活環境の悪化を防止するとともに、市営墓地等の整備について推進します。

方針3 自然環境と共生していきます

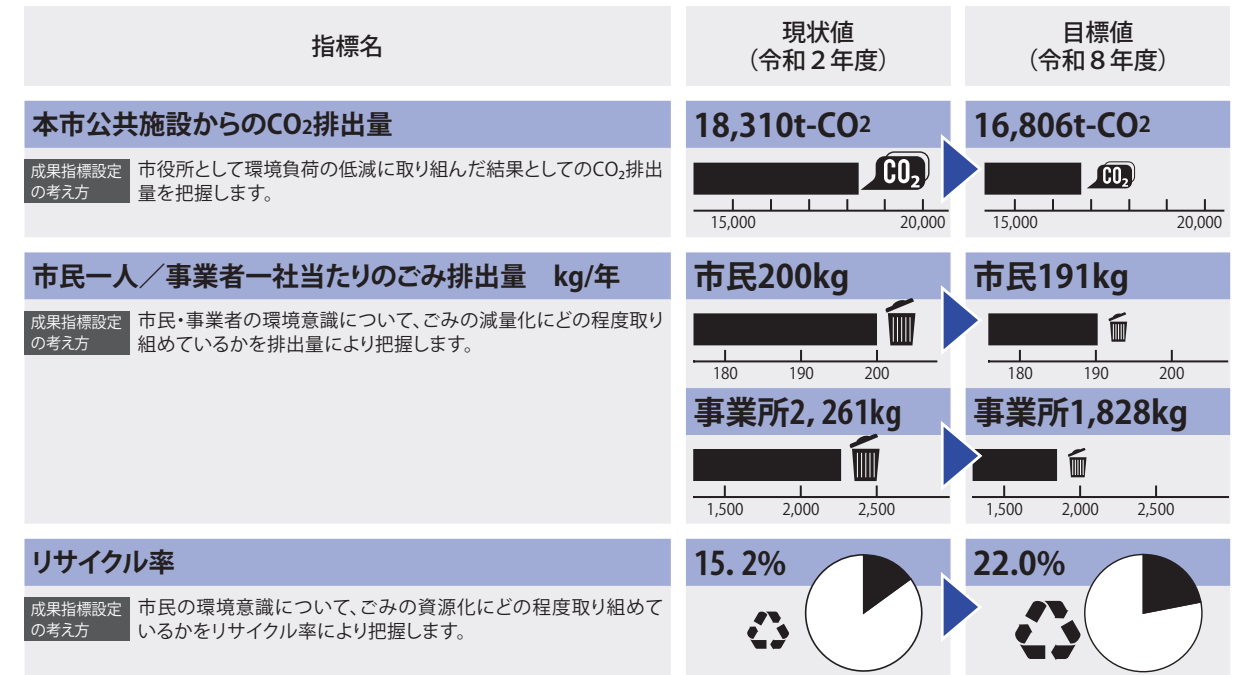
- 市民に対し、動物の正しい飼い方や外来種⁸⁸などの野外放逐の禁止等の指導・助言内容を記載したパンフレットやホームページ、広報誌等を活用し周知します。
- 貴重な自然体系を攪乱するツルヒヨドリ等の外来種の情報について、事業者や市民等に提供するとともに、国・県・事業所・市民等と協働して外来種の対策を実施します。
- 事業所や市民等を対象に自然観察会や、学校教育の場や中部北環境施設等を活用した環境教育などを、リモートも活用しながら環境学習の機会をつくり、自然環境の保全・地球環境の保全に対する意識を啓発します。



88 外来種

もともとその地域にいなかったのに、人間の活動によって他の地域から入ってきた生物のことを指します。

(3) 成果指標



(4) 協働 ～ともに進めるために～



市民・個人

- ・ ごみの分別や減量化に取り組みましょう。
- ・ ペットを飼育する方は、動物の習性等を正しく理解し、周囲に迷惑をかけないよう責任をもって飼育しましょう。
- ・ 野犬・ハブ等を発見した場合は決して近づかず、市役所又は最寄りの警察署に、速やかに通報しましょう。
- ・ 合併処理浄化槽を設置している家庭では、定期清掃や法定検査の実施等、適正な管理を行いましょう。



自治会・地域

- ・ 環境美化清掃等を通して清潔な環境を維持し、環境保全に努めましょう。
- ・ 飼い主のいない猫による地域生活環境の悪化を抑制するため、地域猫活動を推進しましょう。



企業・NPO団体

- ・ 事業系ごみとして適切に処理しましょう。
- ・ 事業所における省エネルギー活動の実践に努めましょう。
- ・ 事業所の操業による公害の発生を未然に防止するため、適切な管理・対策を実施しましょう。



(5) 関連する個別計画

計画名	計画期間	前期基本計画					後期基本計画						
		H28以前	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9以降
●うるま市環境基本計画	平成27年度～令和6年度	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
●うるま市一般廃棄物処理基本計画	平成30年度～令和9年度		■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
●第4次うるま市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)	令和4年度～令和8年度						■	■	■	■	■	■	■
●地球温暖化対策実行計画(区域施策編)(策定予定)													
●うるま市循環型農業促進事業基本計画	令和2年度～令和11年度						■	■	■	■	■	■	■



基本目標④ 自然と調和した快適で暮らしやすいまちづくり

第2次うるま市総合計画 後期基本計画

施策

4-6

上水道の整備

担当課 水道総務課

関連課 営業課/工務課

施策の目的

対象 ●市民

意図 ●安全・安心な水道水を安定して利用できる

施策の基本方針

安全・安心な水道水を安定的に供給し、将来にわたり持続できる強靱な水道事業を目指し、快適な市民生活を支えます。

SDGsの目標



(1) 現状と課題

上水道は市民生活や社会経済活動を支える重要なライフライン⁸⁹であり、安全・安心な水道水の安定供給には、経営基盤の強化が求められています。有収率は、2015(平成27)年度の90.98%と比較し2020(令和2)年度には92.57%となり、1.59ポイント向上しました。

有収率及び健全な経営を維持し続けるために、引き続き老朽給水管の更新と漏水の早期発見及び修繕の必要があります。

水道事業においては、中長期整備計画を策定し、強靱な水道施設の整備を進める必要があります。また、災害時に被災した場合、早期復旧を目指すとともに応急復旧及び計画的な応急給水などの業務継続計画(BCP)⁹⁰の策定などが求められています。

健全で安定した水道事業運営を持続していくため、経費節減や業務の効率化を目的として、公共下水道事業の地方公営企業法の適用に合わせ、上下水道事業の総務・企画業務を統合しました。引き続き、共通する業務の集約化を図り、他の業務についても、統合を検討する必要があります。

津堅島への海底送水管が法定耐用年数を経過しており、更新対策が必要となっています。



89 ライフライン

都市生活の維持に必要不可欠な、電気・ガス・水道・通信・輸送などをいう語であり、多く、地震対策との関連で取り上げられます。

90 業務継続計画(BCP, Business Continuity Plan)

災害時に行政自らも被災し、人、物、情報等利用できる資源に制約がある状況下において、優先的に実施すべき業務(非常時優先業務)を特定するとともに、業務の執行体制や対応手順、継続に必要な資源の確保等をあらかじめ定める計画のことです。

主な課題

- 水道施設の法定耐用年数を経過した施設が増加しており、更新が必要です。
- 災害時に強い強靱な水道施設の構築が必要です。

(2) 主な取組方針

方針1 強靱な施設で安全・安心な水道水を安定的に供給します

- 配水池や施設を効率的に活用するため、配水施設統合の検討を行います。その上で、施設や管路の長期的な更新需要を踏まえた投資と財源の見通しを踏まえ、水道事業のコストに見合った適正な水道料金水準を検討するなど、将来にわたり安定的に水道水を提供します。
- 配水ブロック中央監視装置の活用によるブロック別配水量の把握、漏水の早期発見、水圧・水量の適正管理、配水の効率的・安定的な運用及び必要な施設の整備・改良・更新を実施します。
- 老朽管の更新については、十分に調査をしながら、長く使えるようにします。また、更新時には管のダウンサイジング⁹¹も検討します。
- 災害時に対応するため危機管理マニュアルの改定を行い、業務継続計画を追加し、災害時対応訓練を行います。
- 上水道事業の料金関連業務や施設の維持管理について、下水道事業に係る同種の業務と併せて、包括委託を検討することで、効率的な事業運営を行います。
- 津堅島への海底送水管は法定耐用年数を経過していることから、更新に向けた関係機関との手続を進めていきます。

方針2 水道事業の情報発信を行います

- 市民に対して広報紙「水だより」の発行により水道経営の仕組みや経営情報を発信し、読者へのアンケート調査により、ニーズや意見の情報収集に努めます。
- 社会学習の一環として、水道に対する理解と関心を深めてもらうため市内小中学生を対象に水道施設の仕組みなどのパンフレットを提供するとともに職場体験学習などを実施します。
- ホームページによる情報発信も水道事業に関する情報を分かりやすく伝えていきます。



91 ダウンサイジング

規模を縮小すること、コストダウンや効率化のために小型化することをいいます。

(3) 成果指標

指標名	現状値 (令和2年度)	目標値 (令和8年度)
有収率 <small>成果指標設定 の考え方</small> 安全・安心な水道水を安定的に供給することについて、水道事業の経営状況を示すものとして有収率を把握します。	92.57%	93.10%
無効水量 <small>成果指標設定 の考え方</small> 漏水を減らすことにより、水道事業の経営状況を示すものとして無効水量を把握します。	726,653m ³	719,154m ³
管路耐震化率 <small>成果指標設定 の考え方</small> 老朽化した管路の更新を行うことで水道水の安定供給と、耐震管を使用することで地震時における被害の低減を図ります。	15.62%	19.15%

(4) 協働 ~ともに進めるために~

- 市民・個人**
 - ・ 安全で安心できる水道水の有効利用に努めましょう。
 - ・ 災害に備えた備蓄飲料水の確保に努めましょう。
- 自治会・地域**
 - ・ 安全で安心できる水道水の有効利用に努めましょう。
 - ・ 災害等に備えた給水訓練に参加しましょう。
- 企業・NPO団体**
 - ・ 安全で安心できる水道水の有効利用に努めましょう。
 - ・ 災害等に備えた給水訓練に参加しましょう。

(5) 関連する個別計画

計画名	計画期間	前期基本計画					後期基本計画						
		H28以前	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9以降
● うるま市新水道ビジョン	令和元年度～令和10年度												
● うるま市水道事業経営戦略	令和元年度～令和10年度												

基本目標 4 自然と調和した快適で暮らしやすいまちづくり

第2次うるま市総合計画 後期基本計画

4-7 下水道・生活排水処理施設の整備

担当課	下水道課
関連課	環境課／農水産整備課
施策の目的	対象 ●市民 ●事業者 意図 ●快適で衛生的な生活環境で暮らす
施策の基本方針	快適な生活環境の向上を図り、併せて公共用水域の水質の保全を目指します。

SDGsの目標



(1) 現状と課題

下水道施設をはじめとする生活排水処理施設は、健康で快適な生活を営む上で欠かせない施設であり、河川や海などの水質保全のためにも重要なものです。

本市の公共下水道は、石川地域の単独公共下水道事業（石川処理区）が1969（昭和44）年、具志川・勝連・与那城地域の流域関連公共下水道事業（具志川処理区）が1985（昭和60年）から市街地を中心に整備区域を定め、補助事業を活用し、下水道施設の新設・更新整備事業を推進しています。

本市の污水処理については、「うるま市污水処理施設整備構想」を策定し、公共下水道事業、農業集落排水事業、合併処理浄化槽をそれぞれの特性や経済性等を総合的に勘案し、効率的かつ適正な整備、運営管理手法を選定した上で区域を定めています。

公共下水道事業については、将来にわたり快適な生活環境を安定的に提供していくため、中長期的視点に立った計画的な経営基盤の強化と財政マネジメントの向上を図る観点から、地方公営企業法を適用し、企業会計に移行しました。

- 主な課題**
- 主に与那城・勝連地域の下水道施設及び津堅地区農業集落排水施設における供用開始区域の接続率が低い状況にあります。
 - 本市のし尿及び浄化槽汚泥は、中部衛生施設組合（長尾苑）及び石川終末処理場内のし尿処理施設で処理していますが、両施設とも築数十年が経過し、特に石川終末処理場内のし尿処理施設は老朽化が進行し、修繕が頻発しています。



(2) 主な取組方針

方針1 下水道及び生活排水処理施設を整備します

- 「公共下水道整備計画」に基づき、公共下水道施設整備と下水道への接続促進による水洗化率の向上に努めます。
- 老朽化対策として、「下水道施設ストックマネジメント⁹²計画」に基づき、計画的な修繕及び改築を実施します。
- 下水道事業の経営については、経営戦略を定期的に見直し、下水道使用料水準の検討、確保に取り組みます。
- 合併処理浄化槽区域については、合併処理浄化槽の設置に関して補助制度により支援し、設置促進に努めます。また、合併処理浄化槽の定期的な保守点検や清掃について周知します。
- 水道事業とともに包括委託の導入を検討します。
- 津堅地区農業集落排水事業については、老朽化が進む施設の更新整備（長寿命化対策）を推進し、農業集落排水施設への接続促進による水洗化率の向上に努めます。
- 下水道施設の管理・運営については、本市が加盟する沖縄県汚水処理事業連絡協議会において、「広域化・共同化計画」の策定に取り組みます。
- 本市のし尿処理施設である中部衛生施設組合（長尾苑）及び石川終末処理場内のし尿処理施設については、両施設とも老朽化が進んでおり、統廃合や分離処理等、最善の方策により、継続して適正な処理が行えるよう早急に検討します。

(3) 成果指標

指標名	現状値 (令和2年度)	目標値 (令和8年度)
污水処理人口普及率 (下水道事業、農業集落排水事業、合併処理浄化槽の合計使用可能人口の行政人口に対する割合)	81.7%	92.8%
<small>成果指標設定の考え方</small> 各家庭において適切な排水処理が可能な状態【下水道施設、農業集落排水施設、合併処理浄化槽の整備済】を污水処理施設の人口普及率により把握します。		
下水道認可面積整備率 (認可面積に対する供用開始面積)	68.1%	86.4%
<small>成果指標設定の考え方</small> 各家庭において適切な下水道施設排水処理が可能な状態を下水道認可面積整備率により把握します。		
污水処理人口水洗化率 (下水道、農業集落排水、合併処理浄化槽の各施設における合計使用人口の行政人口に対する割合)	69.7%	77.6%
<small>成果指標設定の考え方</small> 各家庭において適切な排水処理が行われている状態【下水道施設、農業集落排水施設、合併処理浄化槽の整備済】を污水処理施設の人口水洗化率により把握します。		



92 ストックマネジメント (Stock Management)

既存の施設(ストック)の管理を効率よく運用(マネジメント)するという意味で、長期的な視点で下水道施設全体の今後の老朽化の進展状況を考慮し、リスク評価等による優先順位付けを行った上で、施設の点検・調査、修繕・改築等を実施し、施設全体を対象とした施設管理を最適化することです。

基本目標 5 郷土に誇りをもち未来を拓く人づくり

第2次うるま市総合計画 後期基本計画

施策

5-1 生きる力を育む学校教育の充実

担当課 学校教育課

関連課 学務課／教育支援センター／学校給食センター／教育総務課

施策の目的

対象 ●児童、生徒（小・中学生）

意図 ●「知・徳・体」のバランスのとれた「生きる力」を育む

施策の基本方針

豊かな心とたくましい体、望ましい生活習慣や食習慣等を育み、予測困難な社会の変化に柔軟に対応できる幅広い知識と柔軟な思考力を身に付け、すべての人の個性を認め合い、協働して新たな価値を見出していくとする姿勢を身に付けた国際性に富む子どもを育成します。

SDGsの目標



(1) 現状と課題

学校教育については、学ぶ意欲を引き出すキャリア教育の推進、授業改善や学習支援員の配置などの学力向上推進の実施、児童生徒の体力・健康づくりに向けて、スポーツ力向上や食育指導を実施しています。

国際理解や語学力の向上のため、外国語指導助手（ALT⁹³）の配置、英語スキットコンテストの実施、短期外国留学の実施等、外国語活動を推進するとともに国際化社会に対応した人材育成に努めています。

GIGAスクール構想を踏まえた教育環境が整い、ICTを効果的に活用し、学習指導要領が求める「主体的・対話的で深い学び」を一層充実させ、個別最適化した、新しい時代の到来を見据えた次世代の教育が求められています。



問題行動やいじめ防止、不登校児童生徒への支援のため、スクールカウンセラー⁹⁴やスクールソーシャルワーカー⁹⁵等の専門家と連携し、相談・支援体制の充実を図っています。また、不登校児を支援する教室である「さわやか学級」を開設しています。多様化・複雑化する問題の解決に向け、専門職を活用した相談・指導体制など、児童生徒が置かれている状況に応じた環境整備が求められています。

特別支援教育として、障がいのある児童生徒一人ひとりの障がいの特性や教育的ニーズに応じた相談・支援体制の充実を図るとともに、特別支援ヘルパーの配置、作業療法士の巡回相談や関係機関と連携し、自立と社会参加に向けた主体的な取組みを支援しています。年々増加する特別な支援を要する児童生徒への切れ目のない支援体制の構築が求められています。

豊かな心とたくましい体、望ましい食習慣などを育むため、学校給食の充実や食育の推進、運動能力の向上や運動習慣の定着を図る必要があります。

児童生徒の自助意識、危険回避能力の向上を図るとともに、学校、家庭、地域、関係機関等の連携による安全対策を一層充実させる必要があります。

経済的な理由で学校の給食費など、就学に必要な経費の負担が困難な保護者に対する就学援助は、継続的な実施が必要です。

外国籍の児童生徒の入学者が年々増え、現在、小学校2校に「日本語学級」を設置していますが、「日本語学級」の開設を望む学校は増加しています。

各学校において地域住民等が学校運営に参画する「市民協働学校（コミュニティ・スクール⁹⁶）」を実施し、地域住民の意見を取り入れた学校運営を行うとともに、豊富な知識や経験を持つ地域の人材を生かした開かれた学校づくりを進めています。今後は、「地域を生かす」、「地域を学ぶ」、「地域と学ぶ」、「地域に還す」社会に開かれた教育課程（地域連携カリキュラム）を推進することが求められています。

市内の児童生徒数については、地域格差が見られ、長期的な視点から、校区の編成の見直しや学校の規模の適正化等について検討していく必要があります。

主な課題

- ICT教育について、システム環境による格差、学校間の格差が生じないこと、個別最適化した新しい時代の到来を見据えた次世代の教育が求められています。
- 不登校児童生徒の個別対応の充実、環境調整や学習を保障する必要があります。
- 特別な支援を要する児童生徒への切れ目のない支援の充実が求められています。
- 外国語に対する教育環境を更に整備することが求められています。
- 教職員への負担増加が指摘されている中、保護者・地域と連携し地域全体で子どもを見守り育てる学校づくりが求められています。



93 ALT (Assistant Language Teacher)

外国語指導助手のことで、主に学校、又は教育委員会に配属される日本人外国語担当教員の助手として外国語授業に携わり、教育教材の準備や英語研究会のような課外活動などに従事します。

94 スクールカウンセラー (School Counselor)

いじめや不登校などの対策として、児童・生徒・保護者・教師の相談にのるために、学校に配置される臨床心理士などの専門家のことです。

95 スクールソーシャルワーカー (School Social Worker)

不登校や暴力行為、いじめなどの問題に直面する子どもたちを、学校と家庭のパイプ役になって支援に携わる専門家のことです。

96 コミュニティ・スクール (Community School)

保護者や地域が学校の様々な課題解決に参画し、それぞれの立場で主体的に子どもたちの成長を支えていくための仕組みです。

(2) 主な取組方針

方針1 学力向上を図ります

- 学校における学習指導要領を踏まえた「カリキュラム・マネジメント⁹⁷」の確立と「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善に取り組みます。
- キャリア・パスポート⁹⁸を活用し、学ぶことや働くことを実感させるキャリア教育を充実させます。
- 「主体的・対話的で深い学び」の視点から、ICT機器（一人一台端末や電子黒板等）の活用を通して学習意欲の向上を図り、学習活動の充実に取り組みます。
- 言語能力や情報活用能力（情報モラル含む）、問題発見・解決能力等、学習の基盤となる資質・能力の育成に取り組みます。
- 外国語教育等を充実させることで、国際社会の中で活躍できる人材を育成します。

方針2 きめ細やかな指導・支援・相談体制の充実を図ります

- 学校生活の意欲や満足度を測る調査や教職員等の研修を行います。
- 教育支援センターにおいて、学校・家庭や関係機関と緊密に連携しながら、不登校児の通所支援や適応指導教室（さわやか学級）等の居場所を設置し、児童生徒一人ひとりの状況に即した学習支援を通して、学校復帰や将来の社会的自立を支援するとともに、中学校卒業後の進路の保障に努めます。
- 教育上の悩みを持つ子どもや保護者及び教師の相談に対応できるよう体制を整えます。
- 「いじめ防止基本方針」に基づく、いじめの未然防止、早期発見、早期解決の取組みを推進します。
- 特別な支援を要する児童生徒一人ひとりの教育ニーズに応じた教育環境の充実を図るとともに、教育と福祉が連携し、一体的で切れ目のない指導や支援を推進します。
- 経済的な理由で学校の給食費など就学に必要な経費の負担が困難な保護者に対する就学援助を継続します。



97 カリキュラム・マネジメント (Curriculum-Management)

児童や学校、地域の実態を適切に把握し、①教育の目的や目標の実現に必要な教育の内容等を教科等横断的な視点で組み立てていくこと、②教育課程の実施状況を評価してその改善を図っていくこと、③教育課程の実施に必要な人的又は物的な体制を確保するとともにその改善を図っていくことなどを通して、教育課程に基づき組織的かつ計画的に各学校の教育活動の質の向上を図っていくことをいいます。

98 キャリア・パスポート

小学校から高等学校までの、児童生徒自身の学習状況やキャリア形成を見通したり、振り返ったりして、自己評価を行い、それを記録として保管しておく書類入力のことです。

方針3 児童生徒の心と体づくりに取り組みます

- 基本的な生活習慣や生活態度を育てるとともに、平和教育や人権教育、道徳教育及び特別活動、福祉教育や思春期教室を充実することで、心豊かで思いやりのある児童生徒を育てます。
- 情報化社会での行動や責任、危険回避など、情報を正しく安全に利用するための考え方や態度を身に付ける情報モラル教育を充実させます。
- 学校体育やスポーツに親しみ、健康や体力の保持増進の基礎づくりを進めるとともに、学校給食を通じた食育により望ましい食習慣の定着を図ります。
- 学校教育活動の一環として運動競技及び文化的活動に参加する児童生徒への派遣に関する支援の充実を図ります。
- 避難訓練（防災・不審者対応）、薬物乱用防止教室、交通安全教室、熱中症予防・救急救命講習、インターネットやスマートフォンの安全かつ適正な利用に関する講座などの授業を通して、児童生徒の自助意識・安全対応能力の向上を図ります。
- 児童生徒が安全に生活できるよう、感染症対策も含む注意喚起や、不審者情報・災害被害防止のための情報提供等により、児童生徒の安全・安心を確保します。

方針4 教育環境を整備・充実させます

- 学習者用端末や電子黒板等のICT機器を効果的に活用するため、必要な保守管理を行い、良好な状況を維持することに努めます。
- ICT教育を推進するため、教職員への支援を行うとともに、研修の充実を図ります。
- 子どもたちの「生きる力」を培うことのできる学校教育を将来にわたり保障する観点から、将来的な児童生徒数の推移等を考慮した学校規模の適正化や適正配置を進め、学校通学区の見直し及び弾力化については、地域住民の意見を考慮しながら取組みを進めます。
- へき地・小規模校では、小中が連携し合い、地域に最も適した特色ある教育のあり方を調査・研究していきます。

方針5 地域と共にある信頼される学校づくりを推進します

- 保護者や地域の人々の学校運営への参画を促すなど、市民協働学校（コミュニティ・スクール）の充実に努め、学校と家庭・地域が連携・協働して児童生徒の成長を支えます。
- 地域教育資源の発掘や活用ができる総合的な学習の時間や環境教育を充実するとともに、交通安全・防犯・自然災害・感染症等に対応した安全安心な学校づくりに努めます。
- PTA等と連携した早寝・早起き・朝ごはんの取組みや学校での学習を通して家庭で取り組む「眠育（睡眠教育）」などを推進し、家庭における子どもたちの基本的な生活習慣の確立を支援します。

方針6 組織的・機動的な学校づくりを推進します

- 校務支援ソフトの活用により、校務の効率化を図ることで教師が児童生徒と向き合う時間の保障につなげます。
- 時代に即した研修会を実施し、教職員の人材育成に努めるとともに、学校業務の見直しや部活動の適切な運営等、働き方改革を推進し、教職員がそれぞれの役割に応じて学校運営に参画する校内体制の整備と強化に努めます。



(3) 成果指標

指標名	現状値 (令和2年度)	目標値 (令和8年度)
全国学力・学習状況調査における全国平均正答率との比較 (小6・中3の国語、算数・数学) <small>成果指標設定の考え方</small> 全国調査における国及び県と本市との差を認識し、教員の授業改善を図ります。 ★右記現状値は令和3年度データ	小6国語60% (-4.7p)★	全国水準
	小6算数65% (-5.2p)★	
	中3国語55% (-9.6p)★	
	中3数学48% (-9.2p)★	
将来の夢や目標を持っている児童・生徒の割合 (小学生、中学生) <small>成果指標設定の考え方</small> 施策の目的の進捗を確認するため、指標として設定します。 ★右記現状値は令和3年度データ	小6 60.8% (+0.6p)★	小6 65.8%
	中3 43.7% (+3.2p)★	中3 48.7%
不登校児童生徒数と割合 <small>成果指標設定の考え方</small> 効果的な支援・相談を行い不登校児童生徒の解消につなげるため、市小・中学校における不登校率 (不登校児童数/全児童数) を把握します。	小 167人 (1.98%)	小 85人 (1.00%)
	中 224人 (5.74%)	中 190人 (4.70%)



(4) 協働 ~ともに進めるために~

- 市民・個人**
 - 学校ボランティア、PTA活動へ参加しましょう。
 - 交通安全指導、子どもたちへの声掛け等安全確保への取組みに参加しましょう。
 - 家族等の協力のもと、家庭でのしつけを行いましょう。
 - 家族で文化・スポーツに親しみましょう。
 - 規則正しい生活リズムの確立や家庭学習の習慣化等、基本的な生活習慣を身に付けさせましょう。
 - 子どもと一緒に自治会活動や地域行事に参加するなど、地域との関わりを深めていきましょう。
 - 家庭が食育において重要な役割を有していることを認識しましょう。
- 自治会・地域**
 - 市民協働学校へ積極的に参加しましょう。
- 企業・NPO団体**
 - 児童生徒の登下校の安全のため、職員・社員等へ交通ルール遵守を徹底させましょう。

(5) 関連する個別計画

計画名	計画期間	前期基本計画					後期基本計画						
		H28以前	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9以降
●うるま市教育大綱	令和4年度～令和8年度												
●うるま市GIGAスクール構想推進ビジョン	令和2年度～令和6年度												



基本目標 5 郷土に誇りをもち未来を拓く人づくり

第2次うるま市総合計画 後期基本計画

施策

5-2

学校教育施設の充実

担当課 教育施設課

関連課 建築工事課/学務課/学校給食センター

施策の目的

対象 ●児童、生徒（小・中学生）

意図 ●安全・安心・快適な学校教育施設のもとで学ぶ

施策の基本方針

児童生徒が安全・安心で良好な環境の中で学ぶことができるよう、学校における施設・設備の適切な維持管理や計画的な改修・改築を行います。

SDGsの目標



(1) 現状と課題

児童生徒の安全・安心な学校生活を保障するため、2020（令和2）年度に学校施設の耐震化率100%としていた国の方針を本市においては達成することができませんでした。一刻も早い学校教育施設の耐震化の完了が求められています。

学校施設には老朽化が進んでいる施設があります。避難所に指定されている学校施設は、災害時において避難所として求められる機能や設備整備も必要となることから、現状の調査と計画が必要です。

老朽化施設の改修について、学校給食センター基本計画より大幅に遅れている状況です。また、合併前の施設を継続して使用している状況のため、各学校給食センターの提供食数に偏りが生じていること等、施設配置が課題となっており、その改善に向けた取り組みが必要です。

バリアフリー⁹⁹法改正に伴い既存の学校施設等についてもバリアフリー基準適合の努力義務が課せられることになり、現状の調査と計画が必要です。

主な課題

- 学校施設の老朽化している空調設備の計画的な機器復旧整備が求められています。
- 一刻も早い学校教育施設の耐震化の完了が求められています。



99 バリアフリー

障がい者や高齢者の生活に不便な障害を取り除こうという考え方で、道や床の段差をなくしたり、階段のかわりにゆるやかな坂道を作ったり、電卓や電話のボタンなどに触ればわかる印を付けたりするのがその例です。

(2) 主な取組方針

方針1 学校教育施設を整備・充実させます

- 子ども達が快適に学べる学習環境を整えるため、「うるま市学校施設長寿命化計画」に基づき、小・中学校改修整備を計画的に進め、老朽化対策を行い、長寿命化を図ります。
- 小中学校校舎等の耐震化は、児童生徒の生命を守るとともに災害時における地域の避難所ともなることから、緊急度を考慮しつつ早急な耐震改修の完了を目指します。
- 特別教室や多目的教室などの整備や障がいのある児童・生徒にも十分配慮したバリアフリーの整備を進めます。
- 安定的な学校給食を提供するために、学校給食センター基本計画を見直すとともに、新たに石川学校給食センター、第二調理場整備のPFI手法等を検討しながら、給食施設の改修を進めます。

(3) 成果指標

指標名	現状値 (令和2年度)	目標値 (令和8年度)
長寿命化基本計画で対象施設とした学校施設・設備の整備率	0.0%	100.0%
給食センター老朽化施設の整備率	42.9%	100.0%

成果指標設定の考え方 子どもたちが安全・安心に学べる環境整備については、学校施設の長寿命化整備計画により対象とした学校施設・設備の整備率により把握します。（令和4年度から令和8年度の長寿命化整備計画による学校施設の棟数を分母とし、整備した棟数を分子とする）

成果指標設定の考え方 安全安心な給食の提供について、老朽化している施設の整備率により把握します。



(4) 協働 ～ともに進めるために～

市民・個人

- ・学校施設は大切に使いましょう。
- ・学校内の清掃、草刈り等の学校ボランティア、PTA活動へ参加しましょう。

自治会・地域

- ・学校施設は大切に使いましょう。
- ・学校内の清掃、草刈り等の学校ボランティア、PTA活動へ参加しましょう。

企業・NPO団体

- ・学校内の清掃、草刈り等の学校ボランティア活動、PTA活動へ参加しましょう。

(5) 関連する個別計画

計画名	計画期間	H28以前	前期基本計画					後期基本計画					R9以降
			H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	
●うるま市教育大綱	令和4年度～令和8年度												
●うるま市学校施設長寿命化計画	令和3年度～令和42年度												



施策

5-3

青少年健全育成の推進

担当課 教育支援センター

関連課 生涯学習スポーツ振興課／学校教育課

施策の目的

- 対象** ●18歳未満の青少年
- 意図** ●心豊かで健やかに成長する

施策の基本方針

学校・家庭・地域社会が連携して、青少年の健全育成に地域ぐるみで関わり、子どもたちが地域の中で心豊かで健やかに成長できるまちを目指します。

SDGsの目標



(1) 現状と課題

グローバル化や情報化の進展により、青少年を取り巻く社会環境が変化し、これまでにない課題の解決のため、学校・家庭・地域が連携した地域ぐるみで子どもを育てる体制づくり、環境づくりが重要になっています。

SNS等に起因するトラブルが年々増加し、非行や被害防止への取組み、性に関する問題行動への対策や薬物乱用防止等も含め、その方法を検討する必要があります。

個別の事情から課題を抱え支援を必要とする生徒・既卒者への支援場所として、「若者の居場所」を設置し、不登校やいじめ、非行等の青少年の問題行動に対する相談や学習支援・進路相談など、自立に向けた総合的な支援を実施しています。今後も相談や支援を実施するとともに、人材の確保、組織体制の整備を充実させる必要があります。

多くの学校に「放課後子ども教室」が開設されており、今後、地域の参画による運営を進めていく必要があります。

青少年の育成に関わる社会の取組みとして、「地域未来塾¹⁰⁰」が始まっています。地域の参画による充実した運営を進めていく必要があります。



100 地域未来塾

経済的な理由や家庭の事情により、家庭での学習が困難であったり、学習習慣が十分に身に付いていない児童・生徒への学習支援を、大学生や教員OB、NPOなど地域住民の協力により学習支援を実施することで、学習機会の提供により貧困の負の連鎖を断ち切ることを目指す事業のことです。

青少年が、自然とのふれあいや仲間との活動等生活体験を通して社会の構成員としての規範意識や社会性を身に付け、命を大切に、他人を思いやる豊かな人間性を育むために、発達段階に応じた活動の機会を充実させることが重要です。

地域における子ども会活動が脆弱化し、地域と子どもたちの関わりが課題となっています。明日の本市を担い、地域社会を支える心豊かな人材を育てるため、学校や地域、自治会等との連携が必要です。

主な課題

- 地域で子どもたちを見守るという意識の醸成が必要です。
- スマートフォンの普及とともに、子どもたちのライフスタイルが変化し、オンラインゲームへの依存やSNS・ネット上の問題が生じています。
- 不登校児童生徒への支援のあり方の工夫が求められています。
- 青少年の薬物問題が起きています。

(2) 主な取組方針

方針1 青少年健全育成支援体制を整備します

- 青少年が心豊かな人間性を育むため、青少年健全育成協議会や子ども会育成連絡協議会など、青少年育成団体の活動を支援するとともに、これらの団体と学校・家庭・地域社会との連携強化を進めます。
- 学校・家庭・地域が連携し、地域ぐるみの人間的なふれあいを軸に、青少年の健全育成環境づくりを行います。
- 子どもたちが自分自身の心と体を守るための予防教育を推進します。
- 地域と学校、家庭の連携を強化し、地域人材が青少年の教育に関わることで地域教育力を高めるとともに、保護者同士のふれあいや学び合いの場を構築するなど、家庭教育力の支援にも取り組みます。
- 子どもたちが地域の中で心豊かで健やかに成長できるよう、スポーツ・レクリエーション、文化活動等の場の確保に努めます。

方針2 青少年の健全育成・自立を支援します

- 街頭での帰宅指導や不登校児童生徒への支援は、現在の青少年の課題に合ったものに事業を再設計することが求められており、時代に即した支援策の検討・研究を進めつつ、青少年健全育成協議会、各校の生徒指導連絡会等の関連団体との連携を図ります。
- 青少年の直面する様々な問題について相談を受け、発達・成長過程に対応した必要な指導・助言を行うとともに、関連部署・関連機関との連携を図ります。



(3) 成果指標

指標名	現状値 (令和2年度)	目標値 (令和8年度)
夜間街頭指導への参加者数 (毎月第三金曜日少年を守る日、祭り行事等)	1,389人 ★	1,400人
成果指標設定の考え方	夜間街頭指導への参加者数により青少年の健全育成に対する関心度を把握します。 ★右記現状値は令和元年度データ	
青少年(本市在住)の補導件数	617人 ★	400人
成果指標設定の考え方	青少年健全育成の進捗を確認する指標として青少年の補導件数を把握します。 ★右記現状値は令和元年(暦年)データ	
地域学校協働活動ボランティア参加延べ人数	54,127人 ★	60,000人
成果指標設定の考え方	学校と地域の連携の進捗を確認する指標として、子どもたちの教育支援に携わる地域ボランティアの人数を把握します。 ★右記現状値は令和元年度データ	

(4) 協働～ともに進めるために～

- 市民・個人**
 - ・ 子どもの見守り活動など地域活動やボランティア活動に積極的に参加しましょう。
 - ・ 社会の規範やルールを守りましょう。
- 自治会・地域**
 - ・ 青少年が地域活動やボランティアとして参加できる場・機会をつくりましょう。
 - ・ 地域で子どもたち・青少年を育みましょう。
 - ・ 不登校の生徒などの居場所づくりに努めましょう。
- 企業・NPO団体**
 - ・ 地域活動やボランティア活動に協力し、地域とともに推進しましょう。

(5) 関連する個別計画

計画名	計画期間	H28以前	前期基本計画					後期基本計画					R9以降
			H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	
● うるま市教育大綱	令和4年度～令和8年度												

施策

5-4

生涯学習の充実

担当課 生涯学習文化振興センター

関連課 生涯学習スポーツ振興課／図書館

施策の目的

対象 ●市民

意図 ●自ら学習し、生きがいとする

施策の基本方針

市民それぞれのライフステージやライフスタイルに応じ、生涯にわたって生きがいを持つように、生涯学習活動機会を提供し、生涯学習・社会教育環境の充実を目指します。

SDGsの目標



(1) 現状と課題

本市の歴史、文化について取り上げた学習講座や体験学習等、市民の多様な学習要求に応える様々な事業を実施しています。学びを始めるきっかけをつかむことが学びの第一歩であることから、様々な形で多様な機会や情報を提供し、市民の学びへの関心・意欲を高めることが求められています。

各地区公民館では、それぞれの特徴を活かした多くのサークル活動が活発に行われ、年に1回の活動報告の機会を提供しています。若者から高齢者まで幅広い世代が継続的に学習できるよう、年代やライフスタイルに応じた学習機会の提供や学習した成果を地域社会に活かしていく環境づくりが求められます。

図書館では蔵書検索ネットワークシステムの導入など情報拠点としての利便性向上を図ってきました。読書は、知識や教養に加え、豊かな心、論理的な思考力や想像力を育むことのできる、有効な生涯学習のひとつであるため、今後も蔵書の充実や利便性向上に努める必要があります。

主な課題

- 現役世代の生涯学習に対するニーズの把握と、取り組みへのアプローチが必要です。
- 若者の書籍離れが顕著であり、電子図書を含む本への関心を高める必要があります。



(2) 主な取組方針

方針1 生涯学習の環境を整えます

- 自ら主体的に学び、学びを生活や仕事、地域や社会の活動に生かすことができるよう、市民が気軽に参加・参画できる事業等を通して、学びへの関心・意欲を高めます。
- 生涯学習・文化振興センター（ゆらてく）については、市民の生涯学習・文化継承の拠点として、各種サークル活動の促進や各世代への学習機会を提供し、生涯学習の充実を図ります。
- 公民館講座のあり方を検討し、自主的サークル活動（公民館活動）の支援を図り、学び集うことで人とのつながりを通じた地域の形成を目指します。
- 各地区公民館が、大人から子どもまで幅広い世代の学びの場として、地域の特色を生かしながら、生涯学習意欲を高められるようにします。また、地域の多様な主体と連携協働することでその充実を図り、地域団体の活動支援やリーダー育成を行い、人づくり、地域づくりにつなげます。
- 各種生涯学習団体やサークル活動などの取組みを広報誌やホームページなどで情報提供し、市民の参画機会を向上させます。
- 市民ニーズに応じた学習機会を提供できるよう、講座・教室などのあり方を検討し、生涯学習フェスティバルなど学習成果の発表の機会や交流活動を充実させます。

方針2 図書館の活用を推進します

- 来館のきっかけにつながる行事開催や情報発信を行い、利用促進に努めます。
- 生涯の学びと暮らしに役立つ施設として、市民が気軽に利用できる図書館活動を推進するとともに、地域課題の解決に必要な情報の提供など、市民の知的要求に的確に応えるために、情報収集、イベントの実施、情報提供を行い、「地域の情報拠点としての課題解決型図書館」を目指します。
- 必要な資料を求める市民に対し、レファレンスサービス¹⁰¹を通じた適切な資料や情報を提供します。
- インターネットを通して電子書籍の貸出を行う電子図書館サービスの実施により、時間や距離の制約、外出自粛状況下、災害時等に関係なく、いつでもどこでも読書を楽しむことができる「うるま市電子図書館」による環境整備を充実させます。
- 市民への図書館のサービスの充実と利便性の向上に努めます。
- 子どもの読書習慣、調べる力、情報活用力を育むため、学校図書館と連携し、読書センター・学習センター・情報センターとしての機能を高めます。

方針3 学んだ成果を地域社会に活かします

- 市民が学んだ成果を社会に還元できるよう、学校、地域におけるボランティア活動を推進します。
- 地域と学校との連携を強化し、地域人材を青少年教育に活用します。
- 地域社会における市民活動の継続を目指し、社会教育団体をはじめ、サークルやボランティアグループ等、団体活動の育成、支援を行います。

101 レファレンスサービス
(Reference Service)

図書館が行なう利用者サービスの一つで、必要とする文献や参考図書についての問い合わせに応じたり、検索に協力したりするものです。

(3) 成果指標

指標名	現状値 (令和2年度)	目標値 (令和8年度)
主体的に生涯学習活動に取り組んでいる市民の割合 <small>成果指標設定 施策の目的(意図)の達成度を測る指標として設定します。(市民の考え方 アンケート)</small>	47.0%	50.0%
講座受講者の満足度 <small>成果指標設定 生涯学習に対するニーズを把握する指標として設定しています。(講座受講者へのアンケート)</small>	75.8%	90.0%
図書館のレファレンスサービス件数 <small>成果指標設定 レファレンスサービス件数により利用者(市民)の生涯学習のサポートが図れているかを把握します。</small>	5,762件	7,000件

(4) 協働 ~ともに進めるために~

- 市民・個人**
 - 学習やスポーツに取り組む意欲を持ち、実践しましょう。
 - 知識、技能を高め、成果を地域に生かしましょう。
 - 各分野で活躍してきた豊富な知識、技術、技能等を地域づくりへ生かしましょう。
- 自治会・地域**
 - 地域活動、ボランティアの場に市民の積極的な参加を促しましょう。

(5) 関連する個別計画

計画名	計画期間	前期基本計画					後期基本計画						
		H28以前	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9以降
● うるま市教育大綱	令和4年度~令和8年度												
● うるま市まちづくり生涯学習推進基本計画	-												

基本目標 ⑤ 郷土に誇りをもち未来を拓く人づくり

5-5 スポーツ・ライフの推進

担当課 生涯学習スポーツ振興課

関連課 観光振興課 / 学校教育課

施策の目的

- 対象** ●市民、事業者 ●スポーツ団体
- 意図** ●あらゆる世代のライフステージにスポーツが身近にある状態を形成する

施策の基本方針

市民がスポーツに親しみ、健康の維持・増進と競技力向上に取り組むとともに、スポーツ関係団体の運営支援や組織力強化支援に取り組み、良好なスポーツ環境を提供し、スポーツによる地域活性化を目指します。また、市民一人ひとりが自主的、主体的にスポーツ・運動に親しむことができるまちを目指します。

SDGsの目標



(1) 現状と課題

生涯スポーツ活動による心豊かな生活の実現を目指し、「する」「観る」「支える」を基本方針とする「うるま市スポーツ推進計画」を策定しています。

本市においては、社会体育施設が充実しており、各種スポーツ教室や大会の拠点施設として活用されています。また、夜間における小中学校の体育施設も開放されており、地域のスポーツ団体の育成や技術向上、健康の維持増進など、スポーツに親しむ人の増加につながる一方、子どもから高齢者まで運動習慣のない市民も一定数いることから、「だれもが、いつでも、どこでも気軽に参加できるスポーツ環境づくり」が引き続き重要です。

健康増進や生きがいづくり等を目的として、うるま市スポーツ推進委員会を中心に、ウォーキングやレクリエーションスポーツなど、スポーツ教室の開催や体験の場の確保に取り組み、地域のスポーツ振興を推進しています。

2019(平成31)年4月から全体育施設を対象とした、指定管理者制度を導入しました。今後も、社会体育施設の有効活用と適切な維持管理を行うとともに、機能の重複した施設の集約化や異なる機能の複合化など、社会体育施設の今後のあり方についても検討していく必要があります。

ソフト面・ハード面いずれの取組みも市民・スポーツ団体・企業等、様々な主体による協働を進めることで、高度な技術や専門性を持つ充実した施策の展開が期待されることから、民間のノウハウや活力を生かすための仕組みづくりも必要となります。



主な課題

- 社会体育施設の機能強化や整理が必要です。
- 指導者や各種スポーツ団体などの育成が必要です。
- 持続的なスポーツ活動の仕組みが必要です。

(2) 主な取組方針

方針1 様々な主体と連携しスポーツが生活にとけ込むまちづくりを目指します

- スポーツ団体やトップアスリート、民間事業者などの高度な技術や専門性の活用・展開を図るため、様々な主体との連携によるスポーツコミッション¹⁰²の構築に取り組みます。
- スポーツ団体や民間事業者等、様々な主体との連携により、Sport in life¹⁰³を推進します。

方針2 スポーツ環境を整備・充実させます

- 社会体育施設の適切な維持管理を行うとともに、学校施設の夜間開放事業を促進するなど、施設の有効活用を進めます。
- 個別施設計画に基づき、老朽化した社会体育施設については、更新も含め、機能の重複した施設の集約化や異なる機能の複合化、ユニバーサルデザイン¹⁰⁴の推進を図ります。具志川総合体育館等の建て替えについては、防災の観点を踏まえたものとします。

方針3 スポーツに気軽に参加できる機会を確保します

- 市民のスポーツに関する自発的な活動を支援するため、市民の体力、年齢、技術、目的に応じて様々な種類の体験教室の開催等、スポーツに気軽に参加できる機会を確保します。また、幅広い年齢層を対象とした、スポーツに関する情報発信などに取り組みます。
- スポーツ大会やスポーツ教室などの事業を展開し、生涯スポーツの活性化に努めます。とりわけ、海中道路等周辺や島しょ地域近海における海洋スポーツを推進します。
- 障がい者がスポーツを楽しみながら健康増進に取り組めるよう、うるま市身体障害者協会やうるま市社会福祉協議会などの関係機関と連携し、スポーツ機会の充実や健常者との交流機会の仕掛けづくりを進めます。
- イベントの開催や部活動、スポーツ少年団等を通じた、子どものスポーツへの取組みを推進し、運動能力や体力の向上を図ります。



102 スポーツコミッション
スポーツと景観・環境・文化などの地域資源を掛け合わせ、例えば域外から参加者を呼び込む「地域スポーツ大会・イベントの開催」、「スポーツ大会の誘致」など、戦略的に活用することでまちづくりや地域活性化につなげる取組みを推進する組織のことです。

103 Sport in life
一人ひとりが自然とスポーツを楽しみ、スポーツを通じて健康になったり、毎日をいきいきと過ごせるようになったり、一人ひとりの活力ある生活を少しでも後押しするため、スポーツ庁が推進しているプロジェクトのことです。

104 ユニバーサルデザイン (Universal Design)
子どもから成人、高齢者を含め誰にでも使いやすい設計のことです。バリアフリーという概念は、世の中に障害(バリア)があることを前提とし、それを取り除くことを意味するのに対し、ユニバーサルデザインは、はじめから障害(バリア)を作らずに設計していこうという概念です。

方針4 競技スポーツの強化・向上を推進します

- 体育協会やNPO等と連携し、推進団体・組織を育成します。
- 東京五輪をレガシー¹⁰⁵に有能な選手の発掘や指導者の育成を強化するため、トップアスリートを活用したスポーツ教室や研修を行い、更なる競技力向上を目指します。
- 全国大会等の上位大会に出場する市民に対する支援や県民体育大会への有力選手の派遣など、競技スポーツの推進に取り組みます。

(3) 成果指標

指標名	現状値 (令和2年度)	目標値 (令和8年度)
社会体育施設利用者数	398,157人	401,157人
年間スポーツ・レクリエーション大会、教室等参加者数	5,252人	6,800人
学校体育施設夜間開放事業延べ参加者数	42,695人	46,000人
定期的に健康維持、増進のためスポーツや運動に取り組んでいる市民の割合	40.0%	50.0%

105 (オリンピックの) レガシー (Legacy)
長年にわたる、特にポジティブな影響のことで、大会を通じて整備・構築されるインフラや技術、サービスをオリンピック・パラリンピックのためだけに活用するのではなく、その後も社会の資産として活用することを狙いとしたものです。

(4) 協働 ～ともに進めるために～

市民・個人

- ・スポーツに取り組む意欲を持ち、自発性や主体性を持って実践しましょう。
- ・技能を高め、成果を指導者として地域に還元しましょう。

自治会・地域

- ・地域住民に対し、スポーツ活動の習慣化を呼びかけましょう。

企業・NPO団体

- ・市民の健康増進や本市のスポーツ競技力向上に向けて、活動を支援しましょう。

(5) 関連する個別計画

計画名	計画期間	前期基本計画					後期基本計画						
		H28以前	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9以降
●うるま市教育大綱	令和4年度～令和8年度												
●うるま市スポーツ推進計画	令和元年度～令和10年度												



施策

5-6

文化・芸術の振興

担当課 生涯学習文化振興センター

関連課 文化財課

施策の目的

- 対象** ●市民
- 意図** ●伝統芸能、文化・芸術に触れ合う

施策の基本方針

市民が優れた文化・芸術に親しみ、触れる機会を充実させることにより、教養や感性を深め、多様な価値観が尊重されることにより心豊かな社会形成を目指します。また、長い年月をかけて今に受け継がれてきた伝統芸能の保存・継承及び地域文化の振興を図ります。

SDGsの目標



(1) 現状と課題

本市には、伊計島の「豊年祭」をはじめ、多くの伝統行事、獅子舞などの伝統芸能や伊波メンサー等の伝統工芸といった伝統文化の継承が行われ、地域の魅力の再認識や人のつながりに結び付いています。

本市では組踊の公演や創作ミュージカル、うるま音楽祭、ふるさと芸能デー、全島獅子舞フェスティバル、総合文化祭などの自主企画事業等により文化芸術の振興を図り、心豊かで文化の薫りに満ちたまちづくりにつながっています。

市民の文化活動は、うるま市文化協会を中心に活発に行われています。文化活動団体の主体的運営の促進や市民参加の拡大などが求められます。また、市民が優れた文化芸術に触れる機会の拡充や、優れた文化芸術活動が表彰・顕彰される仕組みづくりが必要です。

文化芸術の活動拠点として3つの公共文化ホールがありますが、機能が重複しないようそれぞれの特色を活かした活用方法の検討が必要です。

文化芸術には楽しさや感動、精神的なやすらぎを感じさせ、日々の暮らしに潤いや安らぎを与え、人生を豊かにする働きがあります。近年、ライフスタイルや社会情勢の変化から、市民の価値観も多様化しており、物の豊かさだけでなく心の豊かさを求める傾向にあり、市民が様々な文化に触れ、自らがその創造に参加できる環境の整備が求められています。



主な課題

- 施設や設備の老朽化が進み、適切な維持管理や更新が求められています。
- 感染症の拡大により、文化・芸術の振興への影響が見られます。

(2) 主な取組方針

方針1 市民文化活動を推進し文化芸術に親しむ機会を提供します

- うるま市文化協会等と連携し、感染症対策などを十分に施した各種展示会や文化祭等を開催し、市民が伝統芸能や優れた文化芸術を鑑賞し、身近に触れて楽しむことができる機会をあらゆる場面で創ります。
- 市民文化活動について、引き続きホームページや広報誌、SNSなどを活用し情報発信を行い、啓発活動に努めます。
- うるま市文化協会やうるま市少年少女合唱団等の市民文化団体の活動を支援し、文化を通じたつながりを広げ、市民の文化芸術活動の活性化を図ります。
- 市民が文化芸術活動に取り組み、人と人が交流できる活動の場や発表の機会など、文化芸術事業を展開するための環境づくりに努めます。

方針2 文化施設・設備を有効利用します

- 「公共施設等マネジメント計画」に基づき、文化活動の拠点として安全で利用しやすい環境を整備し、公共文化ホールを維持・更新します。
- 市民芸術劇場については、民間運営を軸とした新たな運営方法の検討を行います。

(3) 成果指標

指標名	現状値 (令和2年度)	目標値 (令和8年度)
芸能・芸術又は伝統芸能に取り組んだり、触れた市民の割合 <small>成果指標設定の考え方 施策の目的（意図）の達成度を測る指標として設定します。（市民アンケート）</small>	36.5% 	50.0%
市内芸術文化施設の稼働率 <small>成果指標設定の考え方 開館日数と利用状況（設備利用納付書）により稼働率を算出し、文化施設が有効利用されているか把握します。 ★右記現状値は令和元年度データ</small>	48.5% 	60.0%
文化協会加盟団体会員数 <small>成果指標設定の考え方 伝統芸能・創作芸能・芸術については触れている（見る・演じる・創作する）ことが重要であることから、市文化協会の会員数を把握します。 ★右記現状値は令和元年度データ</small>	1,087人 	1,100人



(4) 協働 ～ともに進めるために～



市民・個人

- ・ 地域にある伝統芸能の保存・継承に関心を持ち、参加しましょう。
- ・ 地域の歴史や文化に興味を持ち、学びを深めましょう。



自治会・地域

- ・ 地域の枠を越えて情報交換を行うなど、積極的に交流を深め地域文化を盛り上げていきましょう。

(5) 関連する個別計画

計画名	計画期間	H28以前	前期基本計画					後期基本計画					
			H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9以降
●うるま市教育大綱	令和4年度～令和8年度												



基本目標⑤ 郷土に誇りをもち未来を拓く人づくり

第2次うるま市総合計画 後期基本計画

施策

5-7

文化財の保存・活用の推進

担当課 文化財課

関連課 学校教育課

 施策の目的
 対象 ●文化財 ●市民

 意図 ●適切に保存される
 ●文化財や伝統文化を良好な形で次世代へ伝える

施策の基本方針

文化財を次世代へ継承するため、企画展示・体験学習・各種イベントなどの機会を通して市民の文化財に対する意識や関心を高め、文化財の保存・活用を推進し、郷土に愛着と誇りの持てるまちづくりを目指します。

SDGsの目標



(1) 現状と課題

歴史・風土（自然、天然記念物、景観）は、地域性や住民性と深い関わりがあり、地域の歴史を大切にすることは、郷土を愛し、郷土に誇りをもてるまちづくりを進める上でとても重要といえます。

本市には、勝連城跡を含め、安慶名城跡、仲原遺跡、伊波貝塚の4件の国指定文化財のほか多くの文化財があります。

市内文化財については、今後も引き続き、本市の歴史を表すシンボルとして勝連城跡をはじめ、文化財の保存を進めるとともに、歴史学習の振興や観光振興など様々な場面で積極的な活用を進めています。

「あまわりパーク」に「歴史文化施設」が2021（令和3年）度に開設されました。

市内には、歴史民俗に関する博物館施設として、石川歴史民俗資料館、与那城歴史民俗資料館、海の文化資料館があります。これらの資料館の運営等を充実し、地域住民の歴史学習に寄与するだけでなく歴史文化のPRに努める必要があります。

未指定の文化財については、指定に向けた調査・研究を推進し保護措置を講じることが必要です。

本市の郷土に関する歴史資料を整理、保存することにより本市の成り立ちを後世に伝えるため、将来の「うるま市史」編さんに向けた、旧4市町の史料を整理することが必要です。



伊波メンサーをはじめ、各地に伝わる獅子舞などの地域に残る民俗文化財については、継承する担い手の高齢化によって衰退のおそれがあります。地域に伝わる伝統的な民俗・芸能・工芸技術を受け継いでいくための後継者の育成、民俗文化財の記録・保存と継承のための取組みが課題となっています。

主な課題

- 蓄積した歴史情報を教育や観光などに利用するための資料整理と、それを活用するための環境整備が必要です。
- 指定文化財を保存・活用し、地域振興に貢献しながら、確実な文化財の継承につなげる必要があります。

(2) 主な取組方針

方針1 文化財を保護します

- 市内文化財の保存・整備を推進し、地域住民の歴史学習に寄与し、郷土に愛着と誇りをもたらします。
- 世界文化遺産の勝連城跡については、歴史的環境を保全します。また、城壁などの復元整備を進めるとともに、「あまわりパーク」等を活用しながら、学校教育での歴史学習のできる環境の整備を進めます。
- 市内各地に残る様々な埋蔵文化財の保護及び発掘調査等を継続的に進めます。また、個々の状況に応じた管理、活用、保存修理、防災など、所有者と協議しながら保存・活用の充実を図ります。
- 無形民俗文化財などの伝統芸能を保存・継承します。

方針2 文化財を活用していきます

- 歴史資料館等におけるイベントの開催や市広報誌、SNSによる情報発信、学校教育への支援など、市民が文化財に触れる機会を提供し、文化財に対する関心を高めます。
- 文化財パンフレットの作成、案内板の整備、ICTを活用した教育普及活動の推進により積極的な情報発信に努めます。
- 文化財案内ボランティアガイドなどについて、勝連城跡歴史文化施設や観光ターミナルと連携して、活動範囲の拡充を促進しながら、継続的な活動ができるように支援します。
- 歴史資料館については、施設利用者が快適に利用できるように維持管理を行うとともに、資料の収集・整理・保管や展示公開・教育普及の推進に取り組み、資料館活動の充実を努めます。
- 先史時代から現代に至るまでの歴史を「うるま市史」として綿密な調査や歴史資料等に基づき編さんし、市民に情報を提供するとともに、後世に引き継ぐ学問的遺産として事業を推進します。



(3) 成果指標

指標名	現状値 (令和2年度)	目標値 (令和8年度)
指定文化財件数(累計) <small>成果指標設定 文化財の保護・保全については、未だ指定に至っていない文化財も多いことから、新規指定を成果として捉えます。</small>	2(5)件	1(11)件
勝連城跡の入場者数 <small>成果指標設定 世界文化遺産である「勝連城跡」の歴史学習のできる環境が整備されていることから、市民の文化財に対する意識や関心を勝連城跡の入場者数により把握します。 ★右記現状値は令和元年度データ</small>	162,942人	190,000人
資料館における来館者数 <small>成果指標設定 学校にない地域学習の教材として実物に触れることで、学校教育との補完関係の形成が期待できるため指標として設定します。 ★右記現状値は令和元年度データ</small>	47,709人	50,000人

(4) 協働 ~ともに進めるために~

- 市民・個人**
 - 地域の歴史や文化に興味を持ち、学びを深めましょう。
- 自治会・地域**
 - 文化財は地域の資源・宝であるとの認識を持ち、日常的な管理を地域で行いましょう。
- 企業・NPO団体**
 - 文化財は地域の資源・宝として保存に協力しましょう。

(5) 関連する個別計画

計画名	計画期間	前期基本計画					後期基本計画						
		H28以前	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9以降
● うるま市教育大綱	令和4年度～令和8年度												
● 勝連城跡保存管理計画	平成28年度～												
● うるま市文化財保存活用地域計画	令和5年度～令和14年度												

第3編

第2章 基本目標別施策

基本目標 6

市民と行政が一体となった協働によるまちづくり

- 6-1 防犯対策・交通安全の推進
- 6-2 防災・減災・防疫対策の推進
- 6-3 消防・救急体制の充実
- 6-4 コミュニティの充実と市民協働のまちづくり
- 6-5 人権の尊重と男女共同参画の推進
- 6-6 持続可能な財政運営の推進
- 6-7 持続可能な行政運営の推進
- 6-8 行政のデジタル化の推進
- 6-9 公共資産マネジメントの推進

基本目標 6 市民と行政が一体となった協働によるまちづくり

第2次うるま市総合計画 後期基本計画

6-1 防犯対策・交通安全の推進

担当課 市民協働課

関連課 維持管理課／学校教育課／こども教育保育推進課

施策の目的
対象 ●市民
意図 ●防犯・交通安全意識を向上させる

施策の基本方針 犯罪、交通事故等に対する未然防止策を推進し、市民の生命、身体及び財産を守ること、誰もが安全・安心して暮らすことのできるまちを目指します。

SDGsの目標



(1) 現状と課題

春・夏・秋・年末年始の交通安全運動期間中における啓発活動の実施や、交通安全施設の整備を通して、交通事故未然防止のための取り組みを行っていますが、依然として飲酒絡みの事故や交通違反等は発生しており、市民の交通安全意識・交通マナーの向上が求められています。

防犯対策として、本市ではこれまで警察や地域、関係機関や民間団体と協働した「ちゅらさん運動」による防犯思想の普及啓発などを進めてきましたが、依然として犯罪は発生しており、行政や関係機関の取り組みはもとより、地域、市民が一体となった防犯対策を進めることが求められています。

通学路の交通安全対策については、「通学路安全プログラム」に基づき、これまで学校、教育委員会、道路管理者、警察、地域、その他の関係機関が連携し実施してきました。一方で、児童生徒の見守りを行う交通ボランティアの高齢化やその後継者不足など課題が生じています。

交通安全については、交通事故が依然として多く発生していることから、カーブミラー・ガードレール等の交通安全施設整備に努めていますが、設置まで時間を要することが課題になっています。

主な課題

- 行政・地域・住民等が一体となり、犯罪や交通事故を発生させないための活動の維持・活性化が必要です。
- 沖縄県警察が推進する「飲酒運転根絶及び交通事故抑止対策の推進」と連携し、飲酒運転を「しない」「させない」「許さない」飲酒運転撲滅に向けた社会環境づくりの更なる推進が求められます。



(2) 主な取組方針

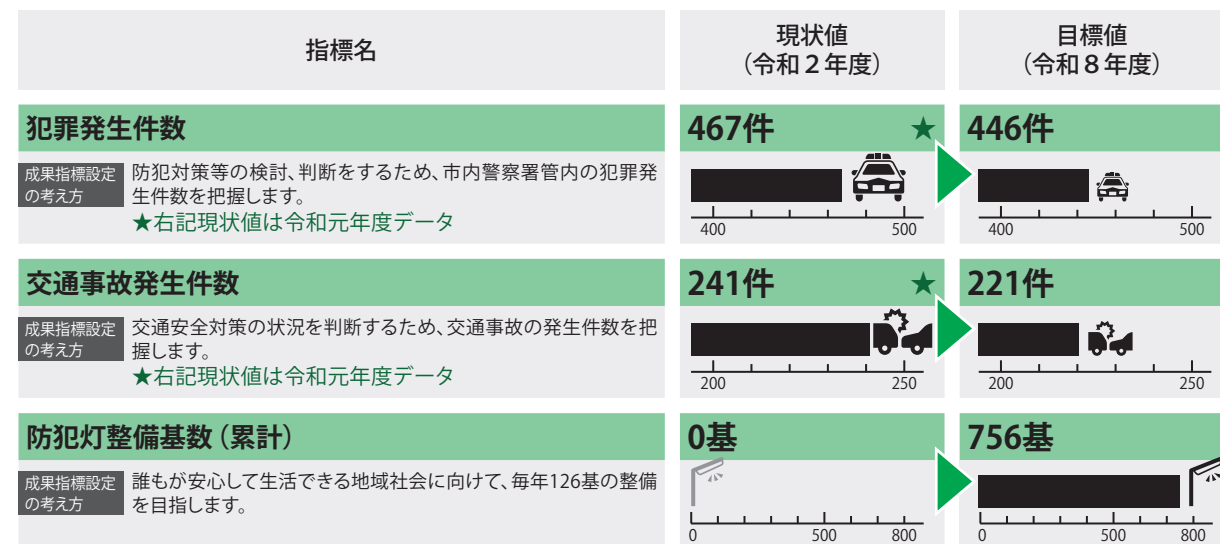
方針1 防犯活動を推進します

- 行政、市民、警察や関係機関、民間団体が一体となった「ちゅらさん運動」を推進し、犯罪被害に遭わないための環境づくりを共に進めます。また、地域における自主防犯活動を支援します。
- 防犯や、夜間の安全な生活環境の向上を図るため、一戸一灯運動の推進、LED¹⁰⁶型防犯灯の増設や、既設の防犯灯の更新については、自治会と連携のもと計画的に取り組んでいきます。
- 防犯カメラは、犯罪の抑止力や事件解決への貢献等の効果があるものの、設置については市民の理解とプライバシーに配慮する必要があることから、増設に関しては、その必要性を十分に検討します。

方針2 交通安全対策を充実させます

- 交通安全意識の高揚のため、春・夏・秋・年末年始の交通安全運動期間中の啓発活動や、交通安全関係団体や学校、教育委員会等と連携した交通安全啓発事業の取組みを推進します。
- ガードレールやカーブミラーなどの道路付属施設については、経年劣化や自然災害等による破損等が見られることから、地域の要望なども踏まえながら、修繕等を行い、道路交通の安全確保に向けた取組みを進めます。
- 小中学校周辺及び保育所等周辺道路における交通危険個所の把握や歩道の確保など登下校時の児童生徒及び未就学児の安全確保に向けた点検を、教育委員会や警察と連携して進めます。

(3) 成果指標



106 LED (Light-Emitting Diode)

電流を流すと光を発する半導体素子のことです。電気信号を光信号に変える機能があり、高輝度で電球に比べて発光量あたりの消費電力も少なく、寿命も長いため屋外の装飾用サインなどに利用されています。

(4) 協働 ～ともに進めるために～

市民・個人

- ・歩行者・運転者ともに交通ルールの遵守、交通安全マナーの向上に努めましょう。
- ・交通安全運動や防犯運動へ協力し、常に交通安全意識・防犯意識を持ちましょう。
- ・飲酒運転は絶対に「しない」「させない」「許さない」ことを徹底し、飲酒運転を根絶しましょう。
- ・児童生徒が安心して登下校できるよう、配慮した運転を心がけましょう。

自治会・地域

- ・防犯灯の適切な維持管理を行うとともに、地域の危険区域等の把握に努めましょう。
- ・子どもの見守りや声かけ活動を積極的に行いましょう。

企業・NPO団体

- ・交通安全運動や「ちゅらさん運動」に協力しましょう。
- ・飲酒運転は絶対に「しない」「させない」「許さない」ことを徹底し、飲酒運転を根絶する環境づくりに努めましょう。
- ・交通ルールを遵守し、交通安全に努めることを社員・職員等に徹底させましょう。



基本目標 6 市民と行政が一体となった協働によるまちづくり

施策

6-2

防災・減災・防疫対策の推進

担当課 危機管理課

関連課 維持管理課／下水道課／子育て世代包括支援センター／健康支援課／消防総務課

施策の目的

- 対象** ●市民 ●河川、排水路（雨水幹線）
- 意図** ●自然災害や感染症等に対する備えがなされ、危機発生時に受ける被害を最小限にする
●市街地の浸水対策として排水施設の効率的な整備・保全を行う

施策の基本方針

自然災害や感染症等の危機から市民の生命、身体及び財産を守るため、誰もが安心して生活のできる安全で強靱なまちづくりを進めます。

SDGsの目標



(1) 現状と課題

沖縄本島は台風の常襲地帯であり、台風による風水害や土砂災害が発生しやすい自然環境にあります。また、2014（平成26）年には、本市が、南海トラフ地震防災対策推進地域指定を受けたことなどから、地震や津波に対する備えと、加えて、新型コロナウイルス感染症や家畜伝染病等も含めた感染症への危機対応が求められます。

危機管理上配慮すべき施設として火力発電所、石油コンビナート、米陸軍貯蔵施設、原子力潜水艦等が寄港するホワイト・ビーチなどがあり、事故発生時には大規模な災害となることが懸念されます。そのため、本市の防災体制の確立を総合的かつ計画的に実施し、地域住民等の生命、身体及び財産を原子力災害等から保護することが求められます。

本市ではこれまで多種多様な災害や危機に備えるため、地域防災計画等の策定や防災情報伝達システム等の整備を行ってきました。今後は、庁内の危機管理体制が万全のものとなるよう、これらの計画やシステムを有機的に連動させていくことが必要です。

本市における有人離島である津堅島においては、地域防災体制や離島診療所医療者・医師の確保が厳しい状況となっていることや医師不在時の救急搬送などの対応が難しいため、安心して暮らせる環境構築に向け、医療体制の整備と搬送手段の確保・連携が求められます。

大規模災害時等の緊急事態に備え、事態対応が可能な施設の整備が求められます。



自主防災組織は、2021（令和3）年度末時点で61団体（島しょ地域の1団体は3自治会が加入）が組織されています。今後は、自主防災組織がより実効的な組織となるよう防災士等の養成、避難訓練及び防災教育などの取組みを進めていくことが必要です。

高齢者や障がい者などの災害時要配慮者や市内在住外国人、観光客など、多様な属性に応じた災害時の対応体制の構築が求められます。

局地的な集中豪雨などの影響により市街地や低地帯に位置する住宅地などを中心に浸水被害等が発生しているため、浸水を防除するための河川・排水路（雨水幹線）の整備や点検・管理の強化が必要となっています。

主な課題

- 防災情報伝達システム等の効果的かつ効率的な活用に向けた職員の人材育成が必要です。
- 自主防災組織の実効性を高めるため、防災士養成、防災・避難訓練などの取組みが必要です。
- 災害発生時に、要配慮者、避難行動要支援者、来訪者、観光客など多様な属性に対応する災害情報や避難施設及び事態対応が可能な施設を整備する必要があります。
- 浸水被害の発生を低減するため、河川・排水路のパトロールや改修、雨水幹線の計画的な整備が求められます。

(2) 主な取組方針

方針1 庁内の危機管理体制を充実させます

- これまで発生した大規模災害や危機事案等を検証し、円滑な組織体制を構築するため、地域防災計画及び国民保護計画を見直します。また、災害発生時にも市役所業務を円滑に継続するため、業務継続計画（BCP）の検証及び策定を行います。
- 集中豪雨などによる避難指示等の発令回数が増加していることから、災害警戒箇所の状況や河川の水位情報などを踏まえた避難指示等の発令のタイミングや、庁内の連絡体制などについて明確なマニュアルを整備します。
- 防災情報伝達システムの検証を行い、効果的かつ効率的に活用できるようマニュアル等の整備を行います。また、防災アプリを用いて市民や来訪者などへ災害情報等の提供を行うとともに、その登録の普及に取り組めます。
- 職員に対する防災研修及び訓練を実施し、防災に対する意識や知識を向上させます。
- 市域を越えた広域的連携が図れるよう中部市町村圏事務組合の圏域や県内他自治体との応援協定の締結を進めるとともに、民間企業との災害時応援協定の締結を進めます。
- 本市唯一の有人離島である津堅島の災害対策等においては、安心して暮らせる生活環境の構築のため、地域防災体制の確立と災害に強い基盤整備を推進します。
- 酪農家等との連携を強化し、鳥インフルエンザ、豚コレラなどの家畜伝染病等の感染拡大を抑制する防疫体制の整備を進めます。
- 保健所や医療機関と連携し、新型コロナウイルス感染症などの新興感染症の感染拡大防止に努めます。



方針2 地域の防災体制を確立します

- 自主防災組織における防災士の養成、防災訓練や教育、防災資機材の点検や更新の実施を促進するなど、組織力の実効性を高めるよう取り組みます。
- 社会福祉協議会等と連携し、災害ボランティアの受入体制を構築します。
- 大規模災害に備え、食料や飲料水などの生活必需品の備蓄を推進します。また、備蓄品目の検討や避難所の設営に際しては、感染症対策にも十分留意し、取り組みます。
- 児童生徒をはじめ市民等の防災意識を醸成するため、学校や地域と連携し防災教育や訓練の実施に取り組めます。
- 原子力潜水艦等の寄港地であることから、原子力災害に備えた訓練の実施、資機材の整備などの防災対策を推進します。

方針3 属性に応じた災害時の対応体制を構築します

- 災害時要援護者システムの再構築や避難行動要支援者名簿を活用した個別支援計画の作成を推進するなど、災害時に要配慮者への支援が行われる体制を構築します。また、災害警戒区域等に所在する要配慮者施設や学校に対しては、避難確保計画の策定に向けた指導・助言を行います。
- 大規模災害時や様々な緊急事態に対応可能な防災機能を備えた施設等の整備を進めます。
- 市内在住外国人や外国人観光客の避難所を指定し、多様な人種や宗教、言語、食、価値観等に対応できる体制を整備するとともに、防災関連情報の多言語化を進めます。
- 来訪者や観光客に対し、デジタルサイネージ¹⁰⁷の設置やパンフレットの配布等による情報提供を行うとともに、避難誘導や帰宅支援のあり方について、宿泊事業者や観光関連施設等と連携して、引き続き検討を進めます。



方針4 排水路等を整備・保全します

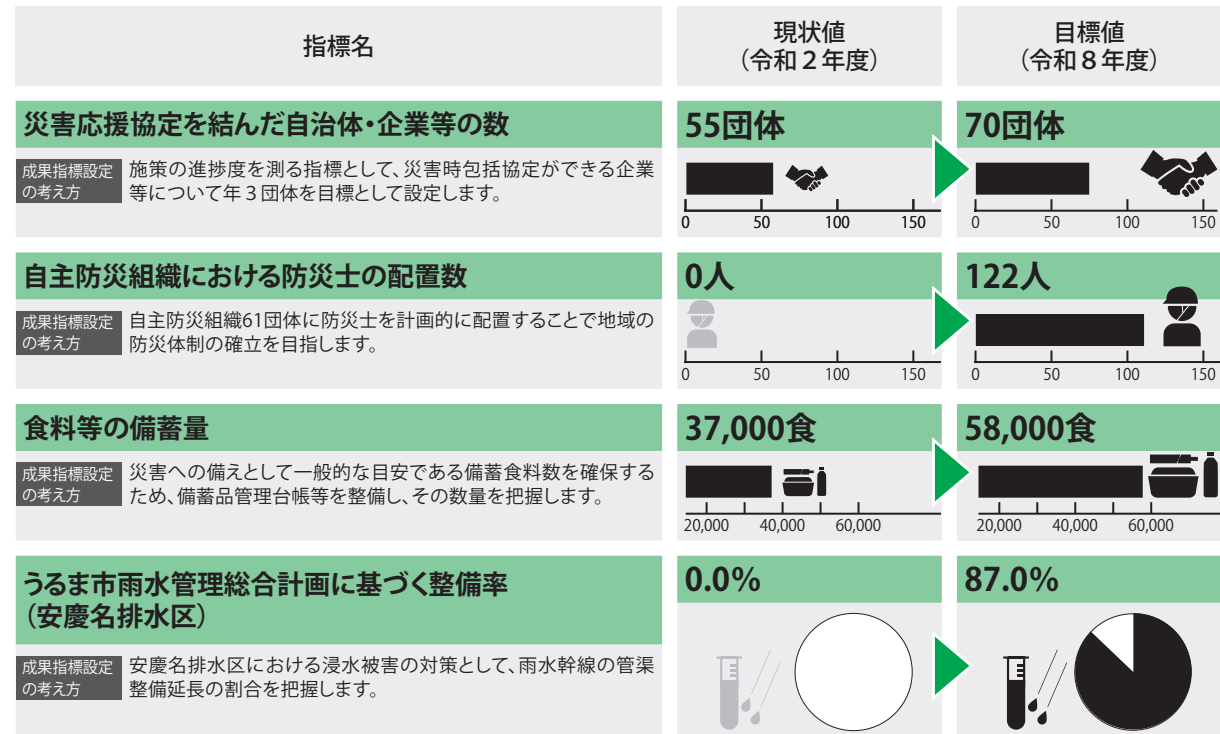
- 市内の排水路について、枯れ木や土砂の堆積等が氾濫の一因となっていることから、過去に氾濫した箇所の重点的なパトロールや、必要に応じた堆積等の除去作業や改修等を実施します。
- 浸水被害の対策として、「うるま市雨水管理総合計画」に基づき、雨水幹線の整備を計画的に進めます。
- 河川の氾濫による災害を防止していくため、二級河川（石川川、天願川、川崎川）の河川改修整備や浚渫工事等の促進について、県に働きかけます。また、準用河川や普通河川については、適切な維持管理に努めます。
- きれいな水環境の保全・回復を図るため、天願川デーをはじめとする環境美化作業等の市民活動を支援します。



107 デジタルサイネージ
(Digital Signage)

映像表示装置とデジタル技術を用いた広告媒体のことです。公共施設などに、液晶ディスプレイやプロジェクターを設置して広告や各種案内を表示するもので、表示内容をリアルタイムで更新したり、複数の広告を配信したりすることができます。

(3) 成果指標



(4) 協働 ~ともに進めるために~

- 市民・個人**
 - 防災バッグを準備するなど、災害への備え(住まいの地震対策、身のまわりの安全対策)を行いましょう。
 - 災害時の避難場所(集合場所)の確認などについて、家族で話し合いましょう。
 - 日頃から、地域の行事や防災訓練などに積極的に参加し地域に住んでいる人たちのことを知りましょう。
 - 天願川デーをはじめとする環境美化作業等に参加、協力しましょう。
- 自治会・地域**
 - 自主防災組織の運営に積極的に参加しましょう。
 - 災害時には地域で高齢者や障がい者などの災害時要配慮者の避難等を支援しましょう。
- 企業・NPO団体**
 - 災害時において民間事業所を避難場所としての提供と物資等の提供等に協力しましょう。
 - 防災意識の高揚を図りましょう。

(5) 関連する個別計画

計画名	計画期間	前期基本計画					後期基本計画						
		H28以前	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9以降
●うるま市国民保護計画	平成19年度~												
●うるま市地域防災計画	平成27年度~												
●うるま市国土強靱化地域計画	令和4年度~												
●うるま市雨水管理総合計画(安慶名排水区)	令和3年度~令和10年度												



施策

6-3

消防・救急体制の充実

担当課 消防総務課

関連課 予防課／警防課

施策の目的

対象 ●市民 ●事業者(所)等

意図 ●生命、身体及び財産を火災や災害から守る

施策の基本方針

消防、救急・救助体制の充実強化に努めるとともに、災害(火災・救急その他の災害)に対する備えを万全にし、市民の生命、身体及び財産を守ります。

SDGsの目標



(1) 現状と課題

本市には、市民の生命、身体及び財産を災害から守り、安全で安心できる市民生活の確保を図る消防・救急体制として、3つの消防署と1つの出張所及び1つの消防団(13分団と機能別消防団)があります。2019(平成31)年に国は、消防を取り巻く環境の変化や多様化する災害へ対応するため、「消防力の整備指針」を一部改正し、火災の予防や救急等に必要な施設及び人員の基準を強化したことから、これに基づいた施設や人員の整備が求められます。

救急・救助体制において、県立中部病院と連携した「派遣型救急ワークステーション¹⁰⁸」により、救急隊員の技術・知識の向上を図っていたところですが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、滞っている状況であるなど、救急隊員の人材育成に課題が生じています。

消防団は、地域における消防力・防災力の向上に大きな役割を果たしていますが、2020(令和2)年で条例定数に対する充足率が72.2%と人員の確保に課題があります。また、各自治会において結成が進んでいる自主防災組織との連携についても十分な状況とはいえません。

本市における火災発生件数については、2020(令和2)年中は39件となっています。また、設置が義務付けられている住宅用火災警報器の設置率は、2020(令和2)年度で70.8%となっています。こうした状況の中、更なる住宅防火対策の重要性を啓発するため、市民や事業者と一体となった火災予防意識の高揚に取り組むことが必要ですが、住宅防火の啓発を担う女性防火クラブなどでは活動やクラブ人員が減少しています。



主な課題

- 「派遣型救急ワークステーション」の運営方法等について、県立中部病院と調整を図ることが必要です。
- 企業などと連携し、消防団員の確保や機能別消防団員の掘り起こしを行うことが必要です。
- 消防団と自主防災組織の連携を図るための機会を創出することが必要です。
- 女性防火クラブなど、火災予防意識の高揚に行政とともに取り組む組織の再活性化が必要です。

(2) 主な取組方針

方針1 消防・救急体制を充実・強化します

- 迅速かつ的確な消防活動を行うため、高所放水(はしご車)車及び救助工作車等の消防・救急車両の計画的な更新を行うとともに、これらの車両や資機材を適切に維持管理します。
- 消防本部から県立中部病院に救急隊員を派遣し、医師等とともに救急活動等を実施する「派遣型救急ワークステーション」については、新型コロナウイルス感染症拡大の収束後に、円滑に運用を再開し、充実強化を図れるよう病院と連携を行います。
- 本市の防火対象物や人口が増加傾向にあることから、職員の研修体制の強化、将来に向けた適正な署所の配置及び人員の適正化について検討します。
- 緊急消防援助隊への派遣車両や資機材、人員の充実・強化を図り、県外での大規模な自然災害等に対応できるよう体制の強化に努めます。

方針2 消防団を充実・強化します

- 市ホームページ等での消防団活動のPRや、自治会等にその必要性を説明することなどにより、消防団活動の認識・理解の促進を図り、消防団員を確保します。
- 事業所に対しても消防団の必要性を説明し、消防団協力事業所を確立するなど、雇用されている消防団員が活動しやすい環境をつくります。
- 消防団員が災害活動に備えられるよう、個人装備や資器材等の貸与などを行い、訓練・災害活動時の充実・強化を図ります。
- 水上バイクの操作や外国語、手話などのスキルを有した機能別消防団員を企業などと連携して掘り起こし、災害時などに災害救助犬、重機のオペレーションを有効に活用します。
- 消防団は、地域防災の要として、住民の期待に応えるため、自主防災組織との連携を密にし、多様化する各種災害に対応できる体制の強化に努めます。



108 派遣型救急ワークステーション

医療機関に救急車と共に救急隊員を派遣し、救急隊員の知識や技術を向上させる教育の拠点であり、派遣された救急隊員は、医師や看護師から指導を受けながら、救急処置の実習や、救命処置の補助を行うものです。

方針3 市民の火災予防意識や救命意識の高揚を図ります

- 防災訓練や広報活動などにより、市民の防火意識の啓発に努め、市民や事業者等と一体となって防火・防災活動を推進します。特に活動やクラブ員数が減少している女性防火クラブについては加入を呼びかけるなど、再活性化を行います。
- 事業所における防火管理体制や危険物施設の保安について、査察や指導により適切な保安管理体制の強化を図るとともに、重大な法令違反が認められる防火対象物はホームページで公表します。
- 住宅火災の早期発見や逃げ遅れの防止及び被害の軽減のため、消防団や女性防火クラブなどと連携し、住宅用火災警報器の設置を促進するとともに、適切な維持管理についても呼びかけを行います。
- AED(自動体外式除細動器)¹⁰⁹の取り扱いも含めた救命講習会については、感染症対策に留意しながら進め、市民の救命意識を高揚させるとともに、応急手当の普及を行います。

(3) 成果指標

指標名	現状値 (令和2年度)	目標値 (令和8年度)
消防・救急体制が整っていると思う市民の割合 <small>成果指標設定の考え方</small> 派遣型救急ワークステーションの連携を強化するとともに、消防署所等、消防施設の配置及び人員の充実・強化について研究を重ね、消防車・救急車の現場到着時間の短縮に努めることで施策の進捗を図ります。(市民アンケート)	90.8%	95.0%
応急手当、普通・上級救命講習受講者数 <small>成果指標設定の考え方</small> 応急手当講習(普通、上級救命講習含む)を受講することにより、救命率の向上だけでなく、防災ボランティアの増加による災害時の支援にもつながるため、指標として把握します。	82人	2,500人
住宅用火災警報器の設置率 <small>成果指標設定の考え方</small> 市民の火災予防意識の高揚を図るため、火災警報器の設置率を把握します。	70.8%	80.0%



(4) 協働 ~ともに進めるために~



市民・個人

- ・ 応急手当講習会に積極的に参加しましょう。
- ・ 家庭で防火対策等への意識を高め、火災予防に努めましょう。
- ・ 住宅用火災警報器を設置しましょう。
- ・ 地域防災活動に協力しましょう。



自治会・地域

- ・ 地域で防火対策等への意識を高め、火災予防に努めましょう。
- ・ 地域防災活動に協力しましょう。



企業・NPO団体

- ・ 消防団員を雇用している事業所は、当該団員の活動に協力しましょう。

(5) 関連する個別計画

計画名	計画期間	前期基本計画					後期基本計画					
		H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9以降
● うるま市消防計画	令和4年度～令和5年度											



¹⁰⁹ AED (Automated External Defibrillator、自動体外式除細動器)

心室細動を起こした人に取り付け、電気ショックを与えて心臓の動きを取り戻すための救命機器のことです。2004(平成16)年から一般人の使用も認められ、機械の音声指示に従って操作するもので、空港や駅、スポーツ施設などに設置が広がっています。

施策

6-4

コミュニティの充実と市民協働のまちづくり

担当課 市民協働課

関連課 秘書広報課／学校教育課

施策の目的

対象 ●市民

- 意図
- 市政に関心を持ってもらい、参加し、まちづくりに協働してもらう
 - 自治会活動に参加し、地域活性化の一役を担ってもらう
 - 必要な情報をいつでも入手できる
 - 市の情報発信に満足する

施策の基本方針

魅力あるまちづくりに市民が参画できる機会を増やすとともに、異なる文化や風習を超えた国内外や地域内での交流・相互理解が促進された、市民とのパートナーシップによる協働のまちづくりを目指します。

SDGsの目標



(1) 現状と課題

人口減少と少子高齢化が進む中、誰もが安心して暮らせる地域社会づくりを進めていくためには、市民がお互いに支え合い、行政とともに協働してジリツ（自立・自律）できる地域コミュニティを形成することが求められています。

本市には現在63の自治会があり、それぞれの地域の特性を生かしながら、特色のあるコミュニティ活動が展開されています。一方で、地域のつながりの希薄化により、自治会加入率の低下等の懸念があります。また、自治会活動や地域住民のコミュニティの拠点である市所有の一部の公民館施設では築30年以上経過しており、安全かつ快適なコミュニティ活動の推進に向けての施設整備の更新が課題となっています。

市民協働のまちづくりを進めるためには、市民が必要とする情報を分かりやすく発信することや共有を図ることが必要であり、本市が実施する事業に関心をもってもらえるような広報活動が求められます。

行政に対する市民からの意見を聴取するためには、市ホームページの「市政に対するご意見・ご要望」メールや市内各施設に設置している「ご意見箱」の活用を周知して、行政に関する様々な意見・要望等を把握する必要があります。



経済活動や文化活動など、様々な分野において、国内外にわたる多様な交流が進んでいます。本市では、2012（平成24）年度に盛岡市との友好都市提携を行い、ふれあい交流事業を行っています。友好都市との交流を継続・発展させるため、今後は学校間の交流や各団体・市民等が主体となった交流が図られるような仕組みづくりが必要です。

本市では、海外へ移住した市出身者の子弟を受け入れる海外移住者子弟研修生受入事業を行っています。交流活動の充実化を図るため、研修履修者が主体となる交流の仕組みづくりや受け入れ体制の強化が課題となっています。

日常生活の困りごとや消費に関するトラブルなど市民が抱える様々な問題に対し、法律や消費生活相談員等による専門的な相談体制の充実が求められています。インターネットやスマートフォンの普及により若年者の消費トラブルも増えてきており、幅広い世代に対し、消費者被害に遭わないための取組みが必要となってきています。

主な課題

- 自治会への加入促進を含め、自治会活動や地域住民のコミュニティ拠点となる公民館施設の整備にかかる財源を確保することが必要です。
- 様々な分野における交流が様々な感染症により途絶えないよう、遠隔での交流を見据えた新しい交流の形を模索することが必要です。
- 文化を越えた交流や相互理解の促進による多文化共生社会の形成が必要です。
- 学校や福祉関係機関などと連携した取組みによる消費者意識の高揚が必要です。
- 広報紙や市ホームページ、SNS（LINE、Facebook）等を活用し、市民が必要とする情報をタイムリーに分かりやすく提供することが必要です。



(2) 主な取組方針

方針1 まちづくり活動・自治活動を推進します

- 公募型補助金制度を活用し、地域における主体的なまちづくり活動を支援するとともに、地域コミュニティと行政が協働で行うまちづくりを推進します。
- 地域おこしやまちづくりを行っていく団体の育成や人づくりを促進するため、コミュニティ関連情報や助成制度の情報提供を行います。特に自治会については加入率の低下等が懸念されることから、先進的な取組を行う市外の自治会関係者による講演会を実施するなどして、再活性化に向け自治会と協力して取り組みます。
- 地域住民が主体的に地域活動に参加できるよう、公民館など、地域活動の拠点となるコミュニティ施設・設備の充実に努めます。
- 自治会活動や公民館などの拠点施設整備に関し、今後助成内容の見直しを検討するとともに、地域住民の自治会への加入の一層の促進や、「ふるさとふるま自治会活動応援事業」により各自治会が市外から寄附金を集めるなどして財源を確保する取組を推進します。

方針2 広報・広聴を充実させます

- 市民と行政の交流促進に向け、市ホームページや広報紙・SNS等を活用し、市政やまちづくりに関する情報などを分かりやすく発信し、自治会等の活動や子育て・観光・福祉に関する情報などのコンテンツを充実させます。
- 市民が必要な情報を必要な時に取得できるようAIチャットボット（自動会話プログラム）¹¹⁰を活用し、来庁時間短縮や市民の利便性向上に努めます。
- 現在の広聴ツールである市ホームページの「市政に対するご意見・ご要望」メール・ご意見箱・パブリックコメント制度等を周知し、市民が行政への意見を提言しやすい環境づくりに取り組みます。

方針3 国内外の交流を推進します

- 経済、教育、スポーツ、文化等各分野の交流事業については、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により滞っていることから、SNS等を活用した遠隔での交流を維持しながら、今後の人材交流ネットワークの充実に向けた取組を進めます。
- 体験、滞在型交流事業についても、同様に新型コロナウイルス感染症拡大の影響により滞っていることから、SNS等を活用した遠隔での交流を維持しながら、異文化を体験、理解することにより国際社会で活躍できる広い視野を持った人づくりを進めます。
- 市民と在住外国人などの交流を図る機会の創出や、異文化に対する市民・外国人の相互理解を啓発することなどにより、多文化共生社会の醸成に努めます。



110 AIチャットボット（自動会話プログラム）

顧客との会話をAIロボットが代行してくれるツールです。会話データをあらかじめAIチャットボットに学習させることで、顧客とのスムーズな対話を実現します。AIチャットボットの仕組みは、まずAIチャットボットのプログラムが文章を単語レベルで解析し、最適な回答を自動的に構成します。そして、プログラムが構築した返答内容により会話らしい表現に修正が加えられ、顧客との円滑なコミュニケーションが行われるという仕組みです。

方針4 市民相談を充実させます

- 消費生活センターでは、関係機関との情報交換や専門相談員の資質向上を行いながら、消費生活相談を実施します。また、法律相談などの市民相談サービスを引き続き実施します。
- 多様化・複雑化する消費トラブルの未然防止を図るため、消費生活出前講座の開催やホームページ等での情報提供を行い消費者意識の高揚に努めます。とりわけ、民法改正により、成年年齢が18歳に引き下げられることから、若年者が契約等においてトラブルに巻き込まれないよう、学校等と連携した取組を実施します。

(3) 成果指標

指標名	現状値 (令和2年度)	目標値 (令和8年度)
自治会加入率 <small>成果指標設定の考え方</small> 自治会組織は地域づくりの核となることから、加入率が高いほど地域の活性化に反映すると考えられるため、各自治会加入率を把握します。	45.7%	45.0%
自治会活動により地域が活性化していると思う市民の割合 <small>成果指標設定の考え方</small> 施策の目的（意図）の達成度を測る指標として設定します。（市民アンケート）	62.6%	62.0%
市政情報を容易に入手できていると感じる市民の割合 <small>成果指標設定の考え方</small> 施策の目的（意図）の達成度を測る指標として設定します。（市民アンケート）	69.1%	71.5%
消費者講座開催数 <small>成果指標設定の考え方</small> 消費者被害未然防止のため実施する出前講座等が、消費者の意識高揚につながる場となるため、消費者講座開催数を把握します。	6回	12回



(4) 協働 ～ともに進めるために～

市民・個人

- ・「共助」の精神のもと、住民同士がつながり助け合い、地域活動にも関心を持ち、積極的に参加しましょう。
- ・消費者として、消費者問題に関心を持ち行動しましょう。
- ・国内外の自然・文化に関心を持ち、地域間交流活動などに積極的に参加しましょう。
- ・本市の魅力を再認識するとともに、市内外へ「うるま市の魅力」をPRしましょう。
- ・市政に関心を持ち、まちづくりに関する取組みに積極的に参加しましょう。

自治会・地域

- ・地域課題の把握に努め、その解決に向けて取り組みましょう。
- ・地域を見守る体制づくりに取り組みましょう。
- ・住民に対して地域に関する取組みや活動状況等を積極的に情報提供しましょう。

企業・NPO団体

- ・地域の活動に積極的に参加しましょう。
- ・住民に対して地域に関する取組みや活動状況等を積極的に情報提供しましょう。



施策

6-5 人権の尊重と男女共同参画の推進

担当課 共生推進室

関連課 市民協働課／福祉政策課／こども家庭課／学校教育課／介護長寿課／障がい福祉課／こども教育保育推進課

施策の目的

- 対象** ●市民
- 意図** ●お互いの人権を尊重する
●人権について理解を深める
●個性や能力を認め合い、性別にかかわらずあらゆる分野で能力を発揮できる

施策の基本方針

市民一人ひとりが、互いの人権を尊重し、年齢、性別、国籍の違い、障がいの有無等にかかわらず多様性を認め合う社会を目指します。

SDGsの目標



(1) 現状と課題

近年の社会は、いじめや虐待、インターネットによる人権侵害、高齢者・障がい者・外国人・LGBTQ¹¹¹等への差別、ハラスメント問題など、様々な人権問題が存在しています。

2015(平成27)年に国連で採択された「持続可能な開発目標(SDGs)」は「誰一人取り残さない社会の実現」を目指しており、地域における人権問題の解消に取り組むことは、このような社会の実現を目指す上で重要となってきています。

本市ではこれまで、学校における人権教育や人権擁護委員と連携し、人権啓発活動に取り組んできました。地域に住む人々や人権問題の多様性が高まる中、より一層、多様な観点を包含した人権・啓発活動が必要とされます。



111 LGBTQ

セクシュアルマイノリティ(性的少数者)を表す言葉で、性的指向や性自認を意味する英語の頭文字をとって作られました。Lesbian(レズビアン)は同性を恋愛の対象とする女性、Gay(ゲイ)は同性を恋愛の対象とする男性、Bisexual(バイセクシュアル)は同性も異性も恋愛対象となりうる人、Transgender(トランスジェンダー)は体の性と心の性が異なる人、Questioning(クエスチョニング)又はQueer(クイア)は性的指向や性自認が定まっていない人を意味します。

近年社会問題になっている虐待（配偶者（ドメスティック・バイオレンス（DV）¹¹²）、児童、高齢者、障がい者等）、いじめやハラスメント等の個人の尊厳に関わる問題については、被害者支援に向けた相談体制の整備や相談窓口の周知を図っていますが、相談につながりづらいケースも散見されます。

男女共同参画の観点では、市として、市民の意識醸成や女性のエンパワーメント¹¹³に取り組んできました。しかし、2020（令和2）年度の市民意識調査によると、「性別にかかわらず各場面において平等だと感じる」人が5割弱に留まるなど、男女共同参画が十分に進んでいるとはいえない状況です。

沖縄県が2021（令和3）年に「沖縄県 性の多様性尊重宣言（ちゅら島にじいる宣言）」を行うなど、県全体として、LGBTQ等の性の多様性に対する理解促進の機運が高まっており、市としての取り組みを検討する必要があります。

主な課題

- 虐待、いじめ、ハラスメント等の被害者の早期発見と救済に向けた各種関係機関の連携強化が必要とされています。
- 市民が男女平等な地域社会であると認識できるよう、更なる市民の意識醸成や女性のエンパワーメントに取り組む必要があります。



112 ドメスティック・バイオレンス（DV、Domestic Violence）

配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあった者から振られる暴力のことです。

113 エンパワーメント

力（パワー）をつけることで、自分自身の力で問題や課題を解決していくことができる技術や知識を得ることによって、生活や人生を決定する権利と能力を持ち、さまざまな意思決定に参画する力をつけていくことを意味します。



(2) 主な取組方針

方針1 人権啓発及び人権教育を推進します

- 市民が、自らの問題として人権問題に関心を持ち、より多くの市民が人権問題への理解を深めることができるよう、法務局や人権擁護委員と連携し人権意識の高揚に取り組みます。
- 各学校で「人権の日」、「人権教育月間」を設定し、人権感覚を身に付ける取り組みを行います。

方針2 人権侵害行為の防止と支援体制の強化を図ります

- DV、虐待、いじめやハラスメント（嫌がらせ）等の人権を侵害する、あらゆる行為の根絶に向けた正しい理解を、広く浸透させるための広報・啓発活動に取り組みます。
- 児童虐待に関しては、早期発見や未然防止について、行政はもとより、児童相談所、警察等の関係機関や、地域と連携して、一層の強化に努めます。
- 高齢者、障がい者等への権利擁護、虐待防止及び虐待発生後の早期対応について、関係機関と連携して一層の強化に努めます。
- 人権擁護委員による特設相談所開設を支援し、市民が相談しやすい環境づくりに努めます。
- 成年後見制度の利用促進や相談体制の推進を図ります。

方針3 男女共同参画を推進します

- 性別に基づく固定的な役割分担意識や性差に関する偏見を解消し、男女共同参画に関する認識や理解が定着するよう、積極的な周知・啓発活動に取り組みます。
- あらゆる分野において男女双方の意見が反映される、女性の活躍推進に向けた意識の醸成や社会的な気運を高めるとともに、すべての女性が個性と能力を発揮できるよう、関係機関と連携して取り組みます。
- 女性に対するあらゆる暴力の根絶のため、DV防止に向けた取り組みや相談体制の充実を図り、また、災害時における女性の重要な役割を認識し、女性リーダーの育成や男女共同参画の視点に立った災害対応にかかる知識の普及に努めます。



施策

6-6

持続可能な財政運営の推進

担当課 財務政策課

関連課 行政推進課／市民税課／資産税課／納税課／介護長寿課／国民健康保険課／水道総務課／下水道課

施策の目的

対象 ● 市政全般に関する財政運営

意図 ● 良好な財政状況を維持し、健全な財政運営を行う

施策の基本方針

経営的視点に基づく健全な財政運営を目指します。

SDGsの目標



(1) 現状と課題

市民ニーズが高度化・多様化し、財政需要が高まる中、少子高齢化による社会保障関係費が増大する一方、2020（令和2）年から始まった新型コロナウイルス感染症拡大の影響による税収の減少などが懸念されます。

一般会計における財政の健全性を示す実質公債費比率や将来負担比率等の指標は、2020（令和2）年度決算時点においては健全な範囲内にあるものの、合併に伴う普通交付税の特例措置の終了や高齢化などの影響に伴う社会保障関係費の増大などにより、経常収支比率が高まるなど、財政の硬直化が進行している状況です。

一般会計の財政上の課題解決と持続可能な財政運営を図るために2020（令和2）年度に策定した「うるま市中長期財政計画」や「うるま市行政改革大綱」に基づき、歳入・歳出両面にわたっての対応、取組みを確実に実施していくことが求められています。

介護保険の給付費が年々増え続けており、団塊の世代が後期高齢者へ移行することで高齢化が一段と進む2025（令和7）年以降においては、介護サービス等を必要とする高齢者の更なる増加が見込まれています。それに伴う給付費の増大により、市負担分（法定割合12.5%）の繰入金及び保険料の上昇が見込まれます。今後、保険料の収納率向上の取組強化が課題となっています。

高齢化の進展に伴い、医療費の更なる増加が見込まれています。国民健康保険、後期高齢者医療は、生活習慣病発症及び重症化の予防・介護予防により、市民の健康寿命の延伸を図るとともに保険料（税）の収納率向上に努めるなど、健全な財政運営が求められています。



上下水道事業の公営企業会計は、将来にわたって安定的に事業を継続していくための中長期的な経営の基本計画として2018（平成30）年度に経営戦略を策定しています。また、老朽化施設の計画的な更新や強靱な施設を構築する必要があります。

主な課題

- 「うるま市中長期財政計画」や「うるま市行政改革大綱」の実効性・実行性を高めるため、関係各課と連携し、その周知・徹底を図るとともに、着実に実施することが必要です。

(2) 主な取組方針

方針1 健全な財政運営を推進します

- 行政マネジメントの視点に立った予算編成を実施し、効果的かつ効率的な財政運営を図ります。
- 課税対象となる所得や資産等の調査・把握による適正課税を行うとともに、納期限が到来した方に対しては、納税等お知らせセンターを活用した納付を促進し、督促状を発送しても納付のない方に対しては、滞納処分（差押・搜索・公売・執行停止等）を実施することで、徴収率を向上させ、市税収入を安定的に確保します。
- 国民健康保険、後期高齢者医療、介護保険の特別会計においては、保険料（税）の口座振替勧奨等による納期内納付の推進に取り組むとともに、長期滞納者に対しては滞納処分（差押等）を実施することで、収納率を向上させ、負担の公平化を図るなど、健全な財政運営を行います。
- 水道事業及び公共下水道事業は、資産管理（アセットマネジメント¹¹⁵・ストックマネジメント）に基づき計画的な施設更新と適切な維持管理を図り、将来にわたって安定的に事業を継続していくため、新水道ビジョン及び経営戦略に基づき、効率的な事業経営と適正な料金・使用料水準の検討、確保に取り組めます。

方針2 自主財源の確保と歳出抑制を推進します

- 自主財源の安定的な確保を図るため、低利用公有財産の賃貸借・売却や、受益者負担の適正化（行政財産使用料の適正化）、ふるさと納税やネーミングライツ¹¹⁶等の活用を推進し、税外収入等の確保に努めます。
- 歳出の抑制を図るため、再任用職員の適正配置により会計年度任用職員数の削減に努めるとともに、事務事業の見直しや公共施設等マネジメントの推進等により経常的経費（施設の維持管理費等）の抑制に取り組めます。



115 アセットマネジメント
(Asset Management)

資産（アセット）を効率よく運用（マネジメント）するという意味で、水道施設の資産を中長期的な視点に立ち、水道施設のライフサイクル全体にわたって効果的かつ効率的に施設を管理運営する体系化された実践活動のことです。

116 ネーミングライツ
(Naming Rights)

スタジアムやアリーナ等のスポーツ施設に、スポンサー企業の社名やブランド名を名称として付与する権利で、「命名権」とも呼ばれます。

(3) 成果指標

指標名	現状値 (令和2年度)	目標値 (令和8年度)
歳入・歳出対策の効果額(累計) <small>成果指標設定の考え方</small> 行財政改革を行うことは自治体経営の重要な視点であるため、その効果額を把握します。 <small>※令和2年度現状値については、前期基本計画の効果額算出基準に基づく金額</small>	210百万円	1,700百万円
経常収支比率 <small>成果指標設定の考え方</small> 当該年度の決算分析を行い、経常収支比率から財政運営の弾力性を把握します。	93.8%	減少
市税徴収率 <small>成果指標設定の考え方</small> 自治体経営の視点に基づく安定的な財源確保について、徴収率により把握します。	97.2%	98.0%
経費回収率(下水道事業) <small>成果指標設定の考え方</small> 下水道使用料で回収すべき経費を、どの程度使用料で賄えているかを把握します。 <small>(算式: 下水道使用料 ÷ 汚水処理費 × 100)</small>	57.5%	78.1%

(4) 協働 ~ともに進めるために~

- 市民・個人**
 - 住民や地域で担えることは住民や地域自ら行うなど、積極的にまちづくりに参加するとともに、本市の財政状況にも関心を持ち、持続可能な財政運営が図れるよう協力しましょう。
 - 市税及び上下水道料金等の期限内納付に努めましょう。
 - 健康づくりに対する意識を高め、望ましい生活習慣づくりに努めることで医療費負担の軽減を図りましょう。
- 自治会・地域**
 - 住民や地域で担えることは住民や地域自ら行うなど、積極的にまちづくりに参加するとともに、本市の財政状況にも関心を持ち、持続可能な財政運営が図れるよう協力しましょう。
 - 地域に密着した活動を通じて市民の健康づくりに協力しましょう。
- 企業・NPO団体**
 - 本市からの補助金などの支援を受けている団体については、自立可能な運営を目指し、自主財源の確保に取り組みましょう。
 - 定期的な健康診断の実施等、従業員の健康づくりに協力しましょう。



(5) 関連する個別計画

計画名	計画期間	前期基本計画					後期基本計画						
		H28以前	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9以降
● 第4次うるま市行政改革大綱	令和元年度～令和5年度												
● うるま市中期財政計画	令和3年度～令和8年度												
● うるま市高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画	令和3年度～令和5年度												
● うるま市新水道ビジョン	令和元年度～令和10年度												
● うるま市水道事業経営戦略	令和元年度～令和10年度												
● うるま市公共下水道事業経営戦略	令和元年度～令和10年度												



施策

6-7

持続可能な行政運営の推進

担当課 企画政策課

関連課 行政推進課/職員課

施策の目的	対象 ●市民 ●職員 ●市の施策、事業
	意図 ●効率的で質の高いサービスを受ける ●職員が働きやすい職場環境を構築し、市民に信頼される職員の育成を図る ●目的、目標が達成される
施策の基本方針	経営資源を最大限活用した行政経営に取り組むとともに、職員の資質向上を図り、将来にわたり安定した市民サービスを提供します。

SDGsの目標



(1) 現状と課題

地方分権の進展と地域主権への移行に伴い、地方自治体では自らの判断と責任のもと、地域の特性を生かした個性豊かなまちづくりが求められています。

本市では、2012（平成24）年度から「行政経営マネジメント導入事業」を実施し、施策評価等に取り組み、限られた人員や財源を有効に活用した行政運営を行ってきました。また、「うるま市定員適正化計画」や「うるま市行政改革大綱」に基づき、職員数の削減による人件費の抑制や組織機構の見直しなどに取り組んできました。

住民の行政ニーズの高度化・多様化に対応していくため、行政経営マネジメントの高度化や更なる行政改革の推進により、質の高い行政サービスをより効率的に提供できる組織体制を築いていくことが求められます。

社会情勢の変化に伴い増加している行政需要に対応し、市民から信頼される職員を育成するため、各種研修や人事評価制度等により、職員の資質向上を図る必要があります。



主な課題

- 行政経営マネジメントの更なる高度化により、財源や人材などの経営資源の配分の最適化を図ることが必要です。

(2) 主な取組方針

方針1 行政経営マネジメントを推進します

- 行政評価に基づいた事務事業の再編・整理・廃止・統合や、行政事務の効率化などに取り組み、効果的な行政運営を進めます。
- 行政経営マネジメントの結果を市民に公表するとともに、多様な専門性を持つ市民で構成される評価委員会で外部評価を行うなど、市民協働により総合計画を推進します。
- 社会情勢の変化に伴う新たな行政需要に対応するため、施策の展開や本市の財政状況などを総合的に勘案し、効率的な組織機構の構築及び適正な職員定数管理に取り組みます。

方針2 職員の資質向上を図ります

- 「うるま市人材育成基本方針」に基づき、国・県などとの人事交流や市町村アカデミーなどが主催する研修への職員派遣を継続します。
- 階層別研修や職員寺子屋では、内部講師の登壇を促し、経験・知識・スキルを継承することにより、職員相互の成長意欲の向上を図ります。
- 2020（令和2）年度に全職員への導入を行った人事評価制度について、処遇面（昇給・勤勉手当等）への活用を検討します。
- 「うるま市人材育成基本方針」で掲げる“地域を愛する職員”を目指し、職員の地域活動への参加を促進します。



(3) 成果指標

指標名	現状値 (令和2年度)	目標値 (令和8年度)
各施策の成果指標達成率 <small>成果指標設定</small> 総合計画の目標達成に向けて、PDCAによるマネジメントサイクルを確立し、効果的かつ効率的な行政運営を行うため、施策の進捗を測る指標として設定します。	49.0%	70.0%
職員が市民ニーズに誠意をもって対応していると回答した市民の割合 <small>成果指標設定</small> 職員の資質向上を図り、市民の満足度の高いサービスの提供を目指すため、当該設問を指標として設定します。(市民アンケート)	69.8%	85.0%
職員が今の職場環境に満足している割合 <small>成果指標設定</small> 職員の働きやすい職場環境を構築し、職員個々の能力及びモチベーション向上を目指すため、職員の職場環境満足度を指標として設定します。	80.0%	86.0%

(4) 協働 ～ともに進めるために～

- 市民・個人**
 - 行政運営に関心を持ち、適切な行政運営に協力しましょう。
 - 職員は、積極的に地域活動に参加します。
- 自治会・地域**
 - 地域で担えることは地域で行うなど、自ら積極的にまちづくりに参加しましょう。
- 企業・NPO団体**
 - 地域が抱えている様々な課題に対して、市と民間企業等が双方の強みを生かして課題解決に向け連携しましょう。

(5) 関連する個別計画

計画名	計画期間	前期基本計画					後期基本計画						
		H28以前	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9以降
● 第4次うるま市行政改革大綱	令和元年度～令和5年度												
● 第2次うるま市定員適正化計画	平成30年度～令和4年度												
● うるま市人材育成基本方針	—												

施策 6-8 行政のデジタル化の推進

担当課 | DX推進課

関連課 | 市民課

施策の目的

- 対象** ●市民 ●市の事務事業
- 意図** ●スピーディーな行政サービスが受けられる
- デジタル化され行政事務が効率化される

施策の基本方針 | 市民がスピーディーな行政サービスを受けられるよう、また、行政事務がより効果的かつ効率的に処理できるよう、行政のデジタル化を推進します。

SDGsの目標



(1) 現状と課題

新型コロナウイルス感染症拡大の中、行政による感染者数等の把握や特別定額給付金の給付における混乱が生じたこと、行政サービスの非接触・非対面への移行が求められていることなどから、情報システムの標準化・共通化やマイナンバーカードの普及促進、行政手続のオンライン化など、行政のデジタル化に対する社会的要請が強まっています。

また、少子高齢化の進展により、人的資源や財源など地方自治体の経営資源が制約される中、先端技術（AIやRPAなど）を積極的に活用し、自動化・省力化を図ることで、効率的に行政事務を処理する体制を構築することが求められています。

2020（令和2）年12月に、国から「自治体DX推進計画」が発出され、地方自治体は、重点取組事項として、①「自治体の情報システムの標準化・共通化」、②「マイナンバーカードの普及促進」、③「行政手続のオンライン化」、④「AI・RPAの利用推進」、⑤「テレワークの推進」、⑥「セキュリティ対策の徹底」に取り組むことが求められました。

また、2021（令和3）年7月には、地方自治体が着実に取組みを進めていけるよう、「自治体DX推進手順書」が国から公表されており、本市においても、この手順書に則り、本市の特性や課題等を踏まえながら、行政のデジタル化を推進していく必要があります。



主な課題

■本市の特性や課題等を踏まえながら、行政のデジタル化を推進していく必要があります。

(2) 主な取組方針

方針1 行政のデジタル化を推進します

- 住民記録、地方税、福祉など主要な20業務を処理する情報システムについて標準化・共通化を進めます。
- デジタル社会の基盤となるマイナンバーカードについて、普及促進を行います。
- 子育てや福祉分野、防災の手續等について、マイナンバーカードやマイナポータル¹¹⁷を活用してオンライン化を進めることで、市民の利便性を向上します。
- 定型的な業務等について業務プロセスの見直しや情報システムの標準化・共通化を進めた上で、AIやRPAの導入による業務の効率化を進めます。
- 本市が取り扱う情報資産のセキュリティ確保のため、職員の情報セキュリティへの意識向上を図るとともに、個人情報の保護、情報漏洩の防止等の対策を推進します。

(3) 成果指標

指標名	現状値 (令和2年度)	目標値 (令和8年度)
標準化・共通化が完了した情報システム数 <small>成果指標設定の考え方</small> 自治体DX推進計画で重点取組事項として掲げられた、主要な20業務について標準化・共通化が完了した情報システム数を把握します。	0	20
オンライン化した行政手續数 <small>成果指標設定の考え方</small> 自治体DX推進計画で重点取組事項として掲げられた、子育てや福祉分野、防災の手續等のオンライン化した件数を把握します。	6件	27件



117 マイナポータル

政府が運営するオンラインサービスで、子育てや介護をはじめとする、行政手續の検索やオンライン申請がワンストップでできたり、行政機関からのお知らせを受け取れたりする、自分専用のサイトです。

(4) 協働 ~ともに進めるために~



市民・個人

- ・ 住民票等のコンビニ交付を利用しましょう。



企業・NPO団体

- ・ マイナンバーカードの出張申請を活用しましょう。

(5) 関連する個別計画

計画名	計画期間	前期基本計画					後期基本計画						
		H28以前	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9以降
●うるま市DX推進方針	—												



基本目標 6 市民と行政が一体となった協働によるまちづくり

第2次うるま市総合計画 後期基本計画

6-9 公共資産マネジメントの推進

担当課	プロジェクト推進1課
関連課	管財課／企画政策課／財務政策課／施設所管各課

施策の目的	対象	●公共資産（公共建築物、インフラ資産、土地）
	意図	●次世代に負担を残さず、公共施設が利用できる ●更新等費用を縮減しつつ、公共資産を適切な状態とする ●未利用の土地（市有地）を有効活用する

施策の基本方針 次世代に負担を残さず、将来にわたって持続可能なまちづくりを行うため、本市が所有する公共資産を適切にマネジメントします。

SDGsの目標



(1) 現状と課題

全国的な課題として、高度経済成長期に建設された公共施設やインフラ等の多くが更新を迎える時期となっており、その費用が、今後各地方自治体の財政負担として影響が大きくなっていくものと考えられており、合併以前の類似施設が存在する本市も同様です。

本市においては、2017（平成29）年に「公共施設等総合管理計画」を策定し、道路などのインフラを含めた公共資産の現状の把握や将来にわたるコストの試算等を行うとともに、保有量の抑制・圧縮や多機能化及び複合化の推進等の施設再編の方針を示しましたが、施設再編に対しては慎重な意見も多く寄せられています。

また、各種個別施設計画やインフラの個別の長寿命化計画を策定し、点検・診断に基づく予防保全型のメンテナンスサイクルの構築を目指していますが、一部施設においては、必要な点検・診断が行われず、経年劣化後に大規模修繕等の検討が必要になるケースが散見されています。

庁舎等公共施設の跡利用に際しては、地域住民の意向と行財政の有効性を勘案しながら、民間活力の導入も視野に入れ、地域振興及び地域福祉の向上などの活用を図る必要があります。



主な課題

- 公共施設マネジメントに基づく施設の再編等が進んでいないことから、維持管理経費等の縮減が図られておらず、財政の硬直化の一因となっています。
- 予防保全型のメンテナンスサイクルを構築し、経年劣化後の大規模修繕等を可能な限り減らすことで、財政負担を軽減させることが必要です。
- 施設の再編整理については、行政サービスの継続を求める意見も考慮しながら利活用方針を決定する必要があります。

(2) 主な取組方針

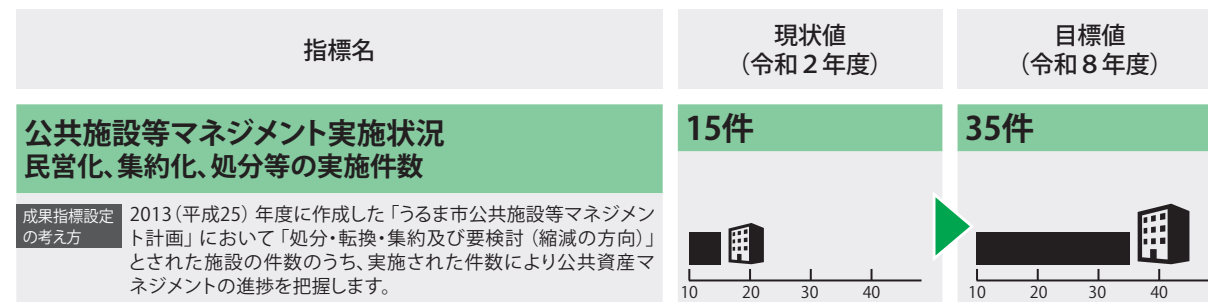
方針1 公共資産マネジメントを推進します

- 「公共施設等総合管理計画」で示した施設再編等の方針について、庁内での意識醸成を図り、保有量の抑制・圧縮や多機能化及び複合化などを推進します。
- 公共施設管理システムのデータの充実を図り、施設を適切に管理運営し続けるマネジメントサイクルを確立します。
- 施設の予防保全のために必要な整備体制の強化を推進します。
- 本市が保有・管理している公共施設等については、民営化、貸付・売却等の様々な取組みを行い、公共施設等の維持に発生する費用を抑制します。
- 道路、橋梁、公園、河川、上下水道等のインフラ資産については、個別の長寿命化計画等に基づき、予防保全の観点から、点検・診断及び修繕・更新のメンテナンスサイクルを構築するなど、持続可能なインフラメンテナンスを実現します。

方針2 公有資産の利活用を推進します

- 庁舎等の跡利用については、民間発意による跡利用や行政として必要な機能を検討しながら、本市及び地域にとって有益な跡利用を推進します。

(3) 成果指標



(4) 協働 ～ともに進めるために～

市民・個人

- ・ 公共施設のあり方を理解し、適正な利用、活用に協力しましょう。
- ・ 公共施設を利用する場合は、適正な受益者負担に協力しましょう。

(5) 関連する個別計画

計画名	計画期間	前期基本計画					後期基本計画					
		H28以前	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
● うるま市公共施設等マネジメント計画	平成26年度～令和35年度	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
● うるま市公共施設等総合管理計画	平成29年度～令和35年度	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
● うるま市公共施設等維持保全計画(個別施設計画)	令和3年度～令和35年度	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
● 各公共施設等の個別施設計画	<各計画により異なる>	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■



第3編

第3章 分野横断施策

横断施策

島しょ地域の振興

第3章 分野横断施策

島しょ地域の人口は、一貫して減少傾向にあります。今後もこの状況が続くと、少子高齢化の加速や生産年齢人口の減少に伴い、地域産業の停滞、歴史・文化の継承への影響、地域コミュニティ力の低下など、地域社会の活力を維持していく上で大きな影響を及ぼすことが想定されます。

そのため、島しょ地域における著しい人口減少に歯止めをかけ、活力ある地域を回復・維持するため、すべての分野で横断的に取り組む必要があることから、分野横断施策として位置付けています。

第2次うるま市総合計画 後期基本計画

分野横断施策	
横断策	島しょ地域の振興
担当課	企画政策課
関連課	DX推進課／危機管理課／介護長寿課／障がい福祉課／こども政策課／こども教育保育推進課／こども家庭課／市民協働課／健康支援課／環境課／産業政策課／農政課／農業委員会／農水産整備課／商工労政課／観光振興課／都市政策課／道路整備課／維持管理課／下水道課／消防総務課／学務課／学校教育課／文化財課
施策の目的	<p>対象 ●島しょ地域に住む市民（伊計島・宮城島・平安座島・浜比嘉島・津堅島） ●観光客、移住者等</p> <p>意図 ●人口減少に歯止めをかける ●子育て・教育環境を充実させる ●移住促進、関係人口を創出する ●生活環境基盤を充実させる ●雇用の場を維持・創出する</p>
施策の基本方針	離島の地理的及び自然的特性を生かし、多様な主体による交流促進や地域活性化につながる取組みを推進するとともに、豊かな自然環境を保全し、多様な文化を継承することを通し、島しょ地域の住民と移住者に島への愛着や誇りを醸成します。

SDGsの目標



(1) 現状と課題

本市には、10の島々があり、これらのうち平安座島、宮城島、伊計島、浜比嘉島、藪地島（無人島）の5つの島は海中道路と橋によって本島と結ばれています。残り5島のうち有人の津堅島は、中部地区唯一の有人離島として沖縄振興特別措置法に基づく指定離島に指定されており、島への交通アクセスは、平敷屋港と津堅港を結ぶ海上交通のみとなっています。

島しょ地域は、昔ながらの沖縄の原風景や豊かな自然、地域特有の伝統文化・行事、様々な文化財などが数多く残る魅力的な地域です。自然の保護や伝統文化の継承を推進し、本市の財産として後世に残す取組みを行う必要があります。

島しょ地域では、人口が増加している本島地区とは異なり、ここ5年間で約10%もの急速な人口減少が進んでおり、若者の流出や出生数の減少により、少子高齢化が進み、地域コミュニティの弱体化が深刻な課題となっています。

人口の減少に伴う空き家の増加も課題となっており、危険家屋化が懸念されます。2016（平成28）年度に実施した調査結果では、島しょ地域全体で約280件の空き家が確認されているものの、その多くは大規模な改修が必要となっており、家主や移住者の費用負担が大きいことや、仏壇の影響なども移住を鈍化させている原因のひとつとなっています。

主な課題

- 人口減少に伴う地域コミュニティの弱体化を防ぐ必要があります。
- 基幹産業である農水産業の強化と新たな雇用機会を創出する必要があります。
- 島しょ地域の特性にあった教育環境を提供する必要があります。
- 生活基盤であるインフラ環境の充実が求められています。
- 高齢化に対応する福祉サービスの充実と救急搬送体制の強化が求められています。

(2) 主な取組方針

方針1 移住を促進し関係人口を増やします

- 移住者の受け入れに向けた住宅の確保のため、空き家等の活用について、所有者や地域住民と連携した本市独自の体制を構築します。また、移住生活に関する情報の集約化を図り、島しょ地域の魅力と併せてホームページやSNS等を活用し発信します。
- U/Iターンにつながる事業を構築し、財源としてふるさと応援寄附金や企業版ふるさと納税の活用を検討します。
- 観光客の増加や交流人口の増加に向け、民泊を推進するとともに、島の特色を生かしたイベントやサイクルツーリズムを推進します。
- N高等学校のスクーリングに合わせ、地域住民との交流促進や島しょ地域の魅力を積極的に情報発信しつつ、島の特色を生かしたイベントも推進し、関係人口の創出拡大を図ります。

方針2 地域活性化及び雇用機会を創出します

- 島しょ地域の基幹産業である農水産業については、農業活性化プラン等に基づき、関係者と協議しながら、各地域の特性に合った支援を実施します。
- 津堅島は、沖縄振興特別措置法に基づく指定離島であり、沖縄離島活性化推進事業が活用可能なため、関係課と連携を図りながら、持続可能な社会の形成に向けて先導的な事業に取り組んでいきます。
- テレワークやワーケーションにより交流人口や関係人口の創出を推進します。
- 島しょ地域の伝統文化等の保存継承に努めます。

方針3 子育て環境を充実させます

- 子どもが少人数であるという特性を活かし、小規模特認校制度¹¹⁸など個々に応じた指導体制を充実させ、広く周知します。併せて、地域の伝統文化や地域行事などを体験学習に活用するなど、地域の特色を生かした教育を実施します。
- 就学前児童を含む家族が移住することを想定し、少人数での幼児教育・保育の支援体制やその他、子育て支援策について方向性などを定めます。

方針4 生活環境を充実させます

- 津堅島住民の唯一の移動手段である離島航路を維持確保するとともに、津堅島住民の船賃負担軽減のため、引き続き、県で実施している離島住民等交通コスト負担軽減事業の継続的な実施について、県と連携し取り組みます。
- 移住者の住宅確保に向けて取り組みます。
- 電気自動車（EV）を活用した交通インフラの構築に向けて取り組みます。また、観光振興等の手段としての活用を検討します。
- 集落内外の生活道路整備については、地域からの要望や優先度等を考慮し、計画的に進めます。
- 台風や大雨時に氾濫する排水路等の整備については、気象状況の観察結果を踏まえた緊急性等を考慮し、必要に応じて改修等を実施します。
- 島しょ地域の住民に対し、ごみ分別の徹底を促進するための環境教育を実施します。
- 伊計・屋慶名区間路線バスについては、島しょ地域における重要な公共交通機関であることから、運行事業者と協力・連携し、その維持・確保のため、利用者増に向けた取組みを実施します。
- 公衆衛生の向上及び公共用水域の水質保全のため、「うるま市污水处理構想」に基づき、平安座地区においては公共下水道整備の推進、津堅地区においては、農業集落排水施設への接続促進、その他の島しょ地域においては、合併処理浄化槽設置区域と定め、合併処理浄化槽の設置に関して補助制度により支援し、設置促進に努めます。
- 災害等の発生を想定した避難訓練や防災キャンプ等の訓練を実施し、応急復旧等を速やかに行う災害対応力を養成するとともに、「自助」「共助」の意識を育みます。また、救急搬送や災害時における防災備蓄品等の搬送が迅速に実施できるよう関係機関と連携を図り、支援体制を強化していきます。
- 津堅島における高度な情報通信技術の利活用環境の整備を図るため、超高速ブロードバンドの整備について県へ働きかけます。



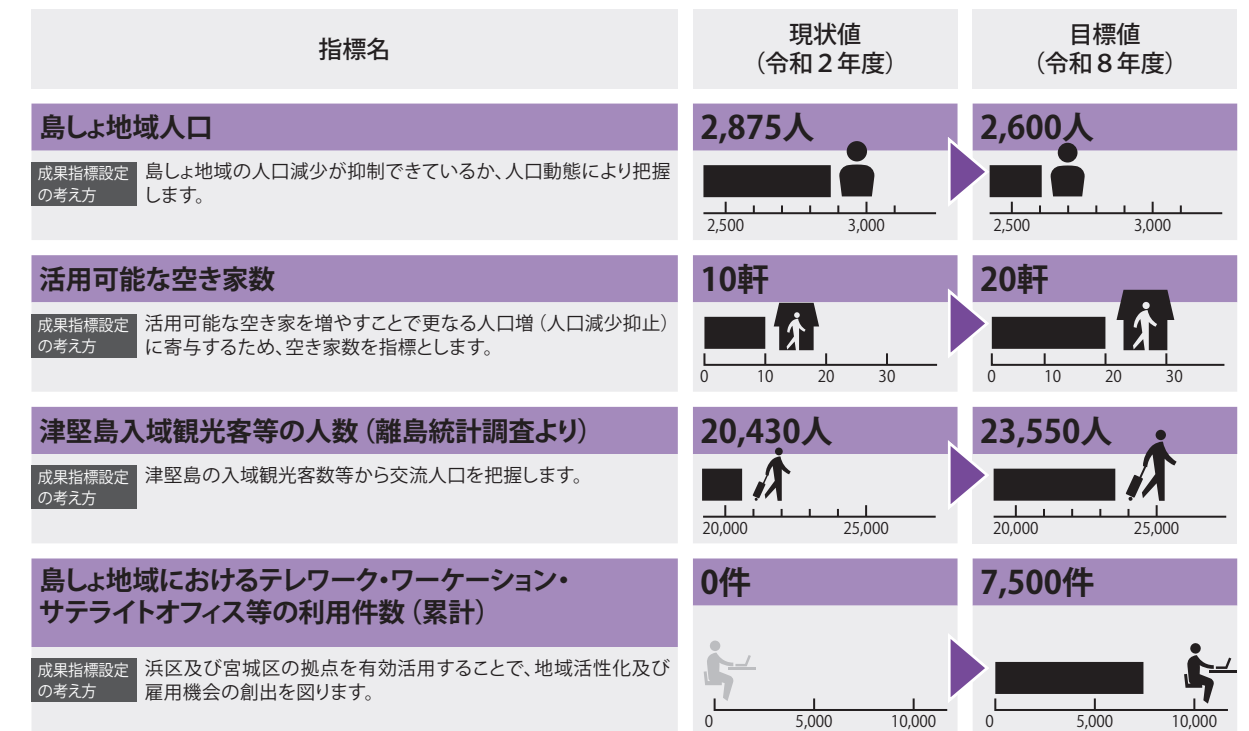
118 小規模特認校制度

特色ある教育環境の小規模校で学びたい子どもたちが、一定の条件のもと、通学区域外の市内のどこからでも通うことができる制度です。

方針5 地域福祉・地域医療を充実させます

- 高齢者福祉並びに津堅島介護保険地域密着型サービス施設及び宮城島介護保険地域密着型サービス施設を拠点とした介護保険サービスを推進します。
- 津堅島における障害福祉事業の円滑な提供を図るため、津堅島に居住する障がい者に対し、居宅での支援等を行う島外に所在する事業者を対象に、海路交通費等の助成金を継続して支援します。
- 津堅島消防団員が高齢化傾向にあることから、救急搬送体制を維持するため、消防・防災体制の強化を推進します。
- 救急搬送体制については、中城海上保安本部及び沖縄県ドクターヘリ等の関係機関と連携を継続します。また、沖縄県防災ヘリの導入及び運用へ向けて関係機関との連携に努め、離島の医療体制の基盤整備を推進します。
- 津堅島診療所について、津堅診療所等安全安心体制確保事業等により、医療従事者の安全確保に取り組む等、今後も関係機関と連携し支援します。
- 無歯科医地区である津堅歯科診療の継続に取り組みます。

(3) 成果指標



(4) 協働 ～ともに進めるために～

市民・個人

- ・ 自然環境や地域文化の保全と継承に努めましょう。
- ・ 島しょ地域のイベント等に参加し、島しょ地域との交流に努めましょう。
- ・ 島しょ地域の空き家の所有者は、県内外からの受け入れに協力しましょう。
- ・ 地域における支え合いの担い手として積極的な社会参加に努めましょう。

自治会・地域

- ・ 路上廃車や放置ごみのない、きれいな島づくりに努めましょう。
- ・ 支援を必要とする人を見守り支え合いましょう。

企業・NPO団体

- ・ 島しょ地域での活動や雇用確保に努めましょう。
- ・ 支援を必要とする人との関係を深め、積極的に支援し、地域福祉の推進に参画しましょう。

(5) 関連する個別計画

計画名	計画期間	前期基本計画					後期基本計画					R9以降	
		H28以前	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7		R8
● 宮城・伊計辺地総合整備計画	令和元年度～令和5年度												
● 津堅辺地総合整備計画	平成30年度～令和4年度												
● 津堅島農業再生・活性化プラン	令和元年度～令和6年度												
● 津堅島振興総合計画	令和3年度～令和8年度												
● うるま市高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画	令和3年度～令和5年度												

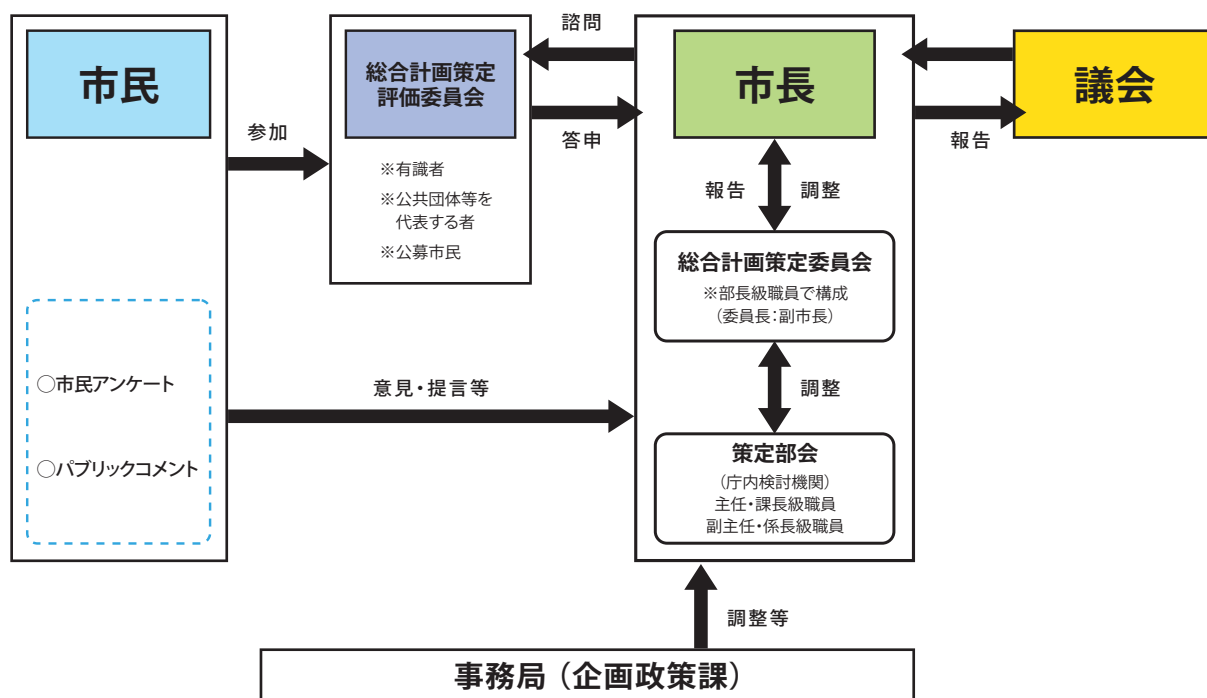


資料編

参考資料

1. 総合計画策定に関する経緯
2. 総合計画策定の経過
3. うるま市総合計画策定評価委員会規則
4. うるま市総合計画策定に関する規程
5. うるま市総合計画策定評価委員会等名簿
6. 諮問及び答申

1. 総合計画策定に関する経緯



2. 総合計画策定の経過

(1) うるま市総合計画策定評価委員会

回数	日程	審議事項等
第1回	令和3年4月28日	市長からの諮問、施策ヒアリング及び意見交換
第2回	令和3年5月14日	施策ヒアリング及び意見交換
第3回	令和3年10月4日	後期基本計画策定について 施策ヒアリング及び意見交換（書面質疑）
第4回	令和3年11月29日	後期基本計画策定について
第5回	令和4年1月19日	後期基本計画策定について
第6回	令和4年2月3日	答申

(2) うるま市総合計画策定委員会

回数	日程	検討事項
第1回	令和3年6月30日	前期基本計画の振り返り検証について 基礎調査結果について
第2回	令和3年8月31日	後期基本計画（第1稿）の確認について
第3回	令和3年11月17日	後期基本計画（素案）の確認について
第4回	令和4年1月11日	後期基本計画（素案）の確認について

(3) 市民参画

日程	取組み	内容
令和3年 2月～3月	市民アンケート調査	○18歳以上の市民 1,500人 ○自治会協力依頼分 315部 ○回収数：586件 ○回収率：32%
令和3年 11月9日～11日	地域説明会	○総合計画の周知、市民協働への意識醸成 ○参加者：3地域計 20人程度
令和3年 12月10日～28日	パブリックコメント	○コメント数：2件（2名）

3. うるま市総合計画策定評価委員会規則

平成27年7月16日 規則第36号

(趣旨)

第1条 この規則は、うるま市附属機関設置条例(平成17年うるま市条例第19号)第3条の規定に基づき、うるま市総合計画策定評価委員会(以下「委員会」という。)の所掌事項、組織、任期及びその運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 委員会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議を行い市長に答申するものとする。

- うるま市総合計画の策定に関すること。
- うるま市総合計画の評価及び進捗管理に関すること。
- その他うるま市総合計画に関し、必要と認められる事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる者の中から市長が委嘱する。

- 学識経験を有する者
- 公共的団体等を代表する者
- 公募の市民
- その他特に市長が必要と認める者

2 委員は、15名以内で組織する。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年以内とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任することができるものとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

(関係者の出席)

第7条 委員長が必要と認めるときは、委員会の議事に関係のある者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(専門部会)

第8条 委員長が必要と認めるときは、専門的事項を分掌させるため、委員会に専門部会(以下「部会」という。)を置くことができる。

2 部会の委員は、委員会に属する委員のうちから委員長が指名する。

3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員のうちから委員長が指名する。

4 前2条の規定は、部会の会議について準用する。この場合において、「委員会」とあるものは「部会」と、「委員長」とあるものは「部会長」と読み替えるものとする。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、企画部企画政策課において処理する。

(委任)

第10条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成28年3月28日規則第16号)抄

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

第1編

第2編

第3編

基本目標 ①

基本目標 ②

基本目標 ③

基本目標 ④

基本目標 ⑤

基本目標 ⑥

分野横断施策

参考資料

第1編

第2編

第3編

基本目標 ①

基本目標 ②

基本目標 ③

基本目標 ④

基本目標 ⑤

基本目標 ⑥

分野横断施策

参考資料

4.うるま市総合計画策定に関する規程

平成17年 7月1日 訓令第76号
改正 平成19年 3月14日 訓令第5号
平成26年 3月11日 訓令第8号
平成27年 7月16日 訓令第27号
平成28年 3月25日 訓令第24号

(趣旨)

第1条 この訓令は、うるま市総合計画(以下「総合計画」という。)の策定に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 総合計画 本市の将来の健全な発展を促進するために策定する市政の総合的計画をいい、基本構想、基本計画及び実施計画からなるものとする。
- (2) 基本構想 本市の将来の都市像を描き、都市づくりの方針を明らかにする計画をいう。
- (3) 基本計画 基本構想に基づき具体的な都市発展、市民生活向上のための方策、手段の大綱を表した計画をいう。
- (4) 実施計画 基本計画に基づき、具体的な事業の実施に関する計画

(計画策定の原則)

第3条 総合計画は、行政各部門相互の有機的相关を図るとともに、関係諸団体と連絡調整を保ちつつ、長期的視点と広域的視野にたつて、総合的かつ計画的に全体として秩序と調和のあるものとし、本市の発展に資するよう策定しなければならない。

(基本構想の期間等)

第4条 基本構想の期間は、10年とし、原則として10年を経過することに検討を加え、更に10年間の計画として策定する。

(基本計画の期間等)

第5条 基本計画の期間は、原則として5年とし、5年を経過することに検討を加え、更に5年間の計画として社会経済等の情勢の推移に適合するように策定するものとする。

2 基本計画は、前項の場合のほか、特に著しい社会経済情勢の変化又は特別な理由がない限り変更することができない。

(実施計画の期間等)

第6条 実施計画の期間は、3年とし、単年度ごとに区

分し、1年度を経過することに検討を加え、更に3年間の計画として策定する。

2 実施計画は、次の各号のいずれかの理由による場合のほか、これを変更することができない。

- (1) 前項の規定により変更するとき。
- (2) 基本計画が変更されたとき。
- (3) 国又は県の計画の変更により著しい事務事業量の増減が生じたとき。
- (4) 災害その他やむを得ない事情が生じたとき。
- (5) その他市長が必要と認めるとき。

(総合計画策定委員会)

第7条 総合計画を策定するため、うるま市総合計画策定委員会(以下「委員会」という。)を置く。

2 委員会は、副市長、教育長、市長事務部局の部長、参事(決裁権を有しない者を除く。)、教育委員会の部長、消防長、水道部長及び議会事務局長で組織し、委員長に副市長、副委員長に企画部長をもって充てる。

(委員会の職務等)

第8条 委員会は、総合計画に関する事項を調査審議する。

2 委員長は、委員会で調査審議した事項について、市長に報告しなければならない。

(委員会の会議)

第9条 委員会の会議は、必要に応じ委員長が招集する。

(委員会の庶務)

第10条 委員会の庶務は、企画部企画政策課において処理する。

(主任及び副主任)

第11条 総合計画に関する事務を担当させるため、各部(水道部、教育委員会、消防本部、議会事務局、農業委員会事務局を含む。)に総合計画策定主任及び総合計画策定副主任(以下「主任及び副主任」という。)若干人を置く。

2 主任及び副主任は、当該部に所属する職員のうちから市長が任命する。

(主任及び副主任の職務等)

第12条 主任及び副主任は、所属部長の指揮を受けて、当該部に係る総合計画に含まれるべき事務事業の方針及び具体的計画を立案し、並びにこれらに関連する連絡調整に関する事務を処理する。

2 主任及び副主任は、必要と認めるときは、関係職員に対し資料を提出させ、又は説明を求めることができる。

(連絡会議)

第13条 企画部長は、必要と認めるときは、主任及び副主任を招集し、連絡会議を開くことができる。

(原案の作成)

第14条 総合計画は、市長が定める方針に従い、委員会が総合調整して原案を作成する。

(総合計画の決定)

第15条 総合計画は、委員会で作成した原案に基づき市長が決定する。ただし、基本構想及び基本計画については、あらかじめうるま市総合計画策定評価委員会に諮問し、答申を受けるものとする。

(補則)

第16条 この訓令に定めるもののほか、うるま市総合計画策定に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成17年7月1日から施行する。

附 則(平成19年3月14日訓令第5号)

(施行期日)

1 この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この訓令の施行の際現に在職する収入役の職務等の取り扱い、地方自治法の一部を改正する法律(平成18年法律第53号)附則第3条第1項の規定により当該収入役の任期中在職する間に限り、この訓令の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 前項の場合において、この訓令による改正前のうるま市総合計画に関する規程第7条の規定は、なおその効力を有する。

附 則(平成26年3月11日訓令第8号)

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成27年7月16日訓令第27号)

この訓令は、平成27年7月16日から施行する。

附 則(平成28年3月25日訓令第24号)

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

5.うるま市総合計画 策定評価委員会等名簿

(1)総合計画策定評価委員会


職名	氏名
委員長	瀬口 浩一
副委員長(公募市民)	宮城 榮治
委員	湯之上 淳子
委員	兼城 佐代子
委員	国吉 千景
委員	與儀 光二
委員	富山 潤
委員	名護 徹

(2)総合計画策定委員会

部署名	役職	氏名
1 副市長		佐久川 篤
2 教育委員会	教育長	嘉手苺 弘美
3 企画部	部長	金城 和明
4 総務部	部長	古謝 哲也
5 福祉部	部長	幸地 美和
6 こども部	部長	金城 妙子
7 市民部	部長	新里 禎規
8 経済部	部長	松岡 秀光
9 都市建設部	部長	目取真 康史
10 企画部	参事	中里 和央
11 都市建設部	参事	浜田 宗賢
12 教育部	部長	赤嶺 勝
13 指導部	部長	宇江城 聖子
14 水道部	部長	儀保 一盛
15 消防本部	消防長	新垣 隆
16 会計課	会計管理者	安慶名 優子
17 議会事務局	局長	長嶺 斉

6. 諮問及び答申


(1) 諮問



諮 問 書

う 企 第 19003 号
令和 3 年 4 月 2 8 日

うるま市総合計画策定評価委員会
委員長 瀬口 浩一 様

うるま市長 島袋 俊夫 

総合計画の評価等について（諮問）

本市は、平成 29 年 3 月に「第 2 次うるま市総合計画」を策定いたしました。
この総合計画の推進にあたっては、毎年度、市民参画により施策の進捗状況を点検する「施策評価」を実施し、その取り組みの方向性を確認することとしております。


また、令和 4 年度を初年度とする後期基本計画についても前年度に引き続き策定作業を進めることから、下記の事項について、ご審議していただきたく、うるま市総合計画策定評価委員会規則第 2 条の規定に基づき、貴委員会に諮問いたします。

記

諮問内容：(1) 前期基本計画の進捗状況等の評価について
(2) 後期基本計画策定について


以 上

(2) 答申



う 総 第 10 号
令和 4 年 2 月 3 日

うるま市長 中村 正人 殿

うるま市総合計画策定評価委員会
委員長 瀬口 浩一 

第 2 次うるま市総合計画の評価等について（答申）

令和 3 年 4 月 2 8 日付け、う企第 19003 号にて諮問のありました第 2 次うるま市総合計画前期基本計画の進捗状況等の評価及び第 2 次うるま市総合計画後期基本計画の策定について、本委員会でも慎重に議論を重ねた結果、下記のとおり答申します。

記

- コロナ禍により今後の予測が難しい時代を迎えるなか、民間提案制度の活用等を図るとともに、時代の潮流を踏まえ、行政のデジタル化等への対応により、行政改革の観点からも最適な人員配置が実現されることで効率的且つ効果的な行政運営に努めてください。
- 本計画では、誰一人取り残さないを理念とし 2015 年に国連総会で採択された SDGs（Sustainable Development Goals：持続可能な開発目標）との関連性が示されています。様々な施策を SDGs と連動して進めることが効果的だと考えられることから、引き続き持続可能なまちづくりに向け、施策との対応を十分意識して取り組んでください。
- 本計画は、今後 5 年間の市政の基本方針を定めるものであり、本計画を元に実施計画を経て事業化され、実行されるものと考えます。本計画の効果的・効率的かつ着実な執行を展開するため、行政経営マネジメント（施策評価や事務事業評価）等を推進し、実行後の評価検証及び検証結果による改善を行い、基本計画に記載された目標が達成できるよう、市民と連携・協働して取り組むようお願いいたします。

第2次 うるま市総合計画

後期基本計画 2022-2026

編集発行

うるま市役所 企画部 企画政策課

〒904-2292 沖縄県うるま市みどり町一丁目1番1号

TEL:098-973-5005 FAX:098-979-7340